

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成21年2月1日
(第100期) 至 平成22年1月31日

株式会社 東京ドーム

(E04605)

第100期（自平成21年2月1日 至平成22年1月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 東京ドーム

目 次

	頁
第100期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【業績等の概要】	9
2 【生産、受注及び販売の状況】	11
3 【対処すべき課題】	12
4 【事業等のリスク】	30
5 【経営上の重要な契約等】	30
6 【研究開発活動】	30
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	31
第3 【設備の状況】	32
1 【設備投資等の概要】	32
2 【主要な設備の状況】	32
3 【設備の新設、除却等の計画】	33
第4 【提出会社の状況】	34
1 【株式等の状況】	34
2 【自己株式の取得等の状況】	37
3 【配当政策】	38
4 【株価の推移】	38
5 【役員の状況】	39
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	42
第5 【経理の状況】	49
1 【連結財務諸表等】	50
2 【財務諸表等】	81
第6 【提出会社の株式事務の概要】	108
第7 【提出会社の参考情報】	109
1 【提出会社の親会社等の情報】	109
2 【その他の参考情報】	109
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	110
監査報告書	
内部統制報告書	
確認書	

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年 4月28日

【事業年度】 第100期(自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)

【会社名】 株式会社東京ドーム

【英訳名】 TOKYO DOME CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 久 代 信 次

【本店の所在の場所】 東京都文京区後楽1丁目3番61号

【電話番号】 03(3811)2111

【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 田 中 雅 昭

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区後楽1丁目3番61号

【電話番号】 03(3811)2111

【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 田 中 雅 昭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第96期	第97期	第98期	第99期	第100期
決算年月	平成18年 1月	平成19年 1月	平成20年 1月	平成21年 1月	平成22年 1月
売上高 (百万円)	98,370	96,751	87,729	87,489	81,924
経常利益 (百万円)	9,448	9,255	12,060	10,528	8,295
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	6,651	△86,659	7,811	6,676	△1,004
純資産額 (百万円)	139,749	43,245	47,072	49,186	51,501
総資産額 (百万円)	539,326	345,968	319,841	314,833	307,992
1株当たり純資産額 (円)	751.87	231.86	248.24	257.96	270.20
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	36.69	△464.89	41.57	35.11	△5.27
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	25.9	12.5	14.7	15.6	16.7
自己資本利益率 (%)	5.1	△94.7	17.3	13.9	△2.0
株価収益率 (倍)	19.46	—	14.36	7.75	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	46,268	28,454	15,853	14,618	13,978
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,190	50,523	1,575	△8,962	△7,600
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△37,621	△86,164	△23,656	△4,141	△7,640
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	26,144	18,958	12,918	14,433	13,170
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	1,840 [1,645]	1,844 [1,595]	1,709 [1,467]	1,755 [1,396]	1,902 [1,443]

(注) 1 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税)は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、平成18年1月期、平成20年1月期及び平成21年1月期においては潜在株式が存在しないため、また平成19年1月期及び平成22年1月期は1株当たり当期純損失計上であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 株価収益率については、平成19年1月期及び平成22年1月期は当期純損失計上のため記載しておりません。

4 平成19年1月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第96期	第97期	第98期	第99期	第100期
決算年月		平成18年 1月	平成19年 1月	平成20年 1月	平成21年 1月	平成22年 1月
売上高	(百万円)	61,059	60,657	58,519	59,893	56,985
経常利益	(百万円)	7,179	8,106	7,584	6,711	5,621
当期純利益又は 当期純損失(△)	(百万円)	2,857	△71,951	4,417	4,099	△4,348
資本金	(百万円)	32,867	32,867	2,038	2,038	2,038
発行済株式総数	(株)	191,714,840	191,714,840	191,714,840	191,714,840	191,714,840
純資産額	(百万円)	135,443	55,744	54,946	53,823	53,530
総資産額	(百万円)	501,691	342,831	320,883	319,184	315,021
1株当たり純資産額	(円)	707.87	291.46	287.40	281.79	280.36
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額)	(円)	5.00	—	3.00	5.00	5.00
	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	(円)	14.93	△376.12	23.10	21.45	△22.77
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	27.0	16.3	17.1	16.9	17.0
自己資本利益率	(%)	2.2	△75.3	8.0	7.5	△8.1
株価収益率	(倍)	47.8	—	25.8	12.7	—
配当性向	(%)	33.5	—	13.0	23.3	—
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(名)	790 [862]	781 [741]	793 [751]	801 [694]	806 [747]

- (注) 1 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税)は含まれておりません。
- 2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、平成18年1月期、平成20年1月期及び平成21年1月期においては潜在株式が存在しないため、また平成19年1月期及び平成22年1月期は1株当たり当期純損失計上であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 3 株価収益率については、平成19年1月期及び平成22年1月期は当期純損失計上のため記載しておりません。
- 4 平成19年1月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

2 【沿革】

昭和11年12月25日	プロ野球専用球場建設のため資本金200万円にて設立。
昭和12年 9月	野球場竣工。
昭和17年 9月	連結子会社後樂園不動産(株)設立。
昭和24年 5月	東京証券取引所に株式上場。
昭和24年 7月	大阪証券取引所に株式上場。
昭和24年10月	競輪場竣工。
昭和30年 7月	機械化された都市型遊園地開園。
昭和34年 8月	連結子会社(株)上越後樂園設立。
昭和34年12月	石打後樂園スキー場開場。
昭和37年 1月～ 4月	ボウリング会館(現青いビル)開館(サウナ、ホール、飲食店等)。
昭和37年 2月	連結子会社(株)後樂園フードサービス設立。
昭和40年 8月	熱海後樂園ホテル開場。
昭和46年 9月	連結子会社(株)後樂園ロコモティヴ設立。
昭和47年 5月	連結子会社(株)北海道後樂園設立。
昭和48年 3月	都営競輪廃止。
昭和48年 4月	黄色いビル(場外馬券発売場、ローラースケート場、ボウリング場等)開場。
昭和48年 9月	札幌後樂園カントリークラブ開場。
昭和52年11月	黄色いビル別館(場外馬券発売場)開場。
昭和55年 2月	連結子会社(株)後樂園ファイナンス設立。
昭和59年 7月	連結子会社(株)熱海後樂園設立。
昭和60年10月	連結子会社(株)大阪後樂園ホテル設立。
昭和61年10月	大阪後樂園ホテル開場。
昭和62年 2月	連結子会社(株)札幌後樂園ホテル設立。
昭和62年 3月	連結子会社(株)西日本後樂園買収。
昭和63年 3月	東京ドーム開場。
昭和63年 6月	札幌後樂園ホテル開場。
平成元年 5月	馬頭後樂園ゴルフコース開場。
平成 2年 9月	(株)後樂園スタジアムを、(株)東京ドームに社名変更。
平成 2年12月	ビッグエッグプラザ1、プリズムホール開場。
平成 4年 7月	ビッグエッグプラザ2、ジオポリス(屋内遊園地)開場。
平成 7年 4月	連結子会社(株)水戸後樂園買収。
平成 8年 5月	水戸後樂園カントリークラブ開場。
平成 9年 2月	連結子会社(株)北海道後樂園観光開発設立。
平成11年 2月	連結子会社(株)東京ドームホテル設立。
平成12年 3月	連結子会社(株)東京ドーム・リゾートオペレーションズ設立。
平成12年 6月	東京ドームホテル開場。
	市原後樂園ゴルフ&スポーツ開場。
平成13年 2月	大阪後樂園ホテル閉鎖。
平成14年 1月	連結子会社(株)大阪後樂園ホテル清算終了。
平成14年 7月	連結子会社(株)熱海後樂園清算終了。
平成15年 5月	ラクーア開場。
平成16年 7月	連結子会社(株)上越後樂園清算終了。
平成16年12月	松戸公産(株)を株式交換により完全子会社化。
平成18年11月	連結子会社(株)後樂園ファイナンスの全株式を売却。
平成19年 5月	札幌後樂園カントリークラブ、馬頭後樂園ゴルフコース&ホテル、水戸後樂園カントリークラブ、市原後樂園ゴルフ&スポーツ、城島後樂園ゆうえんち/ホテル/カントリークラブ事業譲渡。
平成19年 8月	舞子後樂園スキー場(旧石打後樂園スキー場)&ホテル事業譲渡。
平成20年 3月	ミーツポート開場。
平成21年 4月	屋内遊園地「ジオポリス」リニューアルオープン

3 【事業の内容】

当社及び当社の関係会社(当社、連結子会社14社、持分法適用関連会社3社(平成22年 1月31日現在)により構成)においては、レジャー事業、流通事業等を営んでおり、各事業における当社及び当社の関係会社の位置付け等は次のとおりであります。

なお、事業の種類別セグメント情報における事業区分と同一であります。

- (1) レジャー事業は主に東京ドーム、遊園地、スパ・フィットネス、飲食店・売店、ホテル、競輪場、ゴルフ場を営んでおります。

東京ドーム……………当社

遊園地……………当社

スパ・フィットネス……当社、(株)後樂園スポーツ*1(平成22年2月1日付で(株)東京ドームスポーツに商号変更)

飲食店・売店……………当社

ホテル……………当社、(株)東京ドームホテル*1、(株)東京ドーム・リゾートオペレーションズ*1、(株)札幌後樂園ホテル*1

競輪場……………松戸公産(株)*1、花月園観光(株)*2

ゴルフ場……………TERREY HILLS GOLF AND COUNTRY CLUB HOLDINGS LTD. *2

その他……………当社、(株)後樂園ロコモティヴ*1、後樂園事業(株)*1、(株)後樂園スポーツ*1、(株)水戸後樂園*1

- (2) 流通事業は化粧品・雑貨小売店を営んでおります。

……………当社

- (3) その他の事業は不動産の賃貸・分譲、ビル管理、立体駐車場等の設計・施工・運営管理、リース、有価証券の保有・管理、ビデオソフト制作、有線テレビジョン放送等を営んでおります。

……………当社、後樂園不動産(株)*1、松戸公産(株)*1、進商事(株)*1、(株)後樂園総合サービス*1

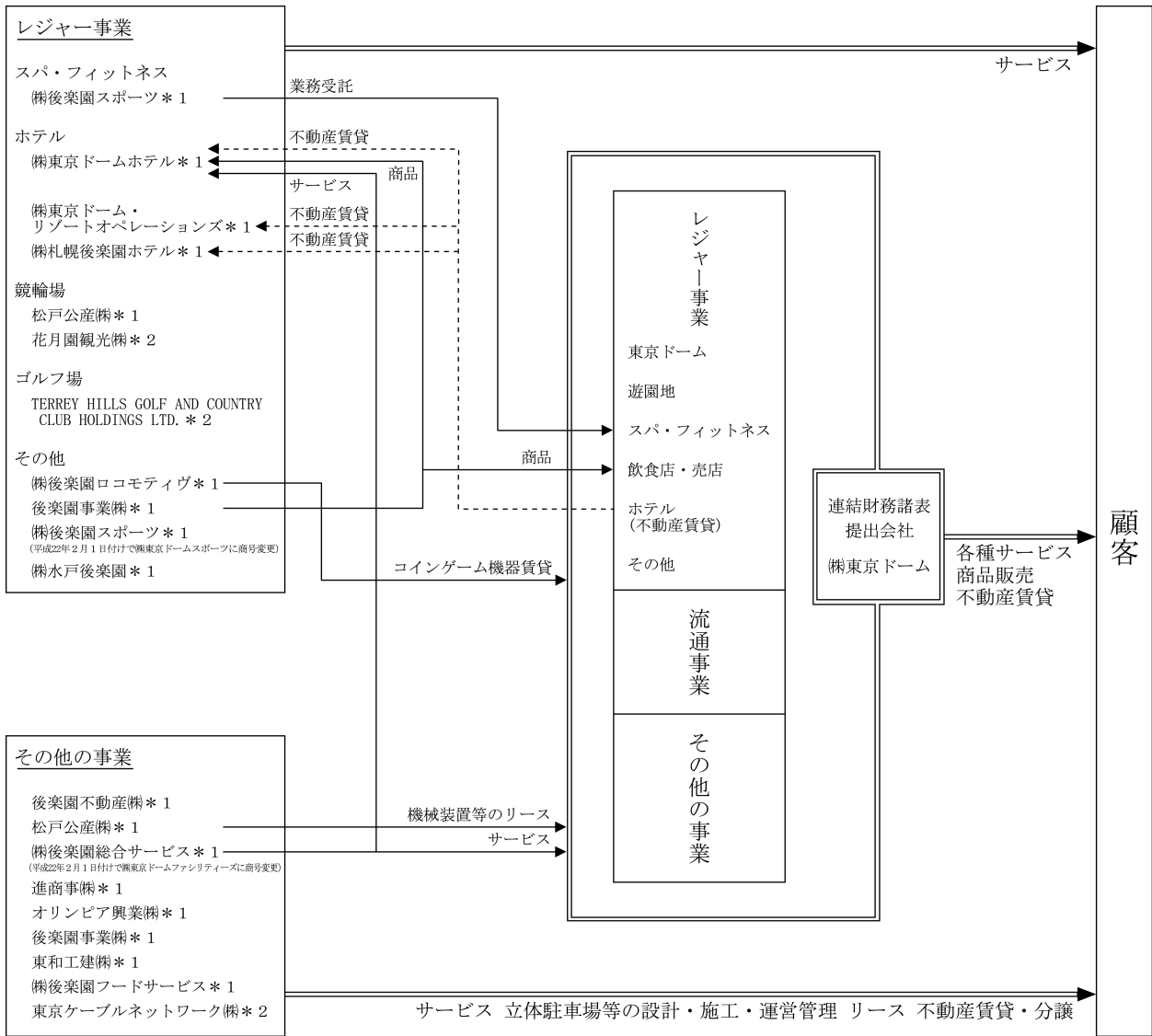
(平成22年2月1日付で(株)東京ドームファシリティーズに商号変更)、

オリンピア興業(株)*1、後樂園事業(株)*1、東和工建(株)*1、

(株)後樂園フードサービス*1、東京ケーブルネットワーク(株)*2

(注) *1 連結子会社 *2 持分法適用関連会社

[事業系統図]



(注) *1 連結子会社14社

*2 持分法適用関連会社3社

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
オリンピア興業㈱ ※6	東京都文京区	10	その他の事業	100.0	資金の貸付 役員の兼任 取締役3名 監査役1名
㈱後楽園フードサービス ※7	東京都文京区	20	その他の事業	100.0	資金の貸付 役員の兼任 取締役1名
㈱後楽園ロコモティヴ	東京都文京区	100	レジャー事業	100.0 (2.5)	営業施設の賃貸、遊戯機器の賃借、資金の貸付 役員の兼任 取締役2(1)名 監査役1名
後楽園不動産㈱	東京都文京区	10	その他の事業	100.0 (1.7)	資金の貸付 役員の兼任 取締役1(1)名 監査役1名
後楽園事業㈱ ※8	東京都文京区	10	レジャー事業 その他の事業	100.0	商品の仕入、資金の貸付 役員の兼任 取締役3名 監査役1名
㈱札幌後楽園ホテル ※9	北海道札幌市 中央区	10	レジャー事業	100.0	商品の仕入、資金の貸付 役員の兼任 取締役3(2)名 監査役1名
㈱後楽園総合サービス	東京都文京区	25	その他の事業	100.0	業務委託 役員の兼任 取締役1(3)名 監査役1名
進商事㈱	東京都文京区	10	その他の事業	100.0 (100.0)	——
㈱水戸後楽園 ※10	東京都文京区	20	レジャー事業	100.0 (0.5)	資金の貸付 役員の兼任 取締役1名
㈱東京ドームホテル ※12	東京都文京区	100	レジャー事業	100.0	営業施設の賃貸、資金の貸付 役員の兼任 取締役3(2)名 監査役1名
㈱東京ドーム・リゾート オペレーションズ	東京都文京区	50	レジャー事業	100.0	営業施設の賃貸、資金の貸付 役員の兼任 取締役1(2)名 監査役1名
松戸公産㈱ ※4	千葉県松戸市	15,202	レジャー事業 その他の事業	100.0	リース取引 役員の兼任 取締役1(5)名 監査役1名
東和工建㈱	埼玉県蕨市	30	その他の事業	100.0 (100.0)	役員の兼任 取締役(1)名
㈱後楽園スポーツ	東京都文京区	10	レジャー事業	100.0	業務委託 役員の兼任 取締役1(1)名 監査役1名
(持分法適用関連会社)					
花園園観光㈱ ※5	神奈川県 横浜市鶴見区	883	レジャー事業	25.6	役員の兼任 取締役2(1)名
東京ケーブルネットワー ク㈱	東京都文京区	1,600	その他の事業	33.9	営業施設の賃貸 役員の兼任 取締役1(1)名 監査役1名
TERREY HILLS GOLF AND COUNTRY CLUB HOLDINGS LTD. ※11	NSW2084 AUSTRALIA	オーストラリア ドル 12,000,000	レジャー事業	50.0	資金の貸付

(注) 1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 「議決権の所有割合」の欄の()は間接所有の割合を示し、内書であります。

3 役員の兼任の括弧内は当社従業員で外書であります。

※4 松戸公産㈱は特定子会社であります。

※5 有価証券報告書を提出しております。

※6 オリンピア興業㈱は債務超過の状況にあり、その債務超過の金額は平成22年1月末時点で7,525百万円であり

ます。
なお、当該債務超過額については、当社は回収見込額を除き、平成22年1月期において引当済であります。

※7 ㈱後楽園フードサービスは債務超過の状況にあり、その債務超過の金額は平成22年1月末時点で9,289百万円

であります。
なお、当該債務超過額については、当社は回収見込額を除き、平成22年1月期において引当済であります。

※8 後楽園事業㈱は債務超過の状況にあり、その債務超過の金額は平成22年1月末時点で3,226百万円であり

ます。
なお、当該債務超過額については、当社は回収見込額を除き、平成22年1月期において引当済であります。

※9 ㈱札幌後楽園ホテルは債務超過の状況にあり、その債務超過の金額は平成22年1月末時点で7,642百万円であり

ます。
なお、当該債務超過額については、当社は回収見込額を除き、平成22年1月期において引当済であります。

※10 ㈱水戸後楽園は債務超過の状況にあり、その債務超過の金額は平成22年1月末時点で21,240百万円であり

ます。
なお、当該債務超過額については、当社は回収見込額を除き、平成22年1月期において引当済であります。

※11 TERREY HILLS GOLF AND COUNTRY CLUB HOLDINGS LTD. は債務超過の状況にあり、その債務超過の金額は平成

22年1月末時点で3,319百万円であります。
なお、当該債務超過額のうち持分に見合う額については、当社は回収見込額を除き、平成22年1月期におい

て引当済であります。

※12 ㈱東京ドームホテルについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が

10%を超えております。

主要な損益情報等

①売上高 13,007百万円
②経常損失 △634百万円
③当期純損失 △686百万円
④純資産額 △945百万円
⑤総資産額 2,746百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年 1月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
レジャー事業	1,389 (1,196)
流通事業	191 (132)
その他の事業	138 (94)
全社(共通)	184 (21)
合計	1,902 (1,443)

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の()は、臨時従業員の年間平均雇用人員で外書であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年 1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
806 (747)	40.7	16.8	6,442

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3 従業員数欄の()は、臨時従業員の年間平均雇用人員で外書であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は、後楽園労働組合(日本労働組合総連合会加盟 組合員数958名)及び後楽園スポーツ労働組合(日本労働組合総連合会加盟 組合員数19名)であります。

現在、労使間に於いて特記すべき係争事項はなく、円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の緊急経済対策の効果もあって、一部には回復の兆しが見られたものの、世界同時不況の影響による企業収益の大幅な減少が続く中、失業率が高止まりするなど、依然として厳しい状況にあります。レジャーサービス業におきましては、新型インフルエンザの影響に加えて、デフレ基調や雇用情勢の悪化などによる消費者の節約志向や生活防衛意識の高まりで個人消費が冷え込み、きわめて厳しい事業環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、平成20年2月から平成23年1月までを対象期間とする3ヶ年中期経営計画「Scale-up」の2年目である当連結会計年度に、「配当の安定継続」、「格付けの向上」、「時価総額の増大」という3つの経営目標の達成に向けて、グループの総力を挙げて取り組みました。

主な取り組みといたしましては、屋内遊園地「ジオポリス」が、平成21年4月にリニューアルオープンし、新設の「シアターGロッソ」と3つのアトラクションが、増収に寄与いたしました。「シアターGロッソ」は、ヒーローショー以外の二次利用も好調で、予想を上回る動員となっております。また、顧客の利用促進を目的とした、グループ施設共通で利用できる「TDポイントプログラム」が平成21年3月にスタートいたしました。会員数は、平成22年1月末現在で30万人を超え、会員向けのPC・モバイルを利用した販促活動も随時おこなっております。同じく3月には、アライアンス(企業間提携)の推進として、(株)ミツウロコより(株)東京ドームおよび(株)後樂園スポーツが業務受託した、横浜駅西口の温浴施設「スパ イアス」がオープンいたしました。

当連結会計年度の業績といたしましては、屋内遊園地「ジオポリス」のリニューアルオープンおよび平成20年3月に開業した複合施設「ミーツポート」の通期稼働による増収はありましたが、景気低迷や新型インフルエンザの影響を背景とする法人需要や個人消費の冷え込みにより、レジャー事業を主力とする当社グループは全般にわたり苦戦を強いられました。

以上の結果、売上高は819億2千4百万円(前年同期比6.4%減)となり、営業利益は83億9千8百万円(前年同期比32.6%減)、経常利益は82億9千5百万円(前年同期比21.2%減)となりました。また、特別損失で投資有価証券評価損51億6千7百万円を計上したことに加え、繰延税金資産の一部28億3千万円を取り崩したことなどにより、誠に遺憾ではございますが、当期純損失10億4百万円を計上するのやむなきに至りました。

事業の種類別セグメント(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む)の業績は、以下のとおりであります。

<レジャー事業>

(東京ドームシティ事業)

東京ドームは、ワールドベースボールクラシック(WBC)東京ラウンド、クライマックスシリーズおよび日本シリーズが開催されたほか、7年ぶりに日本一となった巨人軍の好成績ならびに観客動員策の成果もあり、巨人戦入場者数は回復基調となりました。一方、前連結会計年度に開催されたメジャーリーグおよびアジアシリーズが実施されなかったこと、コンサートや展示会・ビジネスイベントの開催日数が減少したことなどにより、売上は前連結会計年度を下回りました。また、企業の宣伝広告費抑制の影響を受け、媒体関連収入の苦戦が続いております。

東京ドームシティ内の飲食店・売店は、WBCの開催ならびに巨人戦の動員増はあったものの、コンサートの開催日数減もあり減収となりました。

ラクアは、個人消費の低迷を背景に来街者数が落ち込み、入館者数が減少したスパ部門、会員数が減少したフィットネス部門がそれぞれ減収となりました。

東京ドームシティアトラクションズは、屋内遊園地「ジオポリス」が平成21年4月にリニューアルオープンし、新アトラクションの乗り物収入や販売収入、さらに、新シアターの稼働で増収となりました。

主に場外馬券発売場として賃貸している黄色いビルでは、「オフト後樂園」(特別区競馬組合)の売上の減により、売上は前連結会計年度を下回りました。

平成20年3月に開業した「ミーツポート」は、通期稼働により増収となりました。

(ホテル事業)

東京ドームホテルは、円高と新型インフルエンザの影響によるアジア諸国からの団体客の減少、および景気後退によるビジネス客の減少のため、宿泊部門は前年同期比減収となりました。宴会部門も法人需要減退の影響と、婚礼組数の減少により減収となりました。レストラン部門も苦戦を強いられておりますが、昨年7月にリニューアルオープンした「スーパーダイニング リラッサ」がお客様から高い評価を得ております。

熱海後樂園ホテルは、旅行代理店に対する積極的なセールス活動などにより、宿泊客数および宿泊稼働率はほぼ前連結会計年度並の水準を達成し、堅調に推移しました。しかしながら、景気の冷え込みによる付帯収入の減少により、ホテル全体では減収となりました。

札幌後樂園ホテルは、札幌ドーム内の売店が好調であったものの、来道客数の前年割れが続くなか、市内ホテル間の競争激化もあり減収となりました。

(その他のレジャー事業)

松戸公産㈱の松戸競輪場事業では、全国の競輪場入場者数および車券売上高が減少傾向にある中、ナイター開催日に併売と場外発売を積極的に実施したものの、記念競輪の開催がなかったことにより前連結会計年度を下回りました。

また、㈱後樂園スポーツは、積極的に指定管理事業に取り組み、新規の体育施設を運営受託したほか、「スパ イアス」の受託収入により増収となりました。

以上の結果、レジャー事業全体での売上高は698億7千万円(前年同期比6.4%減)、営業利益は120億9千3百万円(前年同期比23.7%減)となりました。

<流通事業>

化粧品を中心に各種雑貨を取り扱う「ショップイン」は、当連結会計年度に新規開店した3店(なんばマルイ店、大宮店、川崎BE店)と、前連結会計年度に改装した店舗の好調などの増収要因はあったものの、水戸店と西神戸店の退店および大型店舗を含む4店の改装に伴う休業により、売上は前連結会計年度を下回りました。

以上の結果、売上高は78億6千9百万円(前年同期比0.3%減)、営業利益は2億4百万円(前年同期比27.8%減)となりました。

<その他の事業>

㈱後樂園総合サービスのビル管理業におきましては、「スパ イアス」の新規受託収入の寄与がありましたが、既存受託施設の利用客減少に伴い客室清掃やリネン売上が減少し、売上は前連結会計年度を下回りました。また、松戸公産㈱による不動産賃貸事業およびリース事業は堅調に推移しております。一方、東和工建㈱の立体駐車場建設事業は請負工事数の減少により減収となりました。

以上の結果、売上高は101億5千3百万円(前年同期比6.4%減)、営業利益は8億3千2百万円(前年同期比20.4%減)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物は、3ヶ年中期経営計画「Scale-up」の目標である「財務基盤の強化」のため有利子負債の削減を進めた結果、前連結会計年度に比べ12億6千2百万円(8.7%)減少し、131億7千万円となりました。

項目	前連結会計年度	当連結会計年度	比較増減 (百万円)
	自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日 (百万円)	自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日 (百万円)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	14,618	13,978	△640
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,962	△7,600	1,361
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,141	△7,640	△3,498
現金及び現金同等物の増減額	1,514	△1,262	△2,777
現金及び現金同等物の期首残高	12,918	14,433	1,514
現金及び現金同等物の期末残高	14,433	13,170	△1,262

営業活動によるキャッシュ・フローは、東京ドームにおけるイベントの減少や東京ドームホテルにおける稼働率の低下等により、139億7千8百万円となり、前連結会計年度比6億4千万円(4.4%)の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形無形固定資産の取得による支出の減少等により、△76億円となり、前連結会計年度比13億6千1百万円の増加となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入れや社債の発行による収入の減少等により、△76億4千万円となり、前連結会計年度比34億9千8百万円の減少となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社及び当社の関係会社においては、レジャー事業、流通事業、その他の事業の3事業を行っており、生産及び受注について該当事項はありません。

(1) 販売の状況

当連結会計年度における販売の状況を事業の種類別セグメントごとに示すと次の通りであります。

事業の種類別セグメント	金額(百万円)	前年同期比(%)
レジャー事業	69,870	△6.4
流通事業	7,869	△0.3
その他の事業	10,153	△6.4
(セグメント間の内部売上高又は振替高)	(5,969)	—
合計	81,924	△6.4

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

今後のわが国経済が、厳しい雇用情勢、デフレの進行などのリスクにより依然として先行き不透明な状況において、当社グループは、本年2月から3ヶ年中期経営計画「Scale-up」の最終年度という節目を迎えておりますが、グループ一丸となって、引き続き以下の3つの経営課題の達成に向けて取り組んでまいります。

「財務基盤の強化」では、有利子負債の削減と収益性の向上を追求し、経営資源の選択と集中を進めて安定した収益基盤を構築するとともに、株主資本を回復させ財務体質の強化を図ってまいります。

「成長へのイノベーション」では、当社グループの最大の収益源である「東京ドームシティ」のエンタテインメント性の拡充を図り、より魅力のある街とし、さらに持続的な成長へ向けてイノベーションを追求することにより、グループの事業価値の増大を図っております。その一環として、本年3月、東京ドームアトラクションズに、「スプラッシュガーデン」が新たにオープンいたしました。ジオポリスのリニューアルに続くアトラクションズエリア再開発である「スプラッシュガーデン」の登場により、お子様連れのお客様中心に、幅広い世代の方々が日常的に憩うことができる快適な空間を提供するとともに、周辺施設との融合を図り相乗効果を醸成してまいります。

また、「TDポイントプログラム」では、今後、さらなる会員の囲い込みおよび利用促進に向けて、顧客情報を有効に活用してまいります。

「社会的責任の追求」では、CSR(企業の社会的責任)の観点から、誠実で責任ある企業活動を推進し、ステークホルダーとのコミュニケーションを通して経営の健全性・透明性を高め、社会的信頼の向上ならびに地域社会との共生に努めることにより、企業価値の向上を図っております。

当社グループにおける長期的な課題としては、財政状態に見合った負債規模の実現、リニューアル・再開発投資のシビアな判別と計画的な実施、弾力的な価格政策の実行、およびさらなる収益構造の改善などが挙げられます。これから策定する新しい中期経営計画においては、これらを長期的観点で整理して、中期的に取り組むべき課題を明確にしてまいりたいと考えております。

こうした取り組みの土台となり、当社グループの持続的な成長に必要なのは、大きく変化する消費者心理にどう対応していくかであると考えます。お客様に新たな価値を提供し、他企業との差別化を図り、当社グループの優位性を確保すること、また、3つの経営課題を達成するためのアクションプランを着実に実行していくことで、現在の難局を乗り越えていく方針であります。

当社グループは、「お客様と『感動』を共有し、豊かな社会の実現に貢献する」という経営理念を実践すべく、老若男女が楽しめる都市型レジャースタイルの構築と提案を使命とし、今後もレジャーサービス業のリーディングカンパニーであり続けるために、グループの総力を結集して事業に邁進する所存であります。

(株式会社の支配に関する基本方針)

(1) 基本方針の内容

当社は、当社グループの財務および事業の方針の決定を支配する者とは、当社グループの経営の基本理念および企業価値とその源泉、ならびに当社グループを支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

もとより当社は、株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、株式会社である以上、買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等が当社グループの企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、当社取締役会や株主の皆様に対して当該大規模買付行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要するおそれがあるものなど、当社グループの企業価値および株主共同の利益に合わないものも想定されます。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、大規模買付行為が行われる場合には、

- ① 株主の皆様から適切にご判断をいただくために、適時、適切に適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、大規模買付者から提供された大規模買付に関する情報、当社取締役会の大規模買付情報に対する評価、検討結果、意見、代替案および大規模買付者との交渉内容、その他、株主および投資家の皆様の判断に有益な情報等を開示すること、
- ② 株主の皆様が当該大規模買付行為に賛同されるか否かについて、十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会という株式会社の基本的な意思決定の場において表明する機会を確保すること、

が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために重要であり、株主の皆様から経営の負託を受けた当社取締役会の責務であると考えております。

(2) 当社グループの企業価値の源泉および基本方針の実現のための取り組み

① 当社グループの企業価値の源泉について

(ア) プロ野球の発展とともに

当社は、昭和11年12月25日に設立され、翌12年9月にはプロ野球専用球場として「後樂園球場」を東京・水道橋に完成し、事業の第一歩を記しました。その後、野球が国民的スポーツとして隆盛を誇る中、当社は、読売巨人軍と日本ハムファイターズの本拠地である「後樂園球場」の設備を充実し、野球観戦のお客様へのサービス向上に心がけてまいりました。そして、昭和63年には我が国初の屋根付き球場である「東京ドーム」を完成し、野球観戦を一層快適な娯楽にするなど、野球を更なる発展に導く一端を担わせていただいております。

(イ) 東京ドームシティの開発

当社は昭和30年に東京・水道橋に「後樂園ゆうえんち」を開業いたしました。ジェットコースターなど当時最新の遊戯機器を導入した「後樂園ゆうえんち」は以後、「東京ドームシティ アトラクションズ」と名称を変えた現在まで、常に最新のアトラクションを導入し、大勢のお客様にご利用いただいております。更に、30年以上に及ぶ「ヒーローショー」や、夜の遊園地営業の先駆けとなった「ルナ・パーク」の様な多彩な催事を開催し、我が国随一の都市型遊園地として、お客様へ夢と楽しみを提供しております。

平成12年には都内屈指の客室数を誇る「東京ドームホテル」を開業し、さらに、平成15年に開業した「ラクーア」は、都心の温泉ブームの火付け役となりました。また、平成20年には、多目的ホール・飲食・緑を融合した新施設「ミーツポート」を開場いたしました。

当社グループは、本社地区(東京・水道橋)一帯を「東京ドームシティ」と名付け、上記のように、限られた経営資源を集中的に投入して一層有効に活用し、各種のレジャーを集約して相乗効果を発揮させることを目指してまいりました。お蔭をもちまして「東京ドームシティ」は今や日本のランドマークの一つに発展いたしました。当社は今後も東京ドームシティの開発に尽力し、多彩な経営施策の展開により、レジャー産業のリーディング・カンパニーとして、「豊かな社会」の実現に貢献することを目指してまいります。

(ウ)憩いの空間…ホテル事業等

当社グループは、ホテル事業を通じてお客様に「憩い」をコンセプトとするサービスを提供しております。

前述の「東京ドームホテル」に加え、「熱海後楽園ホテル」は開業40年を超え、その立地と伝統に支えられるとともに、絶え間なく設備の更新を行うことにより、お客様にご好評をいただいております。また、札幌の名所・大通公園に面し、観光のお客様ならびに地元のお客様にご愛顧いただいております「札幌後楽園ホテル」は、平成20年に開業20周年を迎えました。

(エ)エキサイティング空間の創造

当社グループは「エキサイティング」な空間のプロデュースを行っております。

ボクシングやプロレスリングなどの格闘技イベントが多数開催される「後楽園ホール」では、これまでに幾つもの伝説的な名勝負が行われ、今や「格闘技の聖地」として広く認知されております。また、日本中央競馬会の場外発売所として日本最大の「ウインズ後楽園」、および南関東公営4競馬の場外発売所である「オフト後楽園」、また、平成16年に完全子会社となった松戸公産株式会社所有の「松戸競輪場」には、多くのお客様にご来場いただいております。

(オ)文化の創造・発展への寄与

「東京ドーム」では、国内外の有名アーティストによるコンサートが多数開催されております。また、「テーブルウェア・フェスティバル」、「東京国際キルトフェスティバル」などの自主イベントを企画・開催し、ご好評をいただいております。当社グループは、これら数々の催事を通じて、多くのお客様に洗練されたエンターテインメントを提供し、文化の創造、発展に寄与してきたものと自負しております。

(カ)安全対策と公共的使命

「東京ドームシティ」を訪れるお客様は現在、年間3,000万人を超えております。ご来場されたお客様の安全の維持は、企業価値の維持、向上のために不可欠であります。当社は、長年培ったノウハウならびに細心の注意を払うことにより、安全の維持に努めております。

また、「東京ドームシティ」は、「東京都震災対策条例」に基づき、東京都から、大地震に伴う大規模な市街地火災等に際し、住民が避難するための「広域避難場所」に指定されております。当社はこうした公共的な役割を担っていることを認識し、平時の安全維持のノウハウを、災害等の非常時に活かし、市民の安全確保に寄与する所存であります。

(キ)開発に対する規制と長期計画の必要性

「東京ドームシティ」はそのほぼ全域が、都市計画法に基づき東京都より都市計画公園区域に指定されております。そのため、指定区域内の建築物、施設および事業内容は東京都の許認可事項とされております。建築物等の建築にあたりましては、施設の種類、施設の建築面積(建蔽率)、緑化面積の確保などの規制(制限)を受けております。

このような法令等の制限のもとで、当社グループの中心である「東京ドームシティ」が更に発展していくためには、長年にわたり築いてまいりました行政との信頼関係のもとに、常に適切な先行投資が必要であります。

加えて、この投資が一定の時間差をおいて収益化され、企業価値の増大に結びつくという性格を内在していることから、当社の経営にとっては継続性を重視した長期の投資計画や開発計画が不可欠であり、企画・開発体制の充実化を図っております。

(ク)まとめ…レジャー産業のリーディング・カンパニー

当社グループは、「人とひととのふれあいを通してお客様と『感動』を共有し、豊かな社会の実現に貢献」することを企業目的としております。当社グループの企業価値はいずれも、長年にわたり築き上げてきたノウハウと信頼、それに基づく様々なステークホルダーとの良好かつ密接な関係がその源泉となって形成されております。

加えて当社の企業価値を維持・向上させるためには、当社がレジャー産業のリーディング・カンパニーであり続けるとともに、「東京ドームシティ」が、文化の創造、発信基地であり続ける必要があります。

そこで、当社グループの企業価値の源泉を守り、ひいては株主共同の利益を守るためには、経営の継続性が求められ、長期的な展望に立ち、行政と協議しつつ、安全や防災の観点から継続性のある経営施策を講ずることが不可欠であります。

② 基本方針の実現に資する特別な取り組み

(ア) 中期経営計画

当社は、平成20年度から平成22年度までの3年間を計画期間とする3ヶ年中期経営計画「Scale-up」をスタートいたしました。当計画では「財務基盤の強化」、「成長へのイノベーション」、「社会的責任の追求」という3つの経営課題を掲げております。

「財務基盤の強化」では、「有利子負債の削減」と「収益性の向上」を追求し、経営資源の「選択と集中」を進めて、安定した収益基盤を構築するとともに、期間利益の積み上げにより株主資本を充実させ、財務体質の強化を図って参ります。

「成長へのイノベーション」では、当社グループの最大の収益源である「東京ドームシティ」のエンタテインメント性の拡充を図り、より魅力のある街とし、さらに持続的な成長へ向けてイノベーションを追求することにより、グループの事業価値の増大を図って参ります。

「社会的責任の追求」では、企業の社会的責任(CSR)の観点から、誠実で責任ある企業活動を推進し、ステークホルダーとのコミュニケーションを通して経営の健全性・透明性を高め、社会的信頼の向上ならびに地域社会との共生に努めることにより、企業価値の向上を図って参ります。

これらの経営課題を達成し、当社グループが一丸となって「Scale(売上、利益、資本等の規模)」の拡大を図り、企業価値の向上と、それを可能にする持続的な優位性の構築を成し遂げ、「配当の安定継続」「格付けの向上」「時価総額の増大」の実現を目指します。

当社はこの計画を着実に達成することが、当社の企業価値の源泉を守り、ひいては株主共同の利益の安定的かつ継続的な維持・向上につながるものと考えております。

(イ) コーポレート・ガバナンス(企業統治)の整備

当社では、コーポレート・ガバナンスの充実により、企業グループ全体の経営の透明性、健全性、効率性を高めていくことが持続的な企業価値向上のために不可欠であり、重要な経営課題ととらえております。

当社は基本的な仕組みとして監査役制度を採用することにより、取締役会による業務執行の監督と監査役会による監査を中心とした経営監視の体制を構築しております。平成14年4月から取締役数の削減と執行役員制度の導入により、戦略的・機動的な意思決定と業務執行を図って参りました。また、経営の透明性、健全性を確保するため、社外取締役ならびに社外監査役をそれぞれ3名選任しております。

平成18年7月には「内部統制システム構築の基本方針」について取締役会で決議し、同年12月にはリスク管理委員会を設置して、コンプライアンス委員会とともに内部統制システムの両輪として整備を図りました。

さらに、取締役の経営責任を一層明確化し、経営環境の変化に対応できる経営体制の構築を図るため、取締役の任期を2年から1年に短縮する議案を平成20年4月25日開催の第98回定時株主総会に提出し、承認可決されております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより、株主共同の利益を図ることを目的として、平成20年4月25日開催の第98回定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)導入の件」(以下「本ルール」といいます。)をご承認いただき、導入いたしました。

本ルールは、当社取締役会の事前の同意を得ることなく、当社株式の大規模買付行為(議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付等)を行おうとする者に対し、その者が大規模買付行為を行う前に遵守すべき手続きを定めています。

大規模買付行為またはその提案が行われた場合には、当社取締役会は、必要かつ十分な時間を確保して大規模買付者と交渉し、大規模買付者の提案する提案内容を検証・評価・検討した後、買付情報および当社代替案等を株主および投資家の皆様に開示いたします。

株主および投資家の皆様は、この開示された情報に基づき、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響をご判断いただき、いずれの提案が当社の企業価値・株主共同の利益・向上に結びつくかを、株主総会において直接の意思表示をいただき、対抗措置の発動(大規模買付者等による権利行使はできない旨の取得条項等が付された新株予約権の無償割当の実施)の是非をご判断いただくこととなります。

しかし、大規模買付行為を行おうとする者が本ルールの手続きを遵守しない場合、当社の企業価値および当社株主全体の利益を害する場合には、独立委員会の勧告を経て、取締役会の決議に基づき、対抗措置を発動します。

また、本ルールは、平成23年4月開催の当社定時株主総会終結時までを有効期間とするものであり、期間満了の時点において、本ルールの継続について、改めて株主の皆様のご判断を仰ぐものいたします。本ルールを維持するか否か、およびこれを維持するとした場合にはその内容について、当社株主の皆様によりご判断いただくこととなります。

本ルールの詳細は下記のとおりです。

I. 本ルールの内容

1. 本ルールの概要

(1) 本ルールの目的

本ルールは、当社取締役会の事前の同意を得ることなく、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対し、その者が大規模買付行為を行う前にその遵守すべき手続を定めています。

大規模買付行為またはその提案が行われた場合には、当社取締役会は、必要かつ十分な時間を確保して大規模買付者と交渉し、大規模買付者の提案する提案内容を検証・評価・検討した後、買付情報および当社代替案等を株主および投資家の皆様に開示いたします。

株主および投資家の皆様は、この開示された情報に基づき、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響をご判断いただき、いずれの提案が当社の企業価値・株主共同の利益・向上に結びつくかを、株主総会において直接の意思表示をいただくこととなります。

そして、大規模買付行為が後出の「3. 本ルールの発動に係る手続」に記載する要件に該当する場合には、当社は、当社の企業価値および当社株主全体の利益を守るため、原則として当社株主総会の決議に基づき、次のような対抗措置を発動します。

(2) 対抗措置の内容

このような場合に当社が講ずる対抗措置とは、i)非適格者以外の株主様は当社取締役会が別途定める一定の日に新株予約権1個と引き換えに普通株式1株を取得できるが、ii)非適格者はかかる新株予約権の行使ができない旨の取得条項等が付された新株予約権を、当社取締役会が別途定める新株予約権の割当期日における株主の皆様に対して無償で割り当てる措置をいいます(割り当てられる新株予約権の詳細につきましては資料2をご参照下さい)。

2. 本ルールの導入に係る手続等

(1) 定時株主総会における導入

平成20年2月21日開催の当社取締役会の決議に従い、平成20年4月25日開催の第98回定時株主総会の普通決議事項として本ルールを議案とし、株主の皆様から原案通りのご承認をいただきましたので、当該定時株主総会直後に開催いたしました当社取締役会において本ルールの導入を決議いたしました。

(2) 独立委員会の設置

当社は、対抗措置発動における当社取締役会の恣意的な判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、社外取締役および社外監査役ならびに社外有識者の中の3名以上から構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます)を設置します(独立委員会の概要については資料3をご参照下さい)。当該独立委員会の役割は、後述のIの3(4)に記載のとおりであり、本ルールの導入当初における独立委員会の各委員の氏名および略歴は資料4のとおりです。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、委員に事故があるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

3. 本ルールの発動に係る手続

(1) 大規模買付行為に関する情報提供の要求

① 意向表明書の提出

大規模買付者には、次の手順で、当社取締役会に対して、当社株主および投資家の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます)を提供していただきます。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、本ルールに従う旨の当社所定の書式の「意向表明書」をご提出いただくこととします。

意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示し、本ルールに従う旨の誓約を記載していただきます。

なお、意向表明書をはじめ大規模買付者から当社にご提供いただく書面は全て日本語にて表記していただきます。

② 大規模買付情報の提供等

1) 大規模買付情報の提供

当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリスト(後記③参照)を大規模買付者に交付し、大規模買付者には、当該リストを受領後、原則として5営業日以内に大規模買付情報を当社取締役会に提供していただきます。

2) 独立委員会への諮問

当社取締役会は、提供していただいた意向表明書および大規模買付情報を直ちに独立委員会に提出し、当該大規模買付行為に同意して対抗措置を発動しないこととするか、あるいは同意しないで対抗措置を発動すべきかなどについて勧告を求める諮問をいたします。

なお、当社取締役会は、独立委員会の勧告を待つまでもなく、当該大規模買付行為に同意すべきであると判断した場合には、独立委員会に意向表明書および大規模買付情報を提供せずに当該大規模買付行為に同意することができるものとします。

大規模買付行為に同意した場合は、当社取締役会は、その旨を大規模買付者に通知するとともに、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って株主および投資家の皆様に対してその旨を開示します。

3) 追加情報の提供要求

なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、その旨を当社取締役会が大規模買付者に通知し、大規模買付者は当該通知受領後、原則として5営業日以内に追加的に情報を提供していただくことがあります。かかる追加情報の提供要求は、当社取締役会および独立委員会が十分な大規模買付情報が得られたと判断するまで同様とします。

4) 大規模買付情報提供の完了ならびに提供情報の変更

i) 当社は、大規模買付行為の提案があった事実、および当社取締役会に提供された意向表明書、大規模買付情報ならびに当社取締役会および独立委員会が十分に大規模買付情報の提供を受けたと判断した旨を適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って株主および投資家の皆様に対して開示します。

ii) 当社が上記に従って大規模買付者からの情報提供が完了したと判断した旨を開示した後、当社取締役会または独立委員会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨およびその理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主および投資家の皆様に対して開示します。

そして、提供情報に変更があった旨を開示した場合は、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為(以下「変更前大規模買付行為」といいます)について進めてきた本ルールに基づく手続を中止し、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取扱い、本ルールに基づく手続を改めて適用するものとします。

③ 大規模買付情報の具体的内容

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得ますが、大規模買付情報の項目は以下のとおりとし(各項目の詳細につきましては、資料5をご参照下さい)、当社取締役会は、以下の大規模買付情報の取得に努め、当該情報を株主および投資家の皆様にご提供した上で、大規模買付行為の妥当性をご判断いただけるように努力いたします。

- 1) 大規模買付者およびそのグループの概要
- 2) 大規模買付行為の目的、方法
- 3) 大規模買付行為の内容
- 4) 第三者との意思の連絡の有無
- 5) 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠およびその算定経緯
- 6) 資金関係
- 7) 大規模買付行為の完了後に意図されている当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、開発計画、防災計画、顧客その他の安全確保計画、資本政策および配当政策等(大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます)。
- 8) 利害関係者の処遇方針
- 9) 反社会的勢力との関連性の有無(直接・間接を問いません)およびこれらに対する対処方針
- 10) その他

(2) 情報開示期間の設定と買付停止等

① 情報開示期間

当社取締役会は、意向表明書を受領した日から起算して60日間(初日不算入)*1を株主および投資家の皆様に情報を開示するための期間(以下「情報開示期間」といいます)として設定します。

なお、当社取締役会は、大規模買付者においてやむを得ない事情があると判断した場合、独立委員会に対し、情報開示期間の延長の是非を諮問し、独立委員会が期間延長を勧告した場合は、独立委員会の意見を最大限尊重して、必要な範囲内で情報開示期間を最大30日間(初日不算入)延長することができるものとします(なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします)。

当社取締役会が情報開示期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主および投資家の皆様に対して開示します。

*1 この60日間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度などを勘案して設定されたものです。

② 大規模買付者の買付停止

大規模買付者には、公開買付けか否かにかかわらず、次の各場合に記載する期間、一切の買付行為を停止していただきます。

1) 当社取締役会が当該大規模買付行為に同意する場合

当社がその旨を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って株主および投資家の皆様に対して開示するまでの期間

2) 当社取締役会が当該大規模買付行為に同意しない場合

イ 後述のⅠの4(1)に記載するところに従い、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合は、当社取締役会が大規模買付者の意向表明書を受領した日から対抗措置の発動を当社が適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って株主および投資家の皆様に対して開示するまでの期間

ロ 後述のⅠの4(2)に記載するところに従い、大規模買付行為に対する対抗措置を発動すべきか否かにつき株主の皆様の判断に委ねるために株主総会を招集することを決議した場合は、当社取締役会が大規模買付者の意向表明書を受領した日から当該株主総会の終結時までの期間(このロの場合に買付停止を求めるのは、大規模買付前に株主総会を開催し、大規模買付者の買付条件、大規模買付情報、当社取締役会の意見、代替案、独立委員会の意見その他多角的な情報を分析し、検討していただいた上で当該株主総会で株主および投資家の皆様に当該大規模買付の是非を適切に判断していただくためであります)

(3) 情報開示期間中における取締役会の役割と専門家意見の聴取

当社取締役会は、情報開示期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報等に基づき、当社の企業価値および株主および投資家の皆様の共同利益確保・向上の観点から評価、検討、意見の形成、代替案の立案および必要に応じ大規模買付者との交渉を行うものとし、その内容については独立委員会に報告します。

当社取締役会が上記の評価、検討、意見の形成、代替案の立案および大規模買付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者の立場にある専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の意見(以下「取締役会に対する専門家意見」といいます)を求めるものとします。

取締役会に対する専門家意見は株主および投資家の皆様のご判断に資するためのものでありますから、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、後述のⅠの3(5)に記載のとおり株主および投資家の皆様に対して開示します。このため、かかる意見を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

(4) 情報開示期間中における独立委員会の役割

① 情報の検討

独立委員会は、当社取締役会から受領した大規模買付者の意向表明書および大規模買付情報等に基づいて、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容(目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等)や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、次の措置を講じます。

② 対抗措置発動勧告

独立委員会は、下記の場合には当該大規模買付行為を株主および投資家の皆様の共同利益を害する当社に対する敵対的買付行為とみなし、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告します。

イ 当該大規模買付行為に資料6に記載のイからリまでのいずれかの事情が存することが明らかであり、株主総会の判断を待つまでもなく当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を損なうと判断した場合(以下「明白な濫用ケース」といいます)、または、

ロ 大規模買付者が、当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動または不発動に係る当社取締役会の決議(当社取締役会が、大規模買付行為に対する対抗措置を発動すべきか否かにつき株主の皆様の判断に委ねるために株主総会を招集することを決議した場合は、当該株主総会の終結まで)を待たずして、買付行為を開始した場合(以下「先行的買付ケース」といいます)

③ 専門家意見の聴取

なお、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会および独立委員会から独立した第三者の立場にある専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の意見(以下「独立委員会に対する専門家意見」といいます)を求めることができるものとします。

独立委員会に対する専門家意見は株主および投資家の皆様のご判断に資するためのものでありますから、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って株主および投資家の皆様に対して開示します。このため、かかる意見を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

④ 大規模買付行為が撤回された場合

また、独立委員会は、大規模買付行為が撤回された場合その他判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止、当社株主総会招集の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、独立委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主および投資家の皆様に対して開示します。

⑤ 大規模買付行為に対する同意勧告(対抗措置不発動勧告)

独立委員会は、下記の場合には当社取締役会に対し、当該大規模買付行為に同意すること(対抗措置の不発動)を勧告します。

イ 大規模買付者が本ルールを遵守しており、かつ、

ロ 当社取締役会から受領した大規模買付者の意向表明書および大規模買付情報、当社取締役会の大規模買付情報に対する評価、意見の形成、代替案の立案および大規模買付者との交渉、取締役会に対する専門家意見などを検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることが明らかであると判断した場合

⑥ 株主総会招集勧告

独立委員会が大規模買付行為に対する対抗措置の発動・不発動または中止の判断に至らない場合、独立委員会は、当社取締役会に対し、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動すべきか否かにつき株主の皆様の判断に委ねるための株主総会を招集するよう勧告します。

(5) 情報の開示

情報開示期間において、当社取締役会は、適時、適切に適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って以下の情報等を株主および投資家の皆様に対して開示します(但し、独立委員会が営業秘密、個人情報等、開示が不適切であると判断した情報についてはこの限りではありません)。

- 1) 大規模買付者の意見表明および大規模買付情報
- 2) 当社取締役会が当該大規模買付に同意した場合は、その旨
- 3) 当社取締役会の大規模買付情報に対する評価、検討結果、意見、代替案および大規模買付者との交渉内容、取締役会に対する専門家意見など
- 4) 独立委員会が当社取締役会に勧告した場合は、その内容
- 5) 独立委員会の大規模買付情報に対する評価、検討結果、意見、大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響、当社取締役会が提示した代替案に対する意見、当社取締役会が行った大規模買付者との交渉内容に対する意見、独立委員会に対する専門家意見など
- 6) 後述のⅠの4(1)に記載のとおり当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合はその旨
- 7) 後述のⅠの4(2)に記載のとおり当社取締役会が大規模買付行為に対する対抗措置を発動すべきか否かにつき株主の皆様判断に委ねるために株主総会の招集を決議した場合は、その旨
- 8) その他、株主および投資家の皆様の判断に有益な情報

4. 大規模買付行為に対する対抗措置の発動、不発動

(1) 取締役会決議による対抗措置の発動、不発動の決定

当社取締役会は独立委員会の勧告を受けた場合、その勧告の如何によって次のように対抗措置の発動、不発動を決定します。

① 対抗措置の発動

上述のⅠの3(4)②に記載のとおり、独立委員会が当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した場合、当社取締役会は、当該独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動を決議し、これを発動します。

但し、当社取締役会は、対抗措置の発動が法令上取締役に求められる義務(忠実義務、善管注意義務を含む)に違反すると判断する場合は、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様判断に委ねるために株主総会の招集を決議します。

② 対抗措置の不発動

独立委員会が、当社取締役会に対し、当該大規模買付行為に同意するよう勧告した場合は、当社取締役会は、当該独立委員会の勧告を最大限尊重して当該大規模買付行為に同意し対抗措置を発動しない旨を決議し、大規模買付者に対し、当該大規模買付行為につき同意する旨を通知するとともに、その旨を適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って株主および投資家の皆様に対して開示します。株主および投資家の皆様には、開示された情報を参考にしていただき、大規模買付行為に応じるか否かをご判断いただくこととなります。

但し、当社取締役会は、対抗措置の不発動が法令上取締役に求められる義務(忠実義務、善管注意義務を含む)に違反すると判断する場合は、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様判断に委ねるために株主総会の招集を決議します。

(2) 株主総会決議による対抗措置の発動、不発動の決定

以下に掲げる各場合において、当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害する敵対的買収行為にあたるか否か、対抗措置を発動するか否かの判断を当社株主総会に委ねることとします。

① 独立委員会による株主総会招集勧告に基づく株主総会の招集

上述のⅠの3(4)⑥に記載したところに従い独立委員会が株主総会の招集を勧告した場合、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、後述のⅠの4(2)④に記載のとおりの手続等に従い株主総会の招集を決議し、対抗措置を発動するか否かの判断を株主総会の決議に委ねます。

② 当社取締役会が独立委員会の対抗措置発動勧告に従えないと判断した場合における株主総会の招集

上述のⅠの4(1)①に記載のとおり、当社取締役会が、独立委員会の対抗措置発動勧告に従うことについて、法令上取締役に求められる義務(忠実義務、善管注意義務を含む)に違反すると判断する場合は、当社取締役会は、後述のⅠの4(2)④に記載のとおりの手続等に従い株主総会の招集を決議し、対抗措置を発動するか否かにつき株主総会の決議に委ねます。

- ③ 当社取締役会が独立委員会の対抗措置不発動勧告に従えないと判断した場合における株主総会の招集
上述のⅠの4(1)②に記載のとおり、当社取締役会が、独立委員会の対抗措置不発動勧告に従うこと
について、法令上取締役求められる義務(忠実義務、善管注意義務を含む)に違反すると判断する
場合、当社取締役会は、後述のⅠの4(2)④に記載のとおりの手続等に従い株主総会の招集を決議
し、対抗措置を発動するか否かの判断を株主総会の決議に委ねます。

(注)なお、上記に従って当社取締役会が株主総会の招集を決議した場合であっても、株主総会が開催されるまで
の間において、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が存在しなくなった場
合、当社取締役会は株主総会を開催せず、または株主総会の開催を中止することがあります。

- ④ 株主総会の招集手続

株主総会を招集する場合、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集するため基準日設定
公告を行い、情報開示期間満了日の翌日から起算して60営業日以内に株主総会を開催いたします。

また、当社取締役会は当該大規模買付に対する取締役会の意見や主張、代替案、独立委員会の意見
のほか大規模買付者から株主総会開催日の概ね30日前までに受領した大規模買付情報については、
ご判断の参考としていただくため、株主総会招集通知とともに送付させていただくことといたしま
す(但し当社取締役会において、株主総会招集通知に同封して発送することが、時間的、またはその
大規模買付情報の量から困難であると判断した場合には当社ホームページ(<http://www.tokyo-dome.jp/>)にて、当該大規模買付情報を開示する場合があります)。

また、株主総会開催日の概ね30日前の日を経過した後に提供された大規模買付情報については随
時、当社ホームページにて開示するとともに、株主総会当日に参考資料として出席株主に配布する
ことといたします。また当社取締役会は株主総会の開催日まで、当社および大規模買付行為者によ
る意見表明、大規模買付提案に対する代替案等を株主および投資家の皆様に正確にご提示するため
大規模買付者との交渉を行い、大規模買付情報の収集に努めます。

- ⑤ 株主総会の議案および決議の方法

当社取締役会は、当該株主総会において、対抗措置の発動に関する議案を上程いたします。

大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に
対する意見、代替案等をご考慮の上、当社株主および投資家の皆様において、ご判断いただきま
す。

その結果、株主総会に出席された議決権を行使することができる株主様の議決権の過半数をもつ
て、対抗措置発動に関する議案が承認された場合は、当社取締役会は対抗措置を発動します。

Ⅱ. 株主・投資家に与える影響等

1. 本ルールが株主・投資家に与える影響等

- (1) 本ルールは、当社株主および投資家の皆様に対して、当社株主および投資家の皆様が
大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提
供し、更には、当社株主および投資家の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的として
います。これにより、当社株主および投資家の皆様が十分な情報に基づいて、大規模買付行為に応ずる
か否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながる
ものと考えます。
- (2) 従って、本ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断をなす上での前提となる
ものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。
また、本ルールの導入時点においては、新株予約権の発行自体は行われませんので株主および投資家
の皆様の1株あたりの株式の価値に希釈化が生じることはありません。
- (3) なお、上述のⅠの3(4)のとおり、独立委員会の勧告内容如何によって大規模買付行為に対する当社の
対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様は、当社が適時・適切に適用ある法令等およ
び金融商品取引所規則に従って開示する情報にご注意下さい。

2. 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

- (1) 当社取締役会が、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として対抗措置を発動する場合あ
るいは株主総会において対抗措置の発動が株主の皆様により承認された場合、非適格者には行使できな
い等の条件の付された新株予約権の無償割当が行われることとなります。
- (2) そして、当該対抗措置の仕組み上、当社株主および投資家の皆様(非適格者を除きます)が法的権利ま
たは経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役
会が具体的対抗措置をとることを決定した場合、あるいは対抗措置発動の是非を判断するための株主総
会の招集を決定した場合には、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を
行います。

3. 対抗措置発動時(新株予約権の無償割当および新株予約権行使時)に株主および投資家の皆様において必要となる手続

対抗措置として考えられる新株予約権の無償割当を行った場合の当社株主および投資家の皆様に関する手続については、次のとおりとなります。

(1) 名義書換の手続

新株予約権の無償割当が決議された場合には、当社は、新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主および投資家の皆様に対し、原則としてその有する当社株式1株につき1個の新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆様には、当該割当期日に間に合うように名義書換を完了していただくことが必要となります。なお、この新株予約権は、株主の皆様に対する新株予約権無償割当の方法(会社法第277条)により発行されますので、新株予約権の申込みの手続は必要ではありません。

なお、一旦、新株予約権無償割当決議がなされた場合であっても、当社は、新株予約権の行使期間開始の前日までに新株予約権無償割当を中止し、または新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当該新株予約権無償割当を受けるべき株主様が確定した後(権利落ち日以降)に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(2) 新株予約権行使の手続

① 必要書類の提出と行使価額の払込

当社は、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、新株予約権の行使請求書(当社所定の書式によるものとし、株主様ご自身が大規模買付行為者でないこと等を誓約する文言を含むことがあります)その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。

また、当社取締役会が別途定める新株予約権の行使期間内に株主の皆様からこれらの必要書類をご提出いただき、新株予約権1個あたり1円を下限として新株予約権無償割当決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所にお振り込みいただければ、株主の皆様に対して原則として1個の新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることとなります。

仮に、株主および投資家の皆様が、こうした新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主および投資家の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

② 大規模買付者以外の株主から新株予約権を取得する場合

当社が大規模買付者以外の株主の皆様から新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として、1個の新株予約権につき1株の当社普通株式の交付を受けることとなります(なお、この場合、株主および投資家の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が大規模買付者に該当しないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記した書面をご提出いただくことがあります)。

この場合、株主および投資家の皆様においては、当社が新株予約権を取得することにより、当該取得の日に当然に新株予約権の行使はできなくなりますが、新株予約権取得の対価として当社普通株式が交付されるため、株主および投資家の皆様には、その保有する当社株式の希釈化は生じません。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、株主および投資家の皆様に対して適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認下さい。

③ 非適格者である大規模買付者から当社が新株予約権を取得する場合

当社は、原則として、非適格者である大規模買付者から新株予約権を有償取得しません。但し、当社取締役会において、当社が非適格者である大規模買付者から新株予約権を有償取得することが必要である旨決議された場合には、当社取締役会が認める相当な対価をもって、当該新株予約権を有償取得することができます。

III. 本ルールの有効期限、継続および廃止

1. 平成20年4月25日開催の第98回定時株主総会にて決議され、その直後の取締役会にて導入を決議した本ルールは、同23年4月開催の当社定時株主総会終結時までを有効期間とするものであり、期間満了の時点において、本ルールの継続について、改めて株主の皆様のご判断を仰ぐものいたします。本ルールを維持するか否か、およびこれを維持するとした場合にはその内容について、当社株主の皆様によりご判断いただくこととなります。
2. 平成20年4月25日開催の第98回定時株主総会において、当社取締役の任期を1年とするための定款変更議案が決議されたことにより、当社取締役の選解任の要件に加重がないことと相俟って、株主の皆様は、当社株主総会（少なくとも年に1回は開催）において普通決議をもって株主様のご意向に従って取締役を選任もしくは解任し、これらの取締役で構成される取締役会決議において本ルールを変更・廃止することができ、株主の皆様のご意思が反映されることとなります。
3. 当社取締役会によって本ルールの変更・廃止等が決議された場合には、当社は、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主および投資家の皆様に対して開示します。

資料1 用語の定義

本ルールにおいて用いる主な用語の定義は以下のとおりです

1. 「大規模買付行為」とは、当社株主総会における特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付け等もしくは公開買付け（但し、当社取締役会が予め同意をした行為を除きます）またはそれらの可能性のある行為を意味するものとします。
2. 「大規模買付者」とは、当社株券等の大規模買付行為もしくはその提案を行おうとし、または現に行っている特定株主グループを意味するものとします。
3. 「特定株主グループ」とは、
 - (1) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます）または、
 - (2) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます）を意味します。
4. 「議決権割合」とは、
 - (1) 特定株主グループが、上記3(1)に記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます）も計算上考慮されるものとします）または、
 - (2) 特定株主グループが、上記3(2)に記載の場合は、当該大規模買付者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます）の合計をいいます。
5. 「株券等」とは、(1) 特定株主グループが、上記3(1)に記載の場合は、同法第27条の23第1項に規定する株券等を、または、(2) 特定株主グループが、上記3(2)に記載の場合は、同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。
6. 「買付け等」とは、同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。
7. 「公開買付け」とは、同法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。

8. 「非適格者」とは、次の各者をいいます。
- (1) 特定大量保有者、
「特定大量保有者」とは、当社の株券等(上記5参照)の保有者(上記3(1)参照)で、当該株券等に係る株券等保有割合(上記4参照)が20%以上である者をいう。
 - (2) 特定大量保有者の共同保有者、
「共同保有者」とは、同法第27条の23第5項に定義される共同保有者を指し、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む(上記3(1)参照)。
 - (3) 特定大量買付者、
「特定大量買付者」とは、公開買付け(上記7参照)によって、当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項の「株券等」をいいます)の買付等(同条項の「買付け等」をいいます)の開始の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第3項に定める場合を含みます)に係る株券等の株券等所有割合とその者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる者
 - (4) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは
 - (5) これら(1)ないし(4)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、
 - (6) これら(1)ないし(5)に該当する者の関連者。

資料2 新株予約権無償割当をする場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件
当社取締役会または当社株主総会において定める一定の日(以下「割当期日」という)における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の有する当社普通株式を除く)1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。
但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、当社の最終発行済株式を上限として、当社取締役会または当社株主総会が定める数とする。但し、割当期日において、当社の有する当社株式の数を除く。
4. 新株予約権無償割当の効力発生日
当社取締役会または当社株主総会において別途定める。
5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会または当社株主総会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
7. 新株予約権の行使条件
 - (1) 非適格者は、新株予約権を行使することができない。
 - (2) 形式的には非適格者に該当する場合であっても、当社取締役会または当社株主総会が新株予約権無償割当決議において、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないとして別途定めた所定の者または当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと認めるための条件を定めた場合は、当該条件を全て満たした者は、非適格者に該当しないものとする。
8. 新株予約権の行使期間
新株予約権の行使期間は、当社取締役会または当社株主総会にて、別途定めるものとする。

9. 当社による新株予約権の取得

(1) 非適格者以外の新株予約権者からの取得

当社は当社取締役会または当社株主総会が別途定めた一定の日をもって、上記7に従って新株予約権を行使できない者が保有する新株予約権を除いて、新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することと引き換えに、当該一定の日の前日までに行使されていない新株予約権を取得することができる。

また、かかる取得がなされた日より後に、上記7により新株予約権を行使することができない者以外の者で、新株予約権を保有する者が現れたと当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める一定の日をもって、当該者の保有する新株予約権のうち、当該一定の日の前日までに行使されていない新株予約権を、新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することと引き換えに取得することができるものとし、以後も同様とする。

(2) 非適格者からの取得

当社は、原則として、非適格者である大規模買付者から新株予約権を有償取得しない。

但し、当社取締役会において、当社が非適格者である大規模買付者から新株予約権を有償取得することが必要である旨決議された場合には、当社取締役会が認める相当な対価をもって、当該新株予約権を有償取得することができるものとする。

(3) また、当社は上記8に定める行使期間の開始日前日までの間いつでも、当社取締役会が新株予約権の取得を適切と認める場合には当社取締役会が別途定める一定の日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(4) 以上のほか、当社が本新株予約権の一部を取得することとする時に非適格者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがある。

10. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は新株予約権者の請求がある場合に限り発行する。

11. 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成20年2月21日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

資料3 独立委員会規則の概要

1. (目的)

当社は、大規模買付行為に対する対抗措置発動その他、当社所定「大規模買付行為に対する対抗措置発動のためのルール」に定める事項に関する当社取締役会の恣意的な判断を排するため、独立委員会を設置する。

2. (設置)

独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

3. (委員)

独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している①当社社外取締役、②当社社外監査役または③社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

4. (委員の任期)

独立委員会委員の任期は、平成21年4月28日開催の第99回定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役あるいは社外監査役であった独立委員会委員が、取締役あるいは監査役でなくなった場合(但し、再任された場合を除く)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

5. (招集)

各独立委員会委員は、大規模買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。

6. (決議)

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由がある時は、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

7. (基本的権限)

独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置（新株予約権無償割当て）の発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものの、当社取締役会が、独立委員会の勧告に従うことについて、法令上取締役求められる義務（忠実義務、善管注意義務を含む）に違反すると判断する場合は、株主総会を招集し、その判断を株主総会の決議に委ねるものとする。

なお、独立委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

①本ルールの対象となる大規模買付行為に対する対抗措置（新株予約権無償割当ての実施）の発動

②本ルールの対象となる大規模買付行為に対する同意（対抗措置の不発動）

③本ルールの対象となる大規模買付行為に対する対抗措置の発動あるいは不発動について株主総会の判断に委ねる場合は、当該株主総会の招集

④新株予約権の無償割当ての中止

⑤新株予約権の無償取得

⑥その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

8. (付随的権限)

上記7に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。

①大規模買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定

②大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討

③大規模買付者との交渉・協議

④取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討

⑤情報開示期間（当社取締役会が意向表明書を受領した日から起算して60日間）の延長

⑥その他本ルールにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項および当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

9. (取締役会による情報提供等)

当社取締役会は、独立委員会に対し、当社取締役会が大規模買付者から受領した意向表明書および大規模買付情報を交付する。独立委員会は、当初提供してもらった情報だけでは大規模買付情報として不足していると判断した場合には、自らまたは当社取締役会を通じて、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供するよう求める。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても適宜回答期限（原則として情報開示期間内とする）を定めた上、大規模買付行為に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。

10. (独立委員会への出席要求等)

独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

11. (専門家の助言)

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ること等ができる。

資料4 独立委員会 委員の略歴

森 信博（もり のぶひろ）

〔略歴〕 昭和20年生まれ

昭和42年4月 株式会社日本勸業銀行入行
平成7年6月 株式会社第一勸業銀行取締役
平成9年5月 同行常務取締役
平成10年5月 同行専務取締役
平成11年4月 同行取締役副頭取
平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行取締役副頭取
平成17年4月 当社取締役(現任)
平成17年8月 東京リース株式会社執行役員会長
平成20年6月 日本ハーデス株式会社代表取締役社長(現任)

児玉 幸治（こだま ゆきはる）

〔略歴〕 昭和9年生まれ

昭和32年4月 通商産業省入省
昭和60年6月 同省大臣官房長
昭和63年6月 同省産業政策局長
平成元年6月 通商産業事務次官
平成3年6月 同退官
平成4年2月 株式会社日本興業銀行顧問
平成5年6月 商工組合中央金庫理事長
平成13年6月 株式会社商船三井取締役
平成13年7月 財団法人日本情報処理開発協会会長
平成17年6月 HOYA株式会社取締役(現任)
平成19年4月 当社監査役(現任)
平成19年6月 旭化成株式会社取締役(現任)
平成19年11月 財団法人機械システム振興協会会長(現任)
平成20年6月 株式会社よみうりランド監査役(現任)

渋川 満（しぶかわ みつる）

〔略歴〕 昭和9年生まれ

昭和37年4月 新潟地方裁判所判事補
昭和47年4月 東京地方裁判所判事
平成元年7月 国会裁判官訴追委員会事務局長
平成5年11月 東京高等裁判所判事
平成5年12月 富山地方裁判所長
平成8年3月 名古屋高等裁判所判事部総括
平成11年7月 定年退官
平成11年9月 白鷗大学法学部教授
平成11年11月 弁護士登録(現任)
平成16年4月 白鷗大学法科大学院法務研究科長
平成19年3月 定年退職

資料5 大規模買付情報の概要

1. 大規模買付者およびそのグループの概要
 - 具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容ならびに役員の名前および略歴等。
 - なお、大規模買付者およびそのグループには、主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者(直接・間接を問いません)その他の構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者が含まれます。
2. 大規模買付行為の目的、方法
 - なお、大規模買付行為の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。
3. 大規模買付行為の内容
 - 大規模買付行為の対価の種類および価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由を含みます。
4. 第三者との意思の連絡の有無
 - 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対して重要提案行為等(金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます)を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ)の有無および意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容。
5. 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠およびその算定経緯
 - 算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠を含みます。
6. 資金関係
 - 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け、当該資金の提供者(実質的提供者(直接・間接を問いません)を含みます)の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件および資金提供後の誓約事項の有無および内容ならびに関連する具体的取引の内容。
7. 大規模買付行為の完了後に意図されている当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策等(大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます)
 - なお、当事業の特殊性に鑑みて、特に次の計画につきましては具体的に記載して下さい。
 - イ 開発計画
 - 当社の中核的営業場所である東京ドームシティ(東京都文京区後楽1丁目3番61号等所在。以下「東京ドームシティ」という)が都市計画公園区域に指定されていることを前提に、大規模買付行為の完了後に意図されている同所に関する開発計画
 - ロ 防災計画
 - 東京ドームシティが大震災発生時における広域避難場所に指定されていることを前提に、大規模買付行為の完了後に意図されている同所に関する防災計画
 - ハ 顧客その他の安全確保計画
 - 東京ドームシティに年間3,000万人を超える来場者が存在することを前提に、東京ドーム、黄色いビル、青いビル、ラクア、アトラクションズ、東京ドームホテル、ミーツポート等のそれぞれについて、大規模買付行為の完了後に意図されている日々の営業における顧客その他の安全確保計画
8. 利害関係者の処遇方針
 - 大規模買付行為完了後における当社および当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、当社施設等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針。
9. 反社会的勢力との関連性の有無(直接・間接を問いません)およびこれらに対する対処方針
10. その他
 - 当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会および独立委員会を受領した日から原則として5営業日以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報。

資料6 独立委員会が株主総会の判断を待つまでもなく当該大規模買付行為が
当社株主全体の利益を損なうと判断する場合

- イ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合(いわゆるグリーンメーラー)ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
- ロ 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- ハ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- ニ 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など的高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- ホ 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件(買付対価の種類、価額およびその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りませんが)、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ヘ 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け(第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主および投資家の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの)、等に代表される、構造上株主および投資家の皆様の判断の機会または自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- ト 大規模買付者による支配権取得により、株主および投資家の皆様はもとより、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値の確保および向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- チ 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- リ 大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(4) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の中期経営計画は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものです。

また、本ルールは、政府指針の定めた三原則を充足するものであります。すなわち、

- ① 本ルールは企業価値および株主共同の利益が明らかに不当に毀損される場合に対抗するものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることが明白な大規模買付行為には同意するものであること。
- ② 当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する影響が明らかでない場合には、株主の皆様にごできるだけ多くの情報を提供し、必要かつ十分な検討時間を確保した上で、対抗措置発動の是非を当社株主総会の決議に委ねること。
- ③ 本ルールでは、対抗措置発動における取締役会の恣意性を排除するために、社外取締役および社外監査役ならびに社外有識者からなる独立委員会を常置し、対抗措置の発動・不発動・株主総会での判断について勧告を行うものであること。
- ④ 本ルールは、当社株主総会での普通決議による取締役の選解任と取締役会決議を介して廃止することができること。

などから、本ルールは、当社従業員の保身を目的としたものではなく、基本方針に沿って当社の企業価値および株主共同の利益に資するものと判断しております。

4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価、財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであり、事業等のリスクはこれらに限られるものではありません。

(1) 災害などによる影響

当社の事業基盤の多くは東京都文京区後楽の東京ドームシティ(TDC)に集中しているため、都心部に大地震などの災害が発生した場合の影響が考えられます。東京ドームをはじめ、東京ドームホテル、ラクーア等の各施設につきましては耐震性に配慮しているものの、災害時には施設や交通機関への被害、TDC内各種イベントの中止などが想定されることから、来場者数の減少により当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、同様に、新型インフルエンザの世界的大流行(パンデミック)が発生した場合、当社グループが展開する事業の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金利上昇による影響

当社グループは、平成22年1月末現在、1,948億6千4百万円の有利子負債(長期・短期借入金、コマーシャルペーパー、社債の合計)があります。平成19年1月期に金融事業から撤退をしたため有利子負債は大幅に減少しているものの、当社グループの営業利益からすれば有利子負債は高い水準となっています。現在、中期経営計画の方針に沿って有利子負債の計画的な削減を進めておりますが、キャッシュフロー創出力と有利子負債のバランスを改善するにはなお時間を要し、有利子負債への依存度が高い状態がしばらく続く見通しとなっています。当社グループは、必要資金の安定的な確保と金利スワップ契約等による金利変動リスクへの対応に努めており、また、当面は低金利が続くものと思われませんが、金利が大きく上昇した場合には、業績、財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法規制について

当社グループの主力事業が位置する水道橋地域(以下、東京ドームシティという)は都市計画法に基づき東京都より都市計画施設(都市計画公園)区域の指定を受けており、施設の種類、施設の建築面積(建蔽率)、緑化面積の確保などの規制(制限)を受けています。

このような規制地域において、当社は青いビル、黄色いビル、東京ドーム、東京ドームホテル、ラクーア、MEETS PORT(ミーツポート)等の事業を展開し、現在の東京ドームシティを構築してきております。

今後も、当社が東京ドームシティ敷地内において、新しい事業を計画(建築物の新築、増築、用途変更等)する場合、全てについて都市計画法の許可を得、当該規制をクリアする必要があります。

なお、東京ドームシティは全体で約133千㎡(借地も含む)ありますが、その内約128千㎡が同指定の適用を受けています。

(4) 競輪事業について

当社グループでは、子会社の松戸公産株式会社が松戸競輪場を、持分法適用関連会社の花月園観光株式会社が花月園競輪場を所有しています。松戸競輪場は松戸市と施設の賃貸契約並びに運営受託契約を締結しております。

花月園競輪場は神奈川県競輪組合と施設の賃貸契約を締結していましたが、花月園競輪廃止の決定に伴い、平成22年4月以降は契約の更新が見込めない状況となり、花月園観光株式会社は、平成22年3月に神奈川県に対して花月園競輪場賃借県有地の賃借権(借地権)確認に関する訴訟を、横浜地方裁判所に提起しております。

競輪場を所有している会社は、契約先から収受する賃貸料あるいは業務受託収入が収入の多くを占めておりますが、公営競技においては上記神奈川県競輪組合同様に多くの主催者が厳しい状況にあり、主催者の経営状況によっては当社グループの業績、財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

特記事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

<資産>

資産合計は、3,079億9千2百万円(前年同期比68億4千1百万円減)となりました。

流動資産については、有利子負債の返済に伴い現金及び預金が減少しました。

その結果、流動資産合計は、200億2百万円(前年同期比16億5千8百万円減)となりました。

固定資産については、屋内遊園地「ジオポリス」のリニューアルオープンによる取得はありましたが、利益計画の見直しに伴い繰延税金資産の取り崩しをしております。

その結果、固定資産合計は、2,870億5千4百万円(前年同期比52億5千万円減)となりました。

<負債>

負債合計は、2,564億9千万円(前年同期比91億5千6百万円減)となりました。

その他の流動負債に含まれているコマーシャルペーパー75億円を含む有利子負債(長期・短期借入金、コマーシャルペーパー、社債の合計)は1,948億6千4百万円となり、前年同期比47億5百万円減少しました。

また、負ののれんの償却は当連結会計年度にて終了しております。

その結果、流動負債合計は865億3千6百万円(前年同期比32億8千万円増)、固定負債合計は1,699億5千3百万円(前年同期比124億3千6百万円減)となりました。

<純資産>

純資産合計は、515億1百万円(前年同期比23億1千5百万円増)となりました。

株主資本については、利益剰余金が当期純損失の計上や配当により減少しました。

その結果、株主資本合計は、42億3千4百万円(前年同期比21億4千3万円減)となりました。

評価・換算差額等については、その他有価証券評価差額金が投資有価証券評価損の計上により増加しました。

その結果、評価・換算差額等合計は、472億6千7百万円(前年同期比44億5千8万円増)となりました。

(2) 経営成績の分析

当連結会計年度の当社グループは、平成20年2月から平成23年1月までを対象期間とする3ヶ年中期経営計画「Scale-up」の2年目である当連結会計年度に、「配当の安定継続」、「格付けの向上」、「時価総額の増大」という3つの経営目標の達成に向けて、グループの総力を挙げて取り組みました。

主な取り組みといたしましては、屋内遊園地「ジオポリス」が、平成21年4月にリニューアルオープンし、新設の「シアターGロッソ」と3つのアトラクションが、増収に寄与いたしました。「シアターGロッソ」は、ヒーローショー以外の二次利用も好調で、予想を上回る動員となっております。また、顧客の利用促進を目的とした、グループ施設共通で利用できる「TDポイントプログラム」が平成21年3月にスタートいたしました。会員数は、平成22年1月末現在で30万人を超え、会員向けのPC・モバイルを利用した販促活動も随時おこなっております。同じく3月には、アライアンス(企業間提携)の推進として、(株)ミツウロコより(株)東京ドームおよび(株)後樂園スポーツが業務受託した、横浜駅西口の温泉施設「スパ イアス」がオープンいたしました。

当連結会計年度の業績といたしましては、屋内遊園地「ジオポリス」のリニューアルオープンおよび平成20年3月に開業した複合施設「ミーツポート」の通期稼働による増収はありましたが、景気低迷や新型インフルエンザの影響を背景とする法人需要や個人消費の冷え込みにより、レジャー事業を主力とする当社グループは全般にわたり苦戦を強いられました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は819億2千4百万円(前年同期比6.4%減)、営業利益は83億9千8百万円(前年同期比32.6%減)となりました。

なお、売上及び利益の概況につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1)業績」に記載しております。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は、総額83億1千2百万円であります。また、当連結会計年度中に完成した主要な設備はありません。

事業の種類別セグメントの設備投資については、以下のとおりであります。

レジャー事業	7,575百万円
流通事業	169百万円
その他の事業	497百万円
全社	70百万円
計	8,312百万円

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメン トの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地		リース 資産	その他	合計	
						(面積㎡)				
東京ドーム (東京都文京区)	レジャー	多目的ドーム 事務所	15,006	450	52,595	<1,087> 54,648	—	215	68,268	39 [5]
東京ドームシティ アトラクションズ (東京都文京区)	レジャー	遊園地	1,303	1,637	7,067	7,344	1,375	177	11,561	73 [123]
ラクーア (東京都文京区)	レジャー	複合型商業施 設	9,686	213	9,363	<6,047> 9,809	—	241	19,505	22 [5]
ミーツポート (東京都文京区)	レジャー	複合型商業施 設 多目的イベン トホール 庭園	6,479	317	4,815	4,814	—	187	11,800	11
黄色いビル (東京都文京区)	その他	場外馬券発売 場(賃貸) ボウリング場 他	10,117	1	11,294	11,735	—	314	21,728	6
ビッグエッグプラザ (東京都文京区)	レジャー	コンベンショ ンホール他	10,070	26	16,822	17,479	—	40	26,960	5
東京ドームホテル (東京都文京区)	レジャー (不動産 賃貸)	ホテル建物	26,170	83	12,147	12,622	—	0	38,401	—
飲食物販店舗 (東京都文京区)	レジャー	野球雑貨 小売店 レストラン他	719	108	—	—	—	145	972	119 [414]
原町ビル (東京都新宿区)	その他	賃貸事務所 ビル	283	—	481	1,474	—	4	768	—
相模原ショッピング センター (神奈川県相模原市 南区)	その他	賃貸商業ビル	854	—	889	<2,744> 3,710	—	1	1,745	—
ショップイン39店 (東京都文京区他)	流通	化粧品等雑貨 小売店	218	—	—	—	—	159	377	191 [132]
熱海後樂園ホテル (静岡県熱海市)	レジャー (不動産 賃貸)	ホテル建物	8,210	6	2,913	22,241	—	4	11,134	—

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグ メントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地		リース 資産	その他	合計	
							(面積㎡)				
後楽園不動産 ㈱	高田馬場ビル他 (東京都新宿区 他)	その他	賃貸事務所 ビル等	108	—	479	953	—	0	589	—
㈱札幌後楽園 ホテル	札幌後楽園ホテル (北海道札幌市 中央区)	レジヤ	ホテル	30	0	—	—	—	165	196	125 [114]
松戸公産㈱	松戸競輪場他 (千葉県松戸市 他)	レジヤ	競輪場等	5,255	0	7,382	85,748	—	149	12,024	20 [1]
	本社ビル (千葉県松戸市)	レジヤ	本社事務所 賃貸マンシ ョン	1,047	3	208	450	—	70	1,457	1
	アドホック新宿 他 (東京都新宿区 他)	その他	賃貸商業 ビル等	2,149	—	6,871	16,071	—	8	8,994	10
東和工建㈱	トーワパーキン グ 新小岩他 (東京都葛飾区 他)	その他	コインパー キング他	164	17	342	<43,459> 2,470	13	1	539	—

(注) 1 上記の帳簿価額には、建設仮勘定及び無形固定資産は含んでおりません。

2 上記の 〈 〉 内は、貸借中のもので外書であります。

3 上記の [] 内は、臨時従業員数であり外書であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却・売却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	396,000,000
計	396,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年 1月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年 4月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	191,714,840	191,714,840	東京証券取引所 第一部	単元株式数は1,000株であり ます
計	191,714,840	191,714,840	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

適用はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年 6月16日 ※1	—	191,714,840	—	32,867	△31,398	8,217
平成19年 5月31日 ※2	—	191,714,840	△30,829	2,038	△8,217	—

(注)※1 旧商法第289条第2項の規定に基づく資本準備金の取崩によるものであります。

※2 会社法第447条第1項の規定に基づく資本金の減少及び会社法第448条第1項の規定に基づく資本準備金の取崩によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成22年 1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	45	39	261	114	2	13,798	14,260	—
所有株式数(単元)	61	86,991	6,770	22,514	18,056	4	55,839	190,235	1,479,840
所有株式数の割合(%)	0.03	45.72	3.55	11.83	9.49	0.00	29.35	100.00	—

(注) 1 自己株式780,926株は「個人その他」に780単元及び「単元未満株式の状況」に926株含めて記載しております。

2 「その他の法人」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成22年 1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	18,752	9.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	14,348	7.48
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2丁目2番2号	8,553	4.46
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	6,753	3.52
株式会社竹中工務店	大阪府大阪市中央区本町4丁目1番13号	6,686	3.48
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7番3号	4,377	2.28
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	3,610	1.88
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋3丁目5番12号	3,261	1.70
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝3丁目33番1号	3,156	1.64
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町2丁目6番1号	3,111	1.62
計	—	72,609	37.87

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 9,300千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 14,119千株

2 バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社及びその共同保有者2社から平成21年 4月16日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成21年 4月13日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社	東京都渋谷区広尾1丁目1番39号	7,908	4.12
バークレイズ・グローバル・インベスターズ、エヌ・エイ	カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート400, 米国	798	0.42
バークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド	ロンドン市 ロイヤル・ミント・コート1, 英国	554	0.29
計	—	9,260	4.83

- 3 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから平成22年 4月19日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成22年 4月12日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	619	0.32
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	8,603	4.49
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目5番2号	1,218	0.64
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	1,326	0.69
計	—	11,766	6.14

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年 1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 780,000 (相互保有株式) 普通株式 479,000	—	—
完全議決権株式(その他) ※1	普通株式 188,976,000	188,976	—
単元未満株式 ※2	普通株式 1,479,840	—	—
発行済株式総数	191,714,840	—	—
総株主の議決権	—	188,976	—

(注)※1 株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権の数 1個)含まれております。

※2 ㈱東京ドーム所有926株、東京ケーブルネットワーク㈱所有300株、花月園観光㈱所有800株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年 1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ㈱東京ドーム	東京都文京区後楽 1丁目3番61号	780,000	—	780,000	0.40
(相互保有株式) 松戸公産㈱	千葉県松戸市松戸594番	271,000	—	271,000	0.14
(相互保有株式) 東京ケーブル ネットワーク㈱	東京都文京区後楽 1丁目2番8号	160,000	—	160,000	0.08
(相互保有株式) ㈱TCP	東京都千代田区 三崎町3丁目4番10号	40,000	—	40,000	0.02
(相互保有株式) 花月園観光㈱	神奈川県横浜市鶴見区 鶴見1丁目1番1号	8,000	—	8,000	0.00
計	—	1,259,000	—	1,259,000	0.65

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	71,907	20,121,626
当期間における取得自己株式	4,142	1,053,850

(注) 「当期間における取得自己株式」には、平成22年 4月 1日から有価証券報告書提出日までに取得した株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	780,926	—	785,068	—

(注) 当期間の「保有自己株式数」には、平成22年 4月 1日から有価証券報告書提出日までに取得した株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営政策として位置づけ、収益性の向上や財務基盤の強化を図りながら、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。また、内部留保につきましては、株主資本の回復並びに財務体質の健全化を図りつつ企業価値の持続的な向上に必要な設備投資等に活用し、経営基盤の強化に役立ててまいります。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当ができる旨を定款に定めておりますが、リスク・不採算事業からの撤退により毀損した株主資本を期間利益の積み上げにより充実させる必要があることから、現在は安定的な配当の継続を図るため、年間を通しての配当とさせていただきます。なお、株主資本の充実度を勘案し、業績、事業見通しに応じて、中間配当の実施も検討してまいります。これら剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

以上の方針に基づき、当事業年度の剰余金の配当は以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成22年 4月28日 定時株主総会	954	5

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第96期	第97期	第98期	第99期	第100期
決算年月	平成18年 1月	平成19年 1月	平成20年 1月	平成21年 1月	平成22年 1月
最高(円)	760	757	749	610	341
最低(円)	505	435	484	265	236

(注) 株価は東京証券取引所の市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年 8月	9月	10月	11月	12月	平成22年 1月
最高(円)	301	310	295	285	280	295
最低(円)	277	269	267	251	249	260

(注) 株価は東京証券取引所の市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長		林 有 厚	昭和 5年 1月 1日生	昭和30年 4月 当社入社 昭和54年10月 当社開発室長 昭和55年 4月 当社取締役 昭和57年 5月 当社常務取締役 昭和59年 3月 当社専務取締役 昭和62年 4月 当社代表取締役副社長 平成 8年 6月 当社代表取締役社長 平成 9年 3月 東京都競馬株式会社取締役(現任) 平成 9年 6月 富士急行株式会社取締役(現任) 平成14年 4月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 平成21年 4月 当社代表取締役会長兼会長執行役員 平成22年 4月 当社代表取締役会長(現任)	(注) 3	122
代表取締役 社長 執行役員		久 代 信 次	昭和16年 3月 1日生	昭和40年 4月 当社入社 昭和61年 2月 当社経理部長 平成 3年 4月 当社取締役 平成 7年 4月 当社常務取締役 平成14年 4月 当社代表取締役常務執行役員 平成16年 4月 当社代表取締役専務執行役員 平成16年 6月 後楽園不動産株式会社代表取締役社長(現任) 平成20年 4月 当社代表取締役副社長執行役員 平成21年 4月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 平成22年 4月 当社代表取締役社長執行役員(現任)	(注) 3	63
代表取締役 副社長 執行役員	経営本部長	朝 井 正 昭	昭和17年 1月 8日生	昭和40年 4月 当社入社 昭和61年 2月 当社秘書室長 平成10年 4月 当社取締役 平成14年 4月 当社常務執行役員 平成16年 4月 当社取締役常務執行役員 平成19年 6月 花月園観光株式会社取締役(現任) 平成20年 4月 当社代表取締役専務執行役員 平成21年 4月 当社代表取締役副社長執行役員経営本部長(現任)	(注) 3	44
専務取締役 執行役員	管理本部長	阿 部 信 二	昭和23年 9月 7日生	昭和48年 4月 当社入社 平成11年 4月 当社人事部長 平成14年 4月 当社執行役員 平成17年 4月 当社常務執行役員 平成18年 4月 当社取締役常務執行役員 平成20年 4月 オリンピア興業株式会社代表取締役社長(現任) 平成22年 4月 当社専務取締役執行役員管理本部長(現任)	(注) 3	23
専務取締役 執行役員	営業本部長	北 田 英 一	昭和22年 9月 2日生	昭和45年 4月 当社入社 平成13年 2月 当社宣伝広告部長 平成14年 4月 当社執行役員 平成15年 4月 株式会社札幌後楽園ホテル代表取締役社長 平成20年 4月 当社取締役常務執行役員 平成20年 6月 花月園観光株式会社取締役(現任) 平成21年 4月 後楽園事業株式会社代表取締役社長(現任) 平成22年 4月 当社専務取締役執行役員営業本部長(現任) 平成22年 4月 株式会社東京ドームスポーツ代表取締役社長(現任)	(注) 3	18

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	
常務取締役 執行役員	営業本部 副本部長	本 田 顯 治	昭和25年 6月 8日生	昭和48年 4月 平成15年10月 平成17年 4月 平成19年 4月 平成20年 4月 平成21年 4月 平成22年 4月	当社入社 当社飲食&物販部長 当社執行役員 当社常務執行役員 当社取締役常務執行役員 株式会社後楽園ロコモティブ代表取 締役社長(現任) 当社常務取締役執行役員営業本部副 本部長(現任)	(注) 3	12
取締役		秋 山 智 史	昭和10年 8月13日生	昭和34年 4月 昭和59年 7月 平成元年 3月 平成10年 7月 平成11年 6月 平成13年 6月 平成15年 4月 平成15年 6月 平成20年 3月	富国生命保険相互会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社代表取締役社長(現任) 富士急行株式会社取締役(現任) 株式会社帝国ホテル取締役(現任) 当社取締役(現任) 日清紡株式会社(現 日清紡ホールデ ィングス株式会社)監査役(現任) 昭和電工株式会社取締役(現任)	(注) 3	—
取締役		森 信 博	昭和20年 2月 8日生	昭和42年 4月 平成 7年 6月 平成 9年 5月 平成10年 5月 平成11年 4月 平成14年 4月 平成17年 4月 平成17年 8月 平成20年 6月	株式会社日本勧業銀行入行 株式会社第一勧業銀行取締役 同行常務取締役 同行専務取締役 同行取締役副頭取 株式会社みずほコーポレート銀行取 締役副頭取 当社取締役(現任) 東京リース株式会社執行役員会長 日本ハーデス株式会社代表取締役社 長(現任)	(注) 3	—
取締役		井 上 義 久	昭和26年 5月11日生	昭和50年 4月 平成15年 4月 平成18年 4月 平成18年 7月 平成19年 4月 平成22年 4月	朝日生命保険相互会社入社 同社執行役員 同社常務執行役員 同社取締役常務執行役員 当社取締役(現任) 朝日生命保険相互会社代表取締役専 務執行役員(現任)	(注) 3	—
常勤監査役		粟 田 幹 雄	昭和21年 3月 3日生	昭和45年 4月 平成10年 4月 平成14年 2月 平成16年 4月	当社入社 当社遊園地部長 株式会社後楽園ファイナンス常務取 締役 当社常勤監査役(現任)	(注) 4	17
常勤監査役		祝 田 雅 美	昭和24年 3月 4日生	昭和48年 4月 平成12年 4月 平成16年 4月 平成20年 4月	当社入社 株式会社東京ドームホテル取締役 当社施設部長 当社常勤監査役(現任)	(注) 4	18
監査役		堤 淳 一	昭和16年 6月25日生	昭和42年 4月 昭和54年 8月 昭和57年 4月 平成16年 6月	弁護士開業(現任) 株式会社セコニック監査役(現任) 当社監査役(現任) 市光工業株式会社監査役(現任)	(注) 5	1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		野 崎 幸 雄	昭和 6年 8月19日生	昭和31年 4月 東京地方裁判所判事補 昭和62年 9月 宇都宮地方裁判所長 平成 4年 3月 仙台高等裁判所長官 平成 8年10月 弁護士開業(現任) 平成10年 6月 北海道電力株式会社監査役(現任) 平成14年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行監査役(現任) 平成15年 1月 株式会社みずほフィナンシャルグループ監査役(現任) 平成17年 4月 当社監査役(現任) 平成18年 3月 株式会社みずほ銀行監査役(現任)	(注) 6	20
監査役		児 玉 幸 治	昭和 9年 5月 9日生	昭和32年 4月 通商産業省入省 昭和60年 6月 同省大臣官房長 昭和63年 6月 同省産業政策局長 平成元年 6月 通商産業事務次官 平成 4年 2月 株式会社日本興業銀行顧問 平成 5年 6月 商工組合中央金庫理事長 平成13年 6月 株式会社商船三井取締役 平成13年 7月 財団法人日本情報処理開発協会会長 平成17年 6月 HOYA株式会社取締役(現任) 平成19年 4月 当社監査役(現任) 平成19年 6月 旭化成株式会社取締役(現任) 平成19年11月 財団法人機械システム振興協会会長(現任) 平成20年 6月 株式会社よみうりランド監査役(現任)	(注) 5	—
計						339

- (注) 1 取締役の秋山智史、森信博及び井上義久は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役の堤淳一、野崎幸雄及び児玉幸治は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 平成22年 1月期に係る定時株主総会終結の時から平成23年 1月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 平成20年 1月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年 1月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 平成19年 1月期に係る定時株主総会終結の時から平成23年 1月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 平成21年 1月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年 1月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 7 当社は、平成14年 4月より執行役員制度を導入いたしております。
執行役員(取締役による兼任を除く)は以下のとおりであります。

役名	氏名
常務執行役員	野 村 龍 介
常務執行役員	長 岡 勤
執行役員	鶴 留 俊 一
執行役員	土 井 良 一
執行役員	田 中 雅 昭
執行役員	谷 口 好 幸
執行役員	山 田 幸 雄
執行役員	山 田 豊
執行役員	西 勝 昭

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実により、企業グループ全体の経営の透明性、健全性、効率性を高めていくことは、持続的な企業価値向上のために不可欠であり、当社グループの重要な経営課題ととらえております。特に、株主を始め、顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーと良好な関係を構築していくために適時適切に情報を開示し、企業活動の透明性を確保していくことは重要であると考えております。

① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

i 会社の機関の内容

当社は、監査役制度を採用しております。

当社の取締役会は、取締役9名(うち社外取締役3名)で構成され、当社の経営方針及び業務執行を決定し、取締役及び執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています。また、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、常勤取締役全員によって構成される経営会議を設置しており、取締役会に付議すべき事項の決定並びに取締役会の決議事項に基づく取締役社長の業務執行に必要な答申を行っております。

当社は、平成14年4月に、戦略的・機動的な意思決定と業務執行を目指して執行役員制度を導入いたしました。執行役員は、取締役会で選任され、取締役会の決定に基づき社長が委嘱する担当職務の執行責任者としての責任と権限を有し、業務を執行しております。また、執行役員全員によって構成される執行役員会を設置し、取締役会及び経営会議の決議事項を伝達し、社長の業務執行に関する情報交換・連絡・調整の円滑化を図っております。

なお、現場・現実に根ざした意思決定と監督を行うため、監督と執行の完全な分離は志向せず、常勤取締役が執行役員として業務執行を担当するとともに取締役会に参画する体制をとっております。

ii 内部統制システムの整備の状況

当社は、平成18年7月27日に開催された取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」について決議し、この方針に基づいて以下のとおり内部統制システムを整備し、運用しております。

・取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) コンプライアンス体制

当社は、各ステークホルダーとの強い信頼関係を築くべく全社的視点からコンプライアンスを推進するため、代表取締役社長(以下「社長」という)を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、役員、従業員を含めた倫理指針である「コンプライアンス行動規範」を制定して、これを遵守している。

2) コンプライアンス・プログラムの策定とその適切な運用

当社は、全社的、全グループ的な具体的行動によってコンプライアンスを実現するため、コンプライアンス・プログラムを策定するとともに関係会社管理規定を整備し、これに従ってコンプライアンス体制を運用している。

3) 内部通報制度

当社は、いわゆる内部通報制度として「スピークアップ制度」を発足させ、役員や従業員の行動が「コンプライアンス行動規範」に違反しているかもしれないと感じた場合には、コンプライアンス委員会に報告、相談できる体制を確立し、維持・改善することによってコンプライアンス違反による信用失墜など企業価値を損ねる事態の発生を未然に防止している。

4) コンプライアンス違反が発生した場合

経営トップが自ら問題解決にあたり、原因の追及と再発防止に努め、責任の所在を明らかにすることとしている。

5) 取締役の役割

取締役会は、その適切な運営を確保して取締役間の意思疎通を図り、相互に業務執行を監督するとともに、実効性のある内部統制システムを構築し、運用・改善していくことによって法令・定款違反行為を未然に防止している。さらに、経営監督機能を強化するため、社外取締役が客観的・中立的立場から経営に参画している。

6) 監査役の役割

当社は、監査役会設置会社であり、後述のとおり監査役の監査が実効的に行われることを確保し、監査役会の定める監査の方針及び分担に従って取締役の職務執行を各監査役の監査対象とすることにより法令・定款違反行為を未然に防止している。監査役は、本基本方針に従って適切な内部統制システムが構築されているか、同システムが適切に運用され、改善されているかについて監査し、社長あるいは取締役会に意見を述べている。また、監査機能を強化するため、社外監査役が公正かつ客観的な立場から経営を監視している。

・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1) 文書管理

当社は、「情報管理規定」に従い、取締役の職務の執行に係る情報・文書を、その保存期間や保管部署を含めて適切に保存及び管理し、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書等の重要な文書は永久保存として、いずれも検索性の高い状態で管理している。

2) 個人情報保護

当社は、情報管理規定及び個人情報保護に関するプログラムを策定しており、これらに従って、当社が保有している個人情報の保護に努めている。

3) 情報の管理をする委員会の設置

後述のとおり、当社は、内部統制システムの一層の充実を図るため、経営に重大な影響を与えるリスクをトータルに認識し、対応することを目的として、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、さらにこのリスク管理委員会の下に情報管理小委員会を設け、文書や個人情報ばかりでなく情報全般を管理する体制を整備し、運用している。

・損失の危険の管理に関する規定その他の体制

1) リスク管理規定の制定とリスク管理委員会の設置

当社グループのリスク管理を体系的に定める「リスク管理規定」を制定するとともに、これに基づいて、経営に重大な影響を与えるリスクをトータルに認識、対応するために、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置した。「リスク管理委員会」のもとには、防災対策を統制する「防災小委員会」、顧客の安全管理を統制する「安全管理小委員会」、情報の適時開示と情報全般の管理を統制する「情報管理小委員会」、周辺環境対策等を統制する「環境対策小委員会」、財務報告の信頼性確保を統制する「財務報告小委員会」を設置し、各小委員会はそれぞれの担当分野におけるリスクマネジメントを実施している。「リスク管理委員会」は各小委員会の活動状況のほか、各部署及び各子会社(以下「グループ会社」という)におけるリスク管理の状況の報告を受けるなどしてグループ全体のリスクの状況をレビューし、その結果を定期的にまたは必要に応じ随時取締役会及び監査役に報告している。また、「リスク管理委員会」は、リスク管理全般が円滑かつ効率的に実施されるための個別規定、マニュアル等を整備している。

2) 危機管理体制の整備

不測の事態(危機)が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置して迅速に対応し、損害の拡大を防いでこれを最小限に止める体制を整えている。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 経営会議

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、常勤取締役全員によって構成される経営会議を設置し、取締役会に付議すべき事項の決定並びに取締役会の決議事項に基づく社長の業務執行に必要な答申を行っている。

2) 執行役員制度

戦略的・機動的な意思決定と業務執行を目指して執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役会が選任し、取締役会の決定に基づき社長が委嘱する担当職務の執行責任者としての責任と権限を有し、業務を執行している。そして、執行役員全員によって構成される執行役員会を設置し、取締役会及び経営会議の決議事項を伝達し、社長の業務執行に関する情報交換・連絡・調整の円滑化を図っている。なお、現場・現実に根ざした意思決定と監督を行うために、監督と執行の完全な分離は志向せず、常勤取締役が執行役員として業務執行を担当するとともに取締役会に参画する体制をとっている。

3) 業務分掌規定及び職務権限基準(責任事項)規定

取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規定」及び「職務権限基準(責任事項)規定」等を整備・改善することにより各部署が適切に業務を遂行する体制を構築しており、また、会社経営上重要な事項や業務執行状況は取締役会へ適切に付議・報告している。

・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) コンプライアンス体制

コンプライアンス体制については、前述の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制と同様である。

2) 内部監査部門の活用

当社において内部監査の主管部署である審査法務部が、各部署の業務遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、改善・合理化への助言・提案等も含めて、その結果を社長、監査役及び被監査部署長に報告している。また、審査法務部は会計監査人から定期的なヒアリング(原則年2回)を受けるなど情報共有と相互連携に努めている。さらに、審査法務部は、より効率的かつ効果的で、全社的・全グループ的な監査方法を研究し、実施することにより、使用人の法令・定款違反行為の予防に努めている。

3) 社内コミュニケーションの充実

コーポレート・ガバナンスの観点から、経営者と従業員のコミュニケーション・ミーティング(名称:「コミュニケーション・ラウンジ」)を実施し、経営者と従業員が相互に会社あるいは仕事に対する理解を深め、風通しがよく、透明性の高い企業風土の醸成に努めている。

・株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 関係会社管理規定の制定とその適正な運用・改善

グループ会社全体の業務の適正を確保するために、「関係会社管理規定」を制定し、当社への決裁・報告制度によるグループ会社の経営管理を行っている。

2) 事業ユニット会議の開催

業績報告及び情報交換を目的として、各子会社の事業内容に応じた各種事業ユニット会議を四半期毎に開催している。

3) グループ会社管理

グループ会社の自立経営を原則としたうえで、グループ会社管理の主管部署であるグループ戦略室が、関係部署と協力しながら以下の事項についてグループ会社の適切な管理を行っている。

イ) 個々のグループ会社の経営状況の把握と、適切な連結経営体制の構築、維持

ロ) グループ会社における適切な水準の内部統制システムの整備・運用

ハ) グループ会社の重要なリスクの把握と、これを適切に管理するためのグループ会社統制

4) コンプライアンス体制

グループ会社における業務の適正を確保するため、それぞれのグループ会社においてコンプライアンス行動規範及びこれを基礎とする諸規定を定めている。また、コンプライアンス体制については、全グループ的な具体的な行動によって一層実効性のあるものとするべく、関係会社管理規定及びグループ各社のコンプライアンス・プログラムに従って運用するものとしている。さらに、それぞれのグループ会社において実効性のあるスピークアップ制度を構築し、運用している。

5) グループ会社内部監査

グループ戦略室は、審査法務部とともに、グループ会社に対する内部監査業務を遂行している。この場合、グループ戦略室と審査法務部は、グループ会社業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、改善・合理化への助言・提案等も含めて、その結果を社長、監査役及び被監査会社社長に報告している。

6) 取締役、監査役の派遣

必要に応じてグループ会社の取締役または監査役を当社から派遣し、取締役は他の取締役と連携して業務の効率化を図るとともに相互に業務執行を監督し、監査役は派遣先会社の監査を行うとともに他の監査役と連携してグループ会社監査の実効性を高めている。

- ・ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は置いていないが、監査役の要請により審査法務部及びグループ戦略室がこれを補佐することとしている。

なお、監査役の要請により監査役の職務を補助すべき使用人(以下「監査役補助者」という)を置く場合は、監査役補助者の任命、解任、人事異動、評価、賃金等の改定その他については監査役会の意見を聴取するものとし、取締役はこれを尊重することとしている。また、監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないことになっている。

- ・ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1) 取締役会等重要な会議への出席

監査役・監査役会が必要に応じて取締役等に問題提起できるよう、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は経営会議、執行役員会、東京ドームグループ合同役員会、事業ユニット会議、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会に出席しており、その他の重要な会議に出席することができることとなっている。

2) 重要書類の回付

常勤監査役には稟議書その他の重要書類が回付されており、監査役からの要請があれば直ちに関係書類・資料等が提出されることとなっている。

3) 代表取締役、取締役、執行役員(以下「代表取締役等」という)からの報告

代表取締役等は、コンプライアンス上問題のある事項、法令・定款に違反するおそれのある事項及び当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等が発生した場合は、これらを直ちに監査役・監査役会に報告することとなっている。また、取締役は、グループ会社において、コンプライアンス上問題のある事項、法令・定款に違反するおそれのある事項及び当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、監査役及びコンプライアンス委員会に報告することとなっている。これに対し、グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令・定款に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、コンプライアンス委員会に報告し、コンプライアンス委員会事務局は直ちにこれを監査役に報告することとなっている。以上のほか、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとなっている。

・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 取締役による監査役監査の重要性の認識

取締役は、監査役監査基準等を通じて監査役監査の重要性・有用性を十分に認識し、監査役監査の環境整備に努めている。

2) 関係各部署の協力

監査役・監査役会が必要と認めるときは、社長と協議のうえ、特定事項について審査法務部あるいはグループ戦略室に調査を求めることができ、その他財務部等の関係各部署に対しても監査への協力を求めることができることとなっている。

3) 会計監査人との連携

監査役・監査役会は、取締役会による会計監査人の選任について同意をしたうえで、係る会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスク評価及び監査重点項目等について、情報や意見を交換するなどして緊密な連携を図っており、効率的な監査を実施する。

iii 監査役監査及び内部監査、会計監査の状況

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会による業務執行の監督と監査役会による監査を軸とした経営監視の体制を構築しております。

監査役会は、監査役5名(うち社外監査役3名)で構成され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、または決議をしております。各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担などに従い、取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、取締役等に営業の報告を求め、重要な決済書類等を閲覧し、主要な事業所には自ら赴き業務及び財産の状況を調査しております。

内部監査につきましては、内部監査を担う部門である審査法務部の審査担当社員4名が業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、改善・合理化への助言・提案等も含めて、その結果を監査役に報告しております。

また、監査役は会計監査人より随時監査に関する報告及び説明を受け、審査法務部は会計監査人から定期的なヒアリング(原則年2回)を受けるなど情報共有と相互連携を図っております。

会計監査人につきましては、当社はあずさ監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けております。業務を執行した公認会計士は、落合孝彰氏、上坂善章氏、川村敦氏であり、会計監査に係る補助者は、公認会計士5名、その他18名です。

④ 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

⑤ 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を可能にするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の三分の二以上をもって行う旨定款に定めております。

⑦ 取締役及び監査役の選任の決議要件

当社は、取締役及び監査役選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する旨定款に定めております。

⑧ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により毎年7月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	—	76	—
連結子会社	—	—	11	—
計	—	—	88	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定にあたっては、公認会計士と協議の上、当社の事業規模・特性、監査日数・人員数等を勘案して算定した報酬額について監査役会の同意を得て決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成20年 2月 1日から平成21年 1月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成21年 2月 1日から平成22年 1月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成20年 2月 1日から平成21年 1月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成21年 2月 1日から平成22年 1月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成20年 2月 1日から平成21年 1月31日まで)及び当連結会計年度(平成21年 2月 1日から平成22年 1月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成20年 2月 1日から平成21年 1月31日まで)及び当事業年度(平成21年 2月 1日から平成22年 1月31日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年1月31日)	当連結会計年度 (平成22年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,916	13,444
受取手形及び売掛金	3,049	※1 3,017
有価証券	—	※5 20
たな卸資産	1,571	※2 1,491
繰延税金資産	441	348
その他	1,841	1,689
貸倒引当金	△159	△9
流動資産合計	21,660	20,002
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※3 208,923	※5 212,533
減価償却累計額	△105,755	△109,282
建物及び構築物（純額）	103,168	103,250
機械装置及び運搬具	※3 18,984	※5 21,803
減価償却累計額	△14,879	△15,924
機械装置及び運搬具（純額）	4,105	5,879
土地	※2, ※3 134,656	※4, ※5 134,667
建設仮勘定	3,840	409
その他	18,187	18,370
減価償却累計額	△14,202	△14,332
その他（純額）	3,985	4,038
有形固定資産合計	249,755	248,245
無形固定資産		
借地権	425	425
ソフトウェア	324	231
その他	195	190
無形固定資産合計	946	847
投資その他の資産		
投資有価証券	※1, ※3 20,273	※3, ※5 20,039
長期貸付金	1,154	1,557
繰延税金資産	16,061	12,870
その他	4,343	3,960
貸倒引当金	△230	△467
投資その他の資産合計	41,602	37,960
固定資産合計	292,304	287,054
繰延資産		
社債発行費	868	935
繰延資産合計	868	935
資産合計	314,833	307,992

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年1月31日)	当連結会計年度 (平成22年1月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	768	751
1年内償還予定の社債	16,902	19,762
短期借入金	※3 45,932	※5 43,141
未払法人税等	479	104
賞与引当金	474	424
ポイント引当金	97	90
商品券等引換引当金	19	16
その他	※3 18,581	※5 22,244
流動負債合計	83,256	86,536
固定負債		
社債	43,488	43,227
長期借入金	※3 89,248	※5 81,233
受入保証金	※3 6,823	※5 5,972
繰延税金負債	130	109
再評価に係る繰延税金負債	※2 35,177	※4 35,177
退職給付引当金	3,228	3,172
執行役員退職慰労引当金	60	69
負ののれん	2,886	—
その他	1,347	991
固定負債合計	182,389	169,953
負債合計	265,646	256,490
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,038	2,038
資本剰余金	856	856
利益剰余金	3,974	1,851
自己株式	△491	△511
株主資本合計	6,377	4,234
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△4,102	900
繰延ヘッジ損益	△0	—
土地再評価差額金	※2 46,506	※4 46,506
為替換算調整勘定	405	△139
評価・換算差額等合計	42,809	47,267
少数株主持分	—	—
純資産合計	49,186	51,501
負債純資産合計	314,833	307,992

②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)
売上高		
レジャー事業収入	74,369	69,565
流通事業収入	7,890	7,869
その他の事業収入	5,228	4,489
売上高合計	87,489	81,924
売上原価		
レジャー事業原価	51,798	50,817
流通事業原価	7,587	7,644
その他の事業原価	9,172	8,632
売上原価合計	68,558	67,094
売上総利益	18,930	14,830
一般管理費	※1 6,475	※1 6,432
営業利益	12,455	8,398
営業外収益		
受取利息	97	78
受取配当金	351	443
為替差益	—	314
負ののれん償却額	2,886	2,886
持分法による投資利益	—	269
その他	192	113
営業外収益合計	3,528	4,105
営業外費用		
支払利息	3,880	3,516
為替差損	509	—
持分法による投資損失	458	—
その他	606	691
営業外費用合計	5,454	4,208
経常利益	10,528	8,295
特別利益		
固定資産売却益	※2 1	※2 0
投資有価証券売却益	32	45
投資有価証券清算分配金	—	388
貸倒引当金戻入額	24	—
その他	3	28
特別利益合計	62	462
特別損失		
固定資産売却損	※3 1	※3 1
固定資産除却損	※4 403	※4 925
減損損失	※5 6	※5 81
解体撤去費	363	503
投資有価証券評価損	2,496	5,167
その他	522	91
特別損失合計	3,794	6,771

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)
税金等調整前当期純利益	6,796	1,986
法人税、住民税及び事業税	731	259
法人税等還付税額	—	△99
法人税等調整額	△611	2,830
法人税等合計	119	2,990
当期純利益又は当期純損失 (△)	6,676	△1,004

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月 31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月 31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,038	2,038
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,038	2,038
資本剰余金		
前期末残高	863	856
当期変動額		
自己株式の処分	△7	—
当期変動額合計	△7	—
当期末残高	856	856
利益剰余金		
前期末残高	△2,134	3,974
当期変動額		
剰余金の配当	△569	△953
当期純利益又は当期純損失(△)	6,676	△1,004
持分法の適用範囲の変動	—	△165
土地再評価差額金の取崩	0	—
当期変動額合計	6,108	△2,123
当期末残高	3,974	1,851
自己株式		
前期末残高	△1,047	△491
当期変動額		
自己株式の取得	△75	△20
自己株式の処分	631	—
当期変動額合計	556	△20
当期末残高	△491	△511
株主資本合計		
前期末残高	△280	6,377
当期変動額		
剰余金の配当	△569	△953
当期純利益又は当期純損失(△)	6,676	△1,004
持分法の適用範囲の変動	—	△165
自己株式の取得	△75	△20
自己株式の処分	624	—
土地再評価差額金の取崩	0	—
当期変動額合計	6,657	△2,143
当期末残高	6,377	4,234

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,029	△4,102
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,131	5,003
当期変動額合計	△5,131	5,003
当期末残高	△4,102	900
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△0	△0
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	△0	—
土地再評価差額金		
前期末残高	46,507	46,506
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	—
当期変動額合計	△0	—
当期末残高	46,506	46,506
為替換算調整勘定		
前期末残高	△183	405
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	589	△544
当期変動額合計	589	△544
当期末残高	405	△139
評価・換算差額等合計		
前期末残高	47,352	42,809
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,543	4,458
当期変動額合計	△4,543	4,458
当期末残高	42,809	47,267
少数株主持分		
前期末残高	—	—
当期末残高	—	—
純資産合計		
前期末残高	47,072	49,186
当期変動額		
剰余金の配当	△569	△953
当期純利益又は当期純損失（△）	6,676	△1,004
持分法の適用範囲の変動	—	△165
自己株式の取得	△75	△20
自己株式の処分	624	—
土地再評価差額金の取崩	0	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,543	4,458
当期変動額合計	2,114	2,315
当期末残高	49,186	51,501

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月 31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,796	1,986
減価償却費	7,645	8,196
減損損失	6	81
負ののれん償却額	△2,886	△2,886
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△149	87
賞与引当金の増減額 (△は減少)	6	△50
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	5	△6
商品券等引換引当金の増減額 (△は減少)	1	△3
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△242	△55
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△840	—
執行役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△24	8
受取利息及び受取配当金	△449	△522
支払利息	3,880	3,516
持分法による投資損益 (△は益)	458	△269
投資有価証券売却損益 (△は益)	△32	△45
投資有価証券評価損益 (△は益)	2,496	5,167
投資有価証券清算分配金	—	△388
固定資産売却損益 (△は益)	0	1
固定資産除却損	403	925
売上債権の増減額 (△は増加)	△218	32
たな卸資産の増減額 (△は増加)	60	79
仕入債務の増減額 (△は減少)	△224	△16
年間シート予約仮受金増減額 (△は減少)	△221	743
その他	2,517	1,123
小計	18,989	17,706
利息及び配当金の受取額	464	551
利息の支払額	△3,908	△3,570
法人税等の支払額	△926	△708
営業活動によるキャッシュ・フロー	14,618	13,978

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△493	△1,183
定期預金の払戻による収入	903	1,393
投資有価証券の取得による支出	△2,067	△360
投資有価証券の売却による収入	59	246
投資有価証券の償還による収入	3,000	200
投資有価証券の清算分配による収入	—	388
有形及び無形固定資産の取得による支出	△10,351	△8,082
有形及び無形固定資産の売却による収入	2	0
その他	△15	△203
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,962	△7,600
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (△は減少)	△180	—
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	4,000	3,500
長期借入れによる収入	38,220	35,000
長期借入金の返済による支出	△53,065	△45,805
社債の発行による収入	25,191	19,100
社債の償還による支出	△16,680	△16,900
自己株式の売却による収入	624	—
配当金の支払額	△569	△953
その他	△1,682	△1,581
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,141	△7,640
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,514	△1,262
現金及び現金同等物の期首残高	12,918	14,433
現金及び現金同等物の期末残高	※1 14,433	※1 13,170

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(イ) 連結子会社の数 17社</p> <p>主要な連結子会社の名称 「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。</p> <p>(ロ) 主要な非連結子会社の名称 ㈱アタミ・ロープウエイ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、これらの総資産額、売上高総額、当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額は、連結対象から除外しても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>(イ) 連結子会社の数 14社 なお、従来、連結子会社であった㈱北海道後楽園観光開発は、平成20年12月1日に連結子会社である㈱北海道後楽園を存続会社とする吸収合併を行い解散いたしました。 また、従来、連結子会社であった㈱西日本後楽園は、平成21年11月1日に連結子会社である㈱後楽園フードサービスを存続会社とする吸収合併を行い解散いたしました。 また、従来、連結子会社であった㈱北海道後楽園は、平成21年12月1日に連結子会社である㈱水戸後楽園を存続会社とする吸収合併を行い解散いたしました。 主要な連結子会社の名称 同左</p> <p>(ロ) 主要な非連結子会社の名称 同左 連結の範囲から除いた理由 同左</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(イ) 持分法を適用した非連結子会社数 該当会社はありません。</p> <p>(ロ) 持分法を適用した関連会社数 4社</p> <p>主要な会社等の名称 「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。</p> <p>(ハ) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 ㈱アタミ・ロープウエイ 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。</p>	<p>(イ) 持分法を適用した非連結子会社数 同左</p> <p>(ロ) 持分法を適用した関連会社数 3社 なお、従来、持分法適用関連会社であった㈱車両スポーツ映像は、当社が保有する一部株式を平成21年2月1日に売却したため、当連結会計年度より持分法の範囲から除外しております。 主要な会社等の名称 同左</p> <p>(ハ) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 同左 持分法を適用しない理由 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社のうち㈱北海道後楽園観光開発及び㈱北海道後楽園の決算日は11月30日であります。連結財務諸表の作成にあたりましては、各社の決算日現在の財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。	—
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>(イ) たな卸資産 主として移動平均法による原価法及び月別総平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(ロ) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(ハ) デリバティブ 時価法を採用しております。</p>	<p>(イ) たな卸資産 主として移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)及び月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。 (会計方針の変更) 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法及び月別総平均法による原価法を採用していましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)及び月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。 なお、この変更による影響は軽微であります。</p> <p>(ロ) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>(ハ) デリバティブ 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法	<p>有形固定資産 主として定額法を採用しております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、ショッピングイン店舗の固定資産の耐用年数は、経済的使用可能期間に基づいて算定しております。 (会計方針の変更) 従来、連結子会社の松戸公産㈱は所有する有形固定資産の減価償却方法を主として定率法によっておりましたが、その所有する全ての有形固定資産の減価償却の方法を親会社と同様の定額法へ統一しております。 この変更は、松戸公産㈱の定額法適用資産の割合が増加傾向にある状況を踏まえ、3ヵ年中期経営計画「Scale-up」のスタートを機に減価償却方法を見直した結果、その保有する償却資産は親会社と同種の事業に属していることに鑑み、定率法を適用していた資産についても費用を每期均等計上する定額法の方がより収益との合理的な対応を図ることができると考えられるため、親会社と同様の定額法に変更したものであります。 この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ165百万円増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響は「セグメント情報」に記載しております。 (追加情報) 当連結会計年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ435百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は「セグメント情報」に記載しております。</p>	<p>有形固定資産(リース資産を除く) 主として定額法を採用しております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、ショッピングイン店舗の固定資産の耐用年数は、経済的使用可能期間に基づいて算定しております。 (追加情報) 当連結会計年度より、当社及び国内連結子会社は、平成20年度の法人税法の改正(減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成20年4月30日 財務省令第32号))による法定耐用年数の変更に伴い、機械装置の耐用年数を変更しております。 この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は166百万円それぞれ減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は「セグメント情報」に記載しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)
<p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p>	<p>無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <hr/> <p>社債発行費 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。</p>	<p>無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が平成21年1月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 また、この変更による影響は軽微であります。</p>
	<p>(イ) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(ロ) 賞与引当金 従業員に対する賞与支給にあてるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。</p> <p>(ハ) ポイント引当金 顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当連結会計年度末における利用実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額のうち、費用負担額を計上しております。</p>	<p>社債発行費 同左</p> <p>(イ) 貸倒引当金 同左</p> <p>(ロ) 賞与引当金 同左</p> <p>(ハ) ポイント引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)
	<p>(ニ) 商品券等引換引当金 一定期間未着券のため収益計上した商品券等の今後の利用に備え、当連結会計年度末における着券実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額のうち費用負担額を計上しております。</p> <p>(ホ) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>(ヘ) 役員退職慰労引当金 (追加情報) 従来、当社及び一部の連結子会社は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき、連結会計年度末における要支給額を計上しておりましたが、当連結会計年度において会社法上の役員に対する役員退職慰労金制度を各社の定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。なお、各社の定時株主総会において、制度廃止時までの在任期間に応じた役員退職慰労金の打ち切り支給が承認され、その支払時期が各役員の退任時であるため、役員退職慰労引当金を全額取り崩すとともに、従来の制度での未払い残高746百万円は、「長期未払金」として計上の上、固定負債の「その他の固定負債」に含めて表示しております。 また、会社法上の役員に対する役員退職慰労引当金の取り崩しにともない、役員退職慰労引当金に含めて表示しておりました当社の執行役員(取締役兼務者は除く)に対する退職慰労引当金60百万円については、固定負債の「執行役員退職慰労引当金」に区分掲記して表示する方法に変更しております。</p> <p>(ト) 執行役員退職慰労引当金 執行役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき、当連結会計年度末における要支給額を計上しております。</p>	<p>(ニ) 商品券等引換引当金 同左</p> <p>(ホ) 退職給付引当金 同左</p> <hr/> <p>(ヘ) 執行役員退職慰労引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)
(5) 収益及び費用の計上基準		<p>ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。 (会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース投資資産(流動資産 その他)として計上しております。 なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 また、この変更による影響は軽微であります。</p>
(6) 重要なリース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	
(7) 重要なヘッジ会計の方法	<p>(イ) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。</p> <p>(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利リスクを回避するためのスワップ取引 ヘッジ対象 相場変動等による損失の可能性があり、キャッシュ・フローが固定され変動が回避されるもの</p> <p>(ハ) ヘッジ方針 財務上発生している金利リスク回避を目的としてデリバティブ取引を導入しており、投機目的の取引は行っておりません。</p> <p>(ニ) ヘッジの有効性評価の方法 個々の取引特性に応じて策定したヘッジ有効性評価の方法に基づき、その有効性が認められたものについてヘッジ会計を適用しております。</p>	<p>(イ) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左</p> <p>(ハ) ヘッジ方針 同左</p> <p>(ニ) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	<p>①消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>①消費税等の会計処理 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。	同左
6 負ののれんの償却に関する事項	負ののれんは、発生日以後5年間で均等償却しております。	同左
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資を計上しております。	同左

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)
<p>(連結貸借対照表)</p> <p>前連結会計年度において固定負債の「役員退職慰労引当金」に含めて表示しておりました「執行役員退職慰労引当金」は、当連結会計年度において会社法上の役員に対する役員退職慰労金制度を廃止し役員退職慰労引当金を取り崩したことにともない、当連結会計年度より区分掲記することに変更しております。</p> <p>なお、前連結会計年度において固定負債の「役員退職慰労引当金」に含めておりました「執行役員退職慰労引当金」は84百万円であります。</p> <p>(連結損益計算書)</p> <p>前連結会計年度において特別利益の「その他特別利益」に含めておりました「貸倒引当金繰戻益」は、特別利益の総額の10/100を超えたため、当連結会計年度より区分掲記することに変更しております。</p> <p>なお、前連結会計年度において特別利益の「その他特別利益」に含めておりました「貸倒引当金繰戻益」は127百万円であります。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローの「役員退職慰労引当金の増減額」に含めて表示しておりました「執行役員退職慰労引当金の減少額」は、当連結会計年度において会社法上の役員に対する役員退職慰労金制度を廃止し役員退職慰労引当金を取り崩したことにともない、当連結会計年度より区分掲記することに変更しております。</p> <p>なお、前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローの「役員退職慰労引当金の増減額」に含めておりました「執行役員退職慰労引当金の減少額」は執行役員退職慰労引当金の増加額22百万円であります。</p>	<p>(連結損益計算書)</p> <p>前連結会計年度において独立掲記しておりました「貸倒引当金戻入額」(当連結会計年度3百万円)は、特別利益の総額の10/100以下となったため、当連結会計年度においては特別利益の「その他」に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年 1月31日)	当連結会計年度 (平成22年 1月31日)
<p>※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 2,612百万円</p> <p>※2 土地再評価 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部、再評価差額金を純資産の部にそれぞれ計上しております。 再評価を行った年月日 平成12年 1月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年 3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は、第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>※3 担保に供している資産 (イ) 建物及び構築物62,417百万円、機械装置及び運搬具4百万円、土地109,346百万円及び投資有価証券7,092百万円(うち建物及び構築物1,495百万円、機械装置及び運搬具4百万円及び土地20,272百万円については観光施設財団を設定)は金融機関等よりの長期借入金88,584百万円(短期借入金26,379百万円、長期借入金62,204百万円)及び受入保証金208百万円(その他の流動負債20百万円、受入保証金187百万円)の担保に供しております。 (ロ) 建物及び構築物2,893百万円及び土地6,547百万円は日本中央競馬会よりの受入保証金4,680百万円(その他の流動負債860百万円、受入保証金3,820百万円)の担保に供しております。 (ハ) 投資有価証券360百万円は前払式証券の規制等に関する法律に基づき、商品券(その他の流動負債223百万円)の発行保証金として供託しております。</p> <p>4 偶発債務 金融機関等よりの借入金等に対し、下記のとおり債務保証をしております。 東京ケーブルネットワーク(株) 他 803百万円 合計 803百万円 また、東京ケーブルネットワーク(株)の金融機関よりの借入金1,026百万円に対して経営指導念書を差し入れております。</p>	<p>※1 受取手形 期末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休業日のため、次のとおり期末日満期手形が当連結会計年度末残高に含まれております。 受取手形 24百万円</p> <p>※2 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。 商品及び製品 1,324百万円 仕掛品 20百万円 原材料及び貯蔵品 146百万円</p> <p>※3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 2,361百万円</p> <p>※4 土地再評価 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部、再評価差額金を純資産の部にそれぞれ計上しております。 再評価を行った年月日 平成12年 1月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は、第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>※5 担保に供している資産 (イ) 建物及び構築物62,532百万円、機械装置及び運搬具3百万円、土地107,698百万円及び投資有価証券8,846百万円(うち建物及び構築物1,456百万円、機械装置及び運搬具3百万円及び土地20,272百万円については観光施設財団を設定)は金融機関等よりの長期借入金80,812百万円(短期借入金22,837百万円、長期借入金57,974百万円)及び受入保証金187百万円(その他の流動負債21百万円、受入保証金166百万円)の担保に供しております。 (ロ) 建物及び構築物2,902百万円及び土地6,547百万円は日本中央競馬会よりの受入保証金3,820百万円(その他の流動負債860百万円、受入保証金2,960百万円)の担保に供しております。 (ハ) 有価証券20百万円及び投資有価証券343百万円は前払式証券の規制等に関する法律に基づき、商品券(その他の流動負債218百万円)の発行保証金として供託しております。</p> <p>6 偶発債務 金融機関等よりの借入金等に対し、下記のとおり債務保証をしております。 東京ケーブルネットワーク(株) 他 664百万円 合計 664百万円 また、東京ケーブルネットワーク(株)の金融機関よりの借入金567百万円に対して経営指導念書を差し入れております。</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)																																								
<p>※1 一般管理費の主要な費目は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>俸給・給料・賃金</td><td style="text-align: right;">3,979百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入損</td><td style="text-align: right;">128百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入損</td><td style="text-align: right;">24百万円</td></tr> <tr><td>執行役員退職慰労引当金繰入損</td><td style="text-align: right;">11百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入損</td><td style="text-align: right;">371百万円</td></tr> </table>	俸給・給料・賃金	3,979百万円	賞与引当金繰入損	128百万円	役員退職慰労引当金繰入損	24百万円	執行役員退職慰労引当金繰入損	11百万円	退職給付引当金繰入損	371百万円	<p>※1 一般管理費の主要な費目は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>俸給・給料・賃金</td><td style="text-align: right;">3,924百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入損</td><td style="text-align: right;">114百万円</td></tr> <tr><td>執行役員退職慰労引当金繰入損</td><td style="text-align: right;">12百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">484百万円</td></tr> </table>	俸給・給料・賃金	3,924百万円	賞与引当金繰入損	114百万円	執行役員退職慰労引当金繰入損	12百万円	退職給付費用	484百万円																						
俸給・給料・賃金	3,979百万円																																								
賞与引当金繰入損	128百万円																																								
役員退職慰労引当金繰入損	24百万円																																								
執行役員退職慰労引当金繰入損	11百万円																																								
退職給付引当金繰入損	371百万円																																								
俸給・給料・賃金	3,924百万円																																								
賞与引当金繰入損	114百万円																																								
執行役員退職慰労引当金繰入損	12百万円																																								
退職給付費用	484百万円																																								
<p>※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> </table>	建物及び構築物	0百万円	機械装置及び運搬具	0百万円	その他の有形固定資産	0百万円	計	1百万円	<p>※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> </table>	その他の有形固定資産	0百万円	計	0百万円																												
建物及び構築物	0百万円																																								
機械装置及び運搬具	0百万円																																								
その他の有形固定資産	0百万円																																								
計	1百万円																																								
その他の有形固定資産	0百万円																																								
計	0百万円																																								
<p>※3 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> </table>	機械装置及び運搬具	0百万円	土地	1百万円	その他の有形固定資産	0百万円	計	1百万円	<p>※3 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> </table>	建物及び構築物	1百万円	その他の有形固定資産	0百万円	計	1百万円																										
機械装置及び運搬具	0百万円																																								
土地	1百万円																																								
その他の有形固定資産	0百万円																																								
計	1百万円																																								
建物及び構築物	1百万円																																								
その他の有形固定資産	0百万円																																								
計	1百万円																																								
<p>※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">339百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">9百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td style="text-align: right;">48百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">6百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">403百万円</td></tr> </table>	建物及び構築物	339百万円	機械装置及び運搬具	9百万円	その他の有形固定資産	48百万円	ソフトウェア	6百万円	計	403百万円	<p>※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">873百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">12百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td style="text-align: right;">39百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">925百万円</td></tr> </table>	建物及び構築物	873百万円	機械装置及び運搬具	12百万円	その他の有形固定資産	39百万円	ソフトウェア	0百万円	計	925百万円																				
建物及び構築物	339百万円																																								
機械装置及び運搬具	9百万円																																								
その他の有形固定資産	48百万円																																								
ソフトウェア	6百万円																																								
計	403百万円																																								
建物及び構築物	873百万円																																								
機械装置及び運搬具	12百万円																																								
その他の有形固定資産	39百万円																																								
ソフトウェア	0百万円																																								
計	925百万円																																								
<p>※5 減損損失</p> <p>(1)資産のグルーピングの方法 当社グループは、事業の種類別セグメントを基準として、商品やサービスの性質、市場の類似性、地域性等を勘案して資産のグルーピングを実施しております。</p> <p>(2)減損を認識した資産 (イ)減損を認識した資産グループの概要</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th><th>減損損失 (百万円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>東京都 大田区他</td><td>時間貸駐車場 (15件)</td><td>構築物等</td><td style="text-align: right;">6</td></tr> <tr><td colspan="3">合計</td><td style="text-align: right;">6</td></tr> </tbody> </table> <p>(ロ)固定資産の種類ごとの当該金額の内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>固定資産の種類</th><th>金額(百万円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">5</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">6</td></tr> </tbody> </table> <p>(3)減損損失の認識に至った経緯 事業用資産のうち、経営環境の悪化により、業績が低迷している一部の時間貸駐車場については短期間での業績の回復が困難であるため、減損損失を認識しております。</p> <p>(4)回収可能額の算定方法 事業用資産については、使用価値により算定しており、その割引率は4.5%を使用しております。</p>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	東京都 大田区他	時間貸駐車場 (15件)	構築物等	6	合計			6	固定資産の種類	金額(百万円)	建物及び構築物	5	機械装置及び運搬具	0	合計	6	<p>※5 減損損失 当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th><th>減損損失 (百万円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>東京都 豊島区他</td><td>化粧品・雑貨小 売店舗(7店)</td><td>建物等</td><td style="text-align: right;">74</td></tr> <tr><td>東京都 豊島区他</td><td>時間貸駐車場 ・駐輪場(6件)</td><td>構築物等</td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr><td>北海道 札幌市他</td><td>遊休資産(2件)</td><td>土地・建 物等</td><td style="text-align: right;">3</td></tr> <tr><td colspan="3">合計</td><td style="text-align: right;">81</td></tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、事業の種類別セグメントを基準として、商品やサービスの性質、市場の類似性、地域性等を勘案して資産のグルーピングを実施しております。</p> <p>事業用資産については経営環境の悪化によって業績が低迷しており、短期間での業績の回復が困難であると判断したため、遊休資産については帳簿価額に比して時価が著しく低下しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(81百万円)として特別損失に計上しております。</p> <p>減損損失の内訳は、建物及び構築物52百万円、機械装置及び運搬具0百万円、土地1百万円、その他の有形固定資産27百万円であります。</p> <p>なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額により測定しておりますが、使用価値については将来キャッシュフローがマイナスのため、備忘価額により評価しております。正味売却価額については固定資産税評価額等を基準として算定しております。</p>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	東京都 豊島区他	化粧品・雑貨小 売店舗(7店)	建物等	74	東京都 豊島区他	時間貸駐車場 ・駐輪場(6件)	構築物等	2	北海道 札幌市他	遊休資産(2件)	土地・建 物等	3	合計			81
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																						
東京都 大田区他	時間貸駐車場 (15件)	構築物等	6																																						
合計			6																																						
固定資産の種類	金額(百万円)																																								
建物及び構築物	5																																								
機械装置及び運搬具	0																																								
合計	6																																								
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																						
東京都 豊島区他	化粧品・雑貨小 売店舗(7店)	建物等	74																																						
東京都 豊島区他	時間貸駐車場 ・駐輪場(6件)	構築物等	2																																						
北海道 札幌市他	遊休資産(2件)	土地・建 物等	3																																						
合計			81																																						

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	発行済株式の種類 普通株式		自己株式の種類 普通株式	当連結会計年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)	発行済株式の種類 普通株式		自己株式の種類 普通株式
1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項は、次のとおりであります。				1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項は、次のとおりであります。			
前連結会計年度末株式数	191,714,840		2,090,882	前連結会計年度末株式数	191,714,840		1,036,470
当連結会計年度増加株式数	—		179,072	当連結会計年度増加株式数	—		72,108
当連結会計年度減少株式数	—		1,233,484	当連結会計年度減少株式数	—		—
当連結会計年度末株式数	191,714,840		1,036,470	当連結会計年度末株式数	191,714,840		1,108,578
(注) 1 普通株式の自己株式数の増加179,072株は、単元未満株式の買取請求によるもの179,071株、持分法適用関連会社の持分比率の変動によるもの1株であります。				(注) 1 普通株式の自己株式数の増加72,108株は、単元未満株式の買取請求によるもの71,907株、持分法適用関連会社の持分比率の変動によるもの201株であります。			
2 普通株式の自己株式数の減少1,233,484株は、自己株式の処分によるものであります。				2 配当に関する事項			
2 配当に関する事項				(1) 配当金支払額			
(1) 配当金支払額				平成21年4月28日の定時株主総会において次のとおり決議しております。			
平成20年4月25日の定時株主総会において次のとおり決議しております。				平成21年4月28日の定時株主総会において次のとおり決議しております。			
・普通株式の配当に関する事項				・普通株式の配当に関する事項			
①配当金の総額 569百万円				①配当金の総額 953百万円			
②1株当たり配当額 3円00銭				②1株当たり配当額 5円00銭			
③基準日 平成20年1月31日				③基準日 平成21年1月31日			
④効力発生日 平成20年4月28日				④効力発生日 平成21年4月30日			
(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの				(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの			
・普通株式の配当に関する事項				・普通株式の配当に関する事項			
①決議 平成21年4月28日 定時株主総会				①決議 平成22年4月28日 定時株主総会			
②配当金の総額 953百万円				②配当金の総額 953百万円			
③配当の原資 利益剰余金				③配当の原資 利益剰余金			
④1株当たり配当額 5円00銭				④1株当たり配当額 5円00銭			
⑤基準日 平成21年1月31日				⑤基準日 平成22年1月31日			
⑥効力発生日 平成21年4月30日				⑥効力発生日 平成22年4月30日			

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)
※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 14,916百万円	現金及び預金勘定 13,444百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △483百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △273百万円
現金及び現金同等物 14,433百万円	現金及び現金同等物 13,170百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)					当連結会計年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)				
(借主側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引					(借主側) リース取引開始日が平成21年1月31日以前の所有権移転 外ファイナンス・リース取引				
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額					① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額				
	機械装置 及び運搬具 (百万円)	その他の 有形固定資産 (工具器具 及び備品) (百万円)		合計 (百万円)		機械装置 及び運搬具 (百万円)	その他の 有形固定資産 (工具器具 及び備品) (百万円)		合計 (百万円)
取得価額 相当額	809	163		972	取得価額 相当額	245	163		408
減価償却 累計額相当額	652	27		680	減価償却 累計額相当額	156	58		215
期末残高 相当額	156	136		292	期末残高 相当額	88	104		192
② 未経過リース料期末残高相当額					② 未経過リース料期末残高相当額				
				99百万円					66百万円
				192百万円					126百万円
				292百万円					192百万円
(注) なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残 高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定 資産の期末残高等に占める割合が低いため、「支 払利子込み法」により算定しております。					(注) 同左				
③ 支払リース料減価償却費相当額					③ 支払リース料及び減価償却費相当額				
				185百万円					94百万円
				185百万円					94百万円
④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定 額法によっております。					④ 減価償却費相当額の算定方法 同左				
(貸主側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引					(貸主側) リース取引開始日が平成21年1月31日以前の所有権移転 外ファイナンス・リース取引				
① リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残 高					① リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残 高				
	機械装置 及び運搬具 (百万円)	その他の 有形固定資産 (工具器具 及び備品) (百万円)	ソフト ウェア (百万円)	合計 (百万円)		機械装置 及び運搬具 (百万円)	その他の 有形固定資産 (工具器具 及び備品) (百万円)	ソフト ウェア (百万円)	合計 (百万円)
取得価額	47	21	10	79	取得価額	17	16	3	37
減価償却 累計額	19	8	8	37	減価償却 累計額	5	6	2	15
期末残高	27	12	1	42	期末残高	12	9	1	22
② 未経過リース料期末残高相当額					② 未経過リース料期末残高相当額				
				16百万円					8百万円
				23百万円					14百万円
				39百万円					23百万円
(注) なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過 リース料期末残高及び見積残存価額の残高の合計 額が営業債権の期末残高等に占める割合が低いた め、「受取利子込み法」により算定しております。					(注) 同左				
③ 受取リース料及び減価償却費					③ 受取リース料及び減価償却費				
				30百万円					16百万円
				21百万円					12百万円

(有価証券関係)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	前連結会計年度 (平成21年 1月31日)			当連結会計年度 (平成22年 1月31日)		
	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの						
① 株式	5,443	6,730	1,287	7,551	9,741	2,190
② 債券 国債・地方債	346	360	14	346	363	17
③ その他	43	43	0	66	67	1
小計	5,832	7,134	1,302	7,964	10,173	2,209
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの						
① 株式	15,080	9,912	△5,167	7,690	6,981	△709
② 債券 国債・地方債	—	—	—	—	—	—
③ その他	82	62	△20	—	—	—
小計	15,163	9,975	△5,187	7,690	6,981	△709
合計	20,995	17,109	△3,885	15,654	17,154	1,500

(注) 減損処理により、前連結会計年度2,496百万円、当連結会計年度5,167百万円の評価損を計上いたしました。
これに伴い、「取得原価」には減損処理後の金額を記載しております。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)			当連結会計年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)		
売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
59	32	—	246	45	—

3 時価評価されていない主な有価証券

区分	前連結会計年度 (平成21年 1月31日)	当連結会計年度 (平成22年 1月31日)
	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 子会社及び関連会社株式 非連結子会社株式及び関連会社株式	2,612	2,361
(2) その他有価証券 非上場株式	550	543
計	3,163	2,904

4 その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

区分	前連結会計年度 (平成21年 1月31日)			当連結会計年度 (平成22年 1月31日)		
	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)
その他有価証券 債券 国債・地方債	—	20	340	20	25	317

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)
<p>① 取引内容・取引に対する取組方針・取引の利用目的 当社及び連結子会社は、金融資産負債に係る将来の金利変動リスクを回避し、また調達コストを軽減する目的で、債券、長期借入金及び社債を対象とした金利スワップを利用しております。 また、これらのデリバティブ取引を投機目的やトレーディング目的では利用しておりません。</p> <p>② 取引に係るリスクの内容 当社及び連結子会社が利用している金利スワップ取引については将来の金利変動によるリスクがあります。 なお、当社及び連結子会社は信用度の高い金融機関のみを取引相手としており、信用リスクはないと判断しております。</p> <p>③ 取引に係るリスク管理体制 当社のデリバティブ取引は、「デリバティブ取引取扱規定」に基づき、財務部が主管部署として執行、管理を行っております。 その執行の際には、取引金額により取締役会の決議または財務担当役員の決裁を受け、財務部長が執行し、社長に報告しております。その管理については、半期毎にデリバティブ取引の状況を財務部長及び財務担当役員に報告しております。 連結子会社のデリバティブ取引は、当社の規定を準用し、半期毎にデリバティブ取引の状況を当社財務部に報告しております。</p>	<p>① 取引内容・取引に対する取組方針・取引の利用目的 同左</p> <p>② 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>③ 取引に係るリスク管理体制 同左</p>

2 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

前連結会計年度(平成21年 1月31日現在)

デリバティブ取引はすべて金融商品に係る会計基準におけるヘッジ会計の要件を満たしているため、開示の対象外としております。

当連結会計年度(平成22年 1月31日現在)

デリバティブ取引はすべて金融商品に係る会計基準におけるヘッジ会計の要件を満たしているため、開示の対象外としております。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)																																																																
<p>1 採用している退職給付制度の概要 当社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、(株)後楽園スポーツは確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度に加入しております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項(平成21年 1月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>① 退職給付債務</td><td style="text-align: right;">△14,965百万円</td></tr> <tr><td>② 年金資産</td><td style="text-align: right;">8,687百万円</td></tr> <tr><td>③ 未積立退職給付債務(①+②)</td><td style="text-align: right;">△6,278百万円</td></tr> <tr><td>④ 未認識数理計算上の差異</td><td style="text-align: right;">3,049百万円</td></tr> <tr><td>⑤ 連結貸借対照表計上額純額(③+④)</td><td style="text-align: right;">△3,228百万円</td></tr> <tr><td>⑥ 退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">△3,228百万円</td></tr> </table> <p>(注) 1 連結子会社における退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。</p> <p>3 退職給付費用に関する事項(自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>① 勤務費用</td><td style="text-align: right;">422百万円</td></tr> <tr><td>② 利息費用</td><td style="text-align: right;">371百万円</td></tr> <tr><td>③ 期待運用収益</td><td style="text-align: right;">△248百万円</td></tr> <tr><td>④ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td style="text-align: right;">314百万円</td></tr> <tr><td>⑤ その他</td><td style="text-align: right;">7百万円</td></tr> <tr><td>⑥ 退職給付費用(①+②+③+④+⑤)</td><td style="text-align: right;">867百万円</td></tr> </table> <p>(注) 1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「①勤務費用」に計上しております。 2 「その他」は、中小企業退職金共済制度への掛金支払額であります。</p> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>① 退職給付見込額の期間配分方法</td><td style="text-align: right;">期間定額基準</td></tr> <tr><td>② 割引率</td><td style="text-align: right;">2.5%</td></tr> <tr><td>③ 期待運用収益率</td><td style="text-align: right;">2.5%</td></tr> <tr><td>④ 数理計算上の差異の処理年数</td><td style="text-align: right;">10年</td></tr> </table> <p>(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。)</p>	① 退職給付債務	△14,965百万円	② 年金資産	8,687百万円	③ 未積立退職給付債務(①+②)	△6,278百万円	④ 未認識数理計算上の差異	3,049百万円	⑤ 連結貸借対照表計上額純額(③+④)	△3,228百万円	⑥ 退職給付引当金	△3,228百万円	① 勤務費用	422百万円	② 利息費用	371百万円	③ 期待運用収益	△248百万円	④ 数理計算上の差異の費用処理額	314百万円	⑤ その他	7百万円	⑥ 退職給付費用(①+②+③+④+⑤)	867百万円	① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	② 割引率	2.5%	③ 期待運用収益率	2.5%	④ 数理計算上の差異の処理年数	10年	<p>1 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2 退職給付債務に関する事項(平成22年 1月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>① 退職給付債務</td><td style="text-align: right;">△15,082百万円</td></tr> <tr><td>② 年金資産</td><td style="text-align: right;">9,528百万円</td></tr> <tr><td>③ 未積立退職給付債務(①+②)</td><td style="text-align: right;">△5,554百万円</td></tr> <tr><td>④ 未認識数理計算上の差異</td><td style="text-align: right;">2,381百万円</td></tr> <tr><td>⑤ 連結貸借対照表計上額純額(③+④)</td><td style="text-align: right;">△3,172百万円</td></tr> <tr><td>⑥ 退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">△3,172百万円</td></tr> </table> <p>(注) 1 同左</p> <p>3 退職給付費用に関する事項(自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>① 勤務費用</td><td style="text-align: right;">426百万円</td></tr> <tr><td>② 利息費用</td><td style="text-align: right;">360百万円</td></tr> <tr><td>③ 期待運用収益</td><td style="text-align: right;">△194百万円</td></tr> <tr><td>④ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td style="text-align: right;">468百万円</td></tr> <tr><td>⑤ その他</td><td style="text-align: right;">6百万円</td></tr> <tr><td>⑥ 退職給付費用(①+②+③+④+⑤)</td><td style="text-align: right;">1,068百万円</td></tr> </table> <p>(注) 1 同左 2 同左</p> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>① 退職給付見込額の期間配分方法</td><td style="text-align: right;">期間定額基準</td></tr> <tr><td>② 割引率</td><td style="text-align: right;">2.5%</td></tr> <tr><td>③ 期待運用収益率</td><td style="text-align: right;">2.25%</td></tr> <tr><td>④ 数理計算上の差異の処理年数</td><td style="text-align: right;">10年</td></tr> </table> <p>(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。)</p>	① 退職給付債務	△15,082百万円	② 年金資産	9,528百万円	③ 未積立退職給付債務(①+②)	△5,554百万円	④ 未認識数理計算上の差異	2,381百万円	⑤ 連結貸借対照表計上額純額(③+④)	△3,172百万円	⑥ 退職給付引当金	△3,172百万円	① 勤務費用	426百万円	② 利息費用	360百万円	③ 期待運用収益	△194百万円	④ 数理計算上の差異の費用処理額	468百万円	⑤ その他	6百万円	⑥ 退職給付費用(①+②+③+④+⑤)	1,068百万円	① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	② 割引率	2.5%	③ 期待運用収益率	2.25%	④ 数理計算上の差異の処理年数	10年
① 退職給付債務	△14,965百万円																																																																
② 年金資産	8,687百万円																																																																
③ 未積立退職給付債務(①+②)	△6,278百万円																																																																
④ 未認識数理計算上の差異	3,049百万円																																																																
⑤ 連結貸借対照表計上額純額(③+④)	△3,228百万円																																																																
⑥ 退職給付引当金	△3,228百万円																																																																
① 勤務費用	422百万円																																																																
② 利息費用	371百万円																																																																
③ 期待運用収益	△248百万円																																																																
④ 数理計算上の差異の費用処理額	314百万円																																																																
⑤ その他	7百万円																																																																
⑥ 退職給付費用(①+②+③+④+⑤)	867百万円																																																																
① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																
② 割引率	2.5%																																																																
③ 期待運用収益率	2.5%																																																																
④ 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																																
① 退職給付債務	△15,082百万円																																																																
② 年金資産	9,528百万円																																																																
③ 未積立退職給付債務(①+②)	△5,554百万円																																																																
④ 未認識数理計算上の差異	2,381百万円																																																																
⑤ 連結貸借対照表計上額純額(③+④)	△3,172百万円																																																																
⑥ 退職給付引当金	△3,172百万円																																																																
① 勤務費用	426百万円																																																																
② 利息費用	360百万円																																																																
③ 期待運用収益	△194百万円																																																																
④ 数理計算上の差異の費用処理額	468百万円																																																																
⑤ その他	6百万円																																																																
⑥ 退職給付費用(①+②+③+④+⑤)	1,068百万円																																																																
① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																
② 割引率	2.5%																																																																
③ 期待運用収益率	2.25%																																																																
④ 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																																

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成21年 1月31日)		当連結会計年度 (平成22年 1月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳 (流動の部)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳 (流動の部)
	繰延税金資産		繰延税金資産
	賞与引当金 198百万円		賞与引当金 175百万円
	未払金 112百万円		未払金 170百万円
	未払事業所税 68百万円		未払事業所税 67百万円
	未払事業税 66百万円		未払社会保険料 51百万円
	貸倒引当金 60百万円		前受収益 39百万円
	未払社会保険料 51百万円		未払事業税 39百万円
	その他 128百万円		ポイント引当金 37百万円
	繰延税金資産小計 687百万円		その他 62百万円
	評価性引当額 △85百万円		繰延税金資産小計 644百万円
	繰延税金資産合計 601百万円		評価性引当額 △126百万円
	繰延税金負債		繰延税金資産合計 517百万円
	関係会社への投資に係る一時差異 △112百万円		繰延税金負債
	その他 △47百万円		関係会社への投資に係る一時差異 △74百万円
	繰延税金負債合計 △160百万円		未収収益 △72百万円
	繰延税金資産の純額 441百万円		その他 △22百万円
			繰延税金負債合計 △169百万円
			繰延税金資産の純額 348百万円
	(固定の部)		(固定の部)
	繰延税金資産		繰延税金資産
	税務繰越欠損金 36,726百万円		税務繰越欠損金 34,567百万円
	その他有価証券評価差額金 1,836百万円		投資有価証券評価損 2,517百万円
	全面時価評価法適用による評価差額 1,486百万円		全面時価評価法適用による評価差額 1,486百万円
	退職給付引当金 1,343百万円		退職給付引当金 1,322百万円
	減損損失 1,312百万円		減損損失 1,301百万円
	投資有価証券評価損 494百万円		長期未払金 239百万円
	長期未払金 296百万円		減損に伴う土地再評価取崩額 230百万円
	減損に伴う土地再評価取崩額 230百万円		貸倒引当金 139百万円
	ゴルフ会員権評価損 90百万円		減価償却費 101百万円
	減価償却費 82百万円		ゴルフ会員権評価損 90百万円
	その他 169百万円		その他 157百万円
	繰延税金資産小計 44,069百万円		繰延税金資産小計 42,156百万円
	評価性引当額 △27,877百万円		評価性引当額 △28,692百万円
	繰延税金資産合計 16,191百万円		繰延税金資産合計 13,463百万円
	繰延税金負債		繰延税金負債
	その他有価証券評価差額金 △256百万円		その他有価証券評価差額金 △689百万円
	その他 △4百万円		その他 △13百万円
	繰延税金負債合計 △261百万円		繰延税金負債合計 △703百万円
	繰延税金資産の純額 15,930百万円		繰延税金資産の純額 12,760百万円
	上記以外に土地再評価に係る繰延税金資産及び負債があり、その内訳は以下のとおりであります。		上記以外に土地再評価に係る繰延税金資産及び負債があり、その内訳は以下のとおりであります。
	再評価に係る繰延税金資産		再評価に係る繰延税金資産
	再評価に係る繰延税金資産 1,779百万円		再評価に係る繰延税金資産 1,779百万円
	評価性引当額 △1,779百万円		評価性引当額 △1,779百万円
	再評価に係る繰延税金資産合計 ー百万円		再評価に係る繰延税金資産合計 ー百万円
	再評価に係る繰延税金負債		再評価に係る繰延税金負債
	再評価に係る繰延税金負債 △35,177百万円		再評価に係る繰延税金負債 △35,177百万円
	再評価に係る繰延税金負債の純額 △35,177百万円		再評価に係る繰延税金負債の純額 △35,177百万円

前連結会計年度 (平成21年 1月31日)		当連結会計年度 (平成22年 1月31日)	
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
	法定実効税率 40.69%		法定実効税率 40.69%
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に算入 されない項目 1.44%		交際費等永久に損金に算入 されない項目 3.92%
	住民税均等割額等 0.56%		住民税均等割額等 1.92%
	評価性引当額の増減 $\Delta 29.37\%$		評価性引当額の増減 168.55%
	持分法による投資損失 2.75%		持分法による投資利益 $\Delta 5.51\%$
	未実現利益に係る税効果未 認識額 0.76%		負ののれん償却 $\Delta 59.12\%$
	負ののれん償却 $\Delta 17.28\%$		関係会社からの受取配当金 4.43%
	関係会社からの受取配当金 1.37%		留保利益に係る一時差異 $\Delta 1.93\%$
	留保利益に係る一時差異 0.32%		法人税等還付税額 $\Delta 5.02\%$
	その他 0.52%		その他 2.62%
	<u>税効果会計適用後の法人税等の 負担率 1.76%</u>		<u>税効果会計適用後の法人税等の 負担率 150.54%</u>

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)

	レジャー 事業 (百万円)	流通 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び 営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	74,369	7,890	5,228	87,489	—	87,489
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	279	—	5,618	5,897	(5,897)	—
計	74,649	7,890	10,847	93,386	(5,897)	87,489
営業費用	58,809	7,607	9,801	76,217	(1,183)	75,033
営業利益	15,840	283	1,045	17,169	(4,714)	12,455
II 資産、減価償却費、 減損損失及び 資本的支出						
資産	258,316	4,165	19,626	282,108	32,724	314,833
減価償却費	6,548	77	889	7,516	129	7,645
減損損失	—	—	6	6	—	6
資本的支出	10,279	122	589	10,991	102	11,093

- (注) 1 事業区分は営業種目の類似性により区分しております。
- 2 各事業の主な営業種目
 ○レジャー事業 東京ドーム、遊園地、スパ・フィットネス、飲食店・売店、ホテル、競輪場、ゴルフ場等
 ○流通事業 化粧品・雑貨小売店
 ○その他の事業 不動産の賃貸・分譲、ビル管理、立体駐車場等の設計・施工・運営管理、リース、有価証券の保有・管理、ビデオソフト制作、有線テレビジョン放送等
- 3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は4,269百万円であり、その主なものは、当社の管理部門に係る費用のうち、総務・人事・施設部門等の全社的一般経費であります。
- 4 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は45,393百万円であり、その主なものは、当社及び有価証券の保有・管理会社での余資運用資金(現金及び預金、有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。
- 5 減価償却費、減損損失及び資本的支出には、長期前払費用の償却額、減損損失額及び増加額が含まれております。
- 6 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.(2)に記載の通り、従来、連結子会社の松戸公産(株)は所有する有形固定資産の減価償却方法を主として定率法によっておりましたが、その所有する全ての有形固定資産の減価償却の方法を親会社と同様の定額法へ統一しております。
 この変更は、松戸公産(株)の定額法適用資産の割合が増加傾向にある状況を踏まえ、3ヵ年中期経営計画「Scale-up」のスタートを機に減価償却方法を見直した結果、その保有する償却資産は親会社と同種の事業に属していることに鑑み、定率法を適用していた資産についても費用を每期均等計上する定額法の方がより収益との合理的な対応を図ることができると考えられるため、親会社と同様の定額法に変更したものであります。この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益が、レジャー事業118百万円、その他の事業46百万円、それぞれ増加しております。
- 7 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.(2)に記載の通り、当連結会計年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。
 この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益が、レジャー事業398百万円、流通事業1百万円、その他の事業28百万円、消去又は全社8百万円、それぞれ減少しております。

当連結会計年度(自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)

	レジャー 事業 (百万円)	流通 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び 営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	69,565	7,869	4,489	81,924	—	81,924
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	305	—	5,663	5,969	(5,969)	—
計	69,870	7,869	10,153	87,893	(5,969)	81,924
営業費用	57,776	7,664	9,321	74,762	(1,236)	73,526
営業利益	12,093	204	832	13,131	(4,733)	8,398
II 資産、減価償却費、 減損損失及び 資本的支出						
資産	256,267	3,836	19,318	279,422	28,569	307,992
減価償却費	6,953	94	1,013	8,060	136	8,196
減損損失	3	—	2	6	74	81
資本的支出	7,575	169	497	8,242	70	8,312

- (注) 1 事業区分は営業種目の類似性により区分しております。
2 各事業の主な営業種目
○レジャー事業 東京ドーム、遊園地、スパ・フィットネス、飲食店・売店、ホテル、競輪場、
ゴルフ場 等
○流通事業 化粧品・雑貨小売店
○その他の事業 不動産の賃貸・分譲、ビル管理、立体駐車場等の設計・施工・運営管理、リース、
有価証券の保有・管理、ビデオソフト制作、有線テレビジョン放送 等
3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は4,283百万円であり、その主なものは、当社の管理部門に係る費用のうち、総務・人事・施設部門等の全社的一般経費であります。
4 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は41,313百万円であり、その主なものは、当社及び有価証券の保有・管理会社での余資運用資金(現金及び預金、有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。
5 減価償却費、減損損失及び資本的支出には、長期前払費用の償却額、減損損失額及び増加額が含まれております。
6 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.(2)に記載の通り、当連結会計年度より、当社及び国内連結子会社は、平成20年度の法人税法の改正(減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成20年4月30日 財務省令第32号))による法定耐用年数の変更に伴い、機械装置の耐用年数を変更しております。
この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益が、レジャー事業24百万円、その他の事業142百万円それぞれ減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)

本邦以外の国又は地域に連結子会社及び重要な支店が所在しないため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)

本邦以外の国又は地域に連結子会社及び重要な支店が所在しないため記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)

海外売上高がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)

海外売上高がないため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者	秋山智史	—	—	当社取締役	—	—	—	広告看板、年間シート等	120	その他の流動負債	9
				富国生命保険(相)代表取締役				適格年金拠出、団体保険等	251	—	—
				—				資金の借入	1,000	短期借入金 長期借入金	204 4,070
	堤淳一	—	—	当社監査役 弁護士	(被所有) 直接0.0	—	—	弁護士報酬	7	—	—
	野崎幸雄	—	—	当社監査役 弁護士	(被所有) 直接0.0	—	—	弁護士報酬	3	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

秋山智史が第三者(富国生命保険(相):当社の議決権の4.5%を保有)の代表者として行った取引であり、一般的取引条件によっております。

弁護士報酬の支払に関する取引条件は、一般的取引条件によっております。

当連結会計年度(自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	秋山智史	—	—	当社取締役 富国生命保険(相) 代表取締役	—	資金の借入	資金の借入	1,000	短期借入金 長期借入金	1,352 2,492

(注) 1 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

秋山智史が第三者(富国生命保険(相):当社の議決権の4.5%を保有)の代表者として行った取引であり、一般的取引条件によっております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)
1株当たり純資産額	257.96円	270.20円
1株当たり当期純利益	35.11円	—
1株当たり当期純損失	—	5.27円
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失計上であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度 (平成21年 1月31日)	当連結会計年度 (平成22年 1月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	49,186	51,501
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る純資産額 (百万円)	49,186	51,501
期末の普通株式の数 (千株)	190,678	190,606

2 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額

項目	前連結会計年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	6,676	△1,004
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	6,676	△1,004
普通株式の期中平均株式数(千株)	190,139	190,653

(重要な後発事象)

<p>前連結会計年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)</p>
<p>1 当社は、平成20年12月22日開催の取締役会において、銀行保証付私募債について決議いたしました。この決議に基づき、以下の社債の発行を実施しております。</p> <p>① 名称 第33回無担保社債 (株式会社三井住友銀行保証付及び適格機関投資家限定)</p> <p>発行日 平成21年 2月27日</p> <p>発行総額 25億円</p> <p>発行価額 額面100円につき100円</p> <p>利率 年0.88%</p> <p>償還期限 平成26年 2月28日</p> <p>償還条件 平成22年 8月31日より半年毎均等償還</p> <p>資金使途 運転資金</p> <p>② 名称 第34回無担保社債 (中央三井信託銀行株式会社保証付及び適格機関投資家限定)</p> <p>発行日 平成21年 3月31日</p> <p>発行総額 80億円</p> <p>発行価額 額面100円につき100円</p> <p>利率 年1.489%</p> <p>償還期限 平成26年 3月31日</p> <p>償還条件 平成22年 9月30日より半年毎均等償還</p> <p>資金使途 運転資金</p>	<p>1 当社は、平成21年12月21日開催の取締役会において、銀行保証付私募債について決議いたしました。この決議に基づき、以下の社債の発行を実施しております。</p> <p>① 名称 第36回無担保社債 (株式会社三井住友銀行保証付及び適格機関投資家限定)</p> <p>発行日 平成22年 2月26日</p> <p>発行総額 30億円</p> <p>発行価額 額面100円につき100円</p> <p>利率 年0.769%</p> <p>償還期限 平成27年 2月27日</p> <p>償還条件 平成23年 8月31日より半年毎均等償還</p> <p>資金使途 運転資金</p> <p>② 名称 第37回無担保社債 (中央三井信託銀行株式会社保証付及び適格機関投資家限定)</p> <p>発行日 平成22年 3月31日</p> <p>発行総額 60億円</p> <p>発行価額 額面100円につき100円</p> <p>利率 年1.01%</p> <p>償還期限 平成27年 3月31日</p> <p>償還条件 平成23年 9月30日より半年毎均等償還</p> <p>資金使途 運転資金</p> <p>③ 名称 第38回無担保社債 (株式会社三菱東京UFJ銀行保証付及び適格機関投資家限定)</p> <p>発行日 平成22年 3月31日</p> <p>発行総額 60億円</p> <p>発行価額 額面100円につき100円</p> <p>利率 年0.84%</p> <p>償還期限 平成27年 3月31日</p> <p>償還条件 平成23年 9月30日より半年毎均等償還</p> <p>資金使途 運転資金</p>

⑤ 【連結附属明細表】
【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱東京ドーム	第17回無担保 普通社債	平成16年 3月30日	700 (700)	—	年0.82	なし	平成21年 3月31日
〃	第18回無担保 普通社債	平成16年 6月30日	850 (850)	—	6MTIBOR +0.10	なし	平成21年 6月30日
〃	第19回無担保 普通社債	平成17年 3月30日	1,800 (1,200)	600 (600)	年0.85	なし	平成22年 3月31日
〃	第20回無担保 普通社債	平成17年 3月31日	600 (400)	200 (200)	年0.70	なし	平成22年 3月31日
〃	第21回無担保 普通社債	平成17年 9月30日	3,000 (1,500)	1,500 (1,500)	初回 年0.60 以降 6MTIBOR +0.50	なし	平成22年 9月30日
〃	第22回無担保 普通社債	平成17年 9月30日	400 (200)	200 (200)	6MTIBOR +0.15	なし	平成22年 9月30日
〃	第23回無担保 普通社債	平成18年 3月31日	6,000 (2,400)	3,600 (2,400)	年1.51	なし	平成23年 3月31日
〃	第24回無担保 普通社債	平成18年 9月29日	5,175 (1,725)	3,450 (1,725)	初回 年0.60 以降 6MTIBOR +0.10	なし	平成23年 9月30日
〃	第25回無担保 普通社債	平成18年 9月29日	4,275 (1,425)	2,850 (1,425)	6MTIBOR +0.36	なし	平成23年 9月30日
〃	第26回無担保 普通社債	平成18年 9月29日	1,440 (480)	960 (480)	年1.21	なし	平成23年 9月30日
〃	第27回無担保 普通社債	平成18年 12月29日	4,500 (2,250)	2,250 (2,250)	年1.406	なし	平成22年 12月30日
〃	第28回無担保 普通社債	平成19年 3月30日	1,050 (300)	750 (300)	年1.31	なし	平成24年 3月30日
〃	第29回無担保 普通社債	平成19年 9月28日	5,000 (1,250)	3,750 (1,250)	年1.39	なし	平成24年 9月28日
〃	第30回無担保 普通社債	平成20年 5月30日	10,000 (2,222)	7,780 (2,220)	年1.73	なし	平成25年 5月31日
〃	第31回無担保 普通社債	平成20年 9月30日	8,000	8,000 (2,000)	年1.27	なし	平成25年 9月30日
〃	第32回無担保 普通社債	平成20年 9月30日	7,600	7,600 (1,900)	年1.518	なし	平成25年 9月30日
〃	第33回無担保 普通社債	平成21年 2月27日	—	2,500 (312)	年0.88	なし	平成26年 2月28日
〃	第34回無担保 普通社債	平成21年 3月31日	—	8,000 (1,000)	年1.489	なし	平成26年 3月31日
〃	第35回無担保 普通社債	平成21年 8月31日	—	9,000	年1.01	なし	平成26年 8月29日
合計 ※1	—	—	60,390 (16,902)	62,990 (19,762)	—	—	—

(注) ※1 括弧内は1年内償還予定額の内書であり、連結貸借対照表では流動負債(1年以内償還予定の社債)として掲げてあります。

2 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
19,762	17,375	12,395	9,895	3,562

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	45,932	43,141	1.96	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	24	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	89,248	81,233	1.82	平成23年2月～ 平成35年3月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	85	—	平成23年2月～ 平成27年9月
その他有利子負債				
コマーシャルペーパー (1年以内)	4,000	7,500	0.53	
受入保証金(1年以内)	880	881	2.00	
受入保証金(1年超)	3,967	3,086	2.00	平成23年2月～ 平成28年8月
合計	144,029	135,951	—	—

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
 3 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	32,628	24,369	15,430	6,248
リース債務	24	24	24	12
その他 有利子負債	881	882	682	483

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自平成21年2月1日 至平成21年4月30日)	第2四半期 (自平成21年5月1日 至平成21年7月31日)	第3四半期 (自平成21年8月1日 至平成21年10月31日)	第4四半期 (自平成21年11月1日 至平成22年1月31日)
売上高 (百万円)	18,196	22,918	21,334	19,474
税金等調整前四半期純 利益金額又は税金等調 整前四半期純損失金額 (△) (百万円)	△3,269	3,371	2,490	△605
四半期純利益金額又は 四半期純損失金額 (△) (百万円)	△2,541	2,833	2,299	△3,594
1株当たり四半期純利 益金額又は四半期純損 失金額(△) (円)	△13.33	14.86	12.06	△18.86

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年1月31日)	当事業年度 (平成22年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,924	8,372
売掛金	1,327	1,392
有価証券	—	※2 20
商品	1,154	1,211
貯蔵品	53	43
前払費用	510	484
繰延税金資産	373	370
その他	1,029	588
貸倒引当金	△3	△3
流動資産合計	12,369	12,482
固定資産		
有形固定資産		
建物	※2 180,056	※2 183,079
減価償却累計額	△88,810	△91,922
建物（純額）	91,245	91,156
構築物	8,111	7,767
減価償却累計額	△4,500	△4,634
構築物（純額）	3,610	3,133
機械及び装置	※2 12,244	※2 13,209
減価償却累計額	△9,995	△9,887
機械及び装置（純額）	2,248	3,322
車両運搬具	46	50
減価償却累計額	△37	△41
車両運搬具（純額）	9	8
工具、器具及び備品	12,201	9,621
減価償却累計額	△9,749	△7,641
工具、器具及び備品（純額）	2,451	1,979
土地	※1, ※2 124,900	※1, ※2 124,900
リース資産	—	1,531
減価償却累計額	—	△155
リース資産（純額）	—	1,375
建設仮勘定	3,310	407
有形固定資産合計	227,776	226,285
無形固定資産		
借地権	417	417
ソフトウェア	251	172
その他	52	58
無形固定資産合計	720	648
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 14,918	※2 15,248
関係会社株式	37,710	37,231
関係会社長期貸付金	56,612	57,909
長期前払費用	146	143
差入保証金	3,411	3,157

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年1月31日)	当事業年度 (平成22年1月31日)
繰延税金資産	15,878	12,762
その他	529	473
貸倒引当金	△51,758	△52,255
投資その他の資産合計	77,448	74,670
固定資産合計	305,945	301,604
繰延資産		
社債発行費	868	935
繰延資産合計	868	935
資産合計	319,184	315,021
負債の部		
流動負債		
買掛金	512	508
1年内償還予定の社債	16,902	19,762
1年内返済予定の長期借入金	※2 45,881	※2 43,129
コマーシャル・ペーパー	4,000	7,500
リース債務	—	229
未払金	2,664	2,586
未払費用	1,157	1,132
未払法人税等	102	84
前受金	1,094	1,043
預り金	544	540
年間シート予約仮受金	5,011	5,754
賞与引当金	403	368
ポイント引当金	18	27
商品券等引換引当金	19	16
その他	※2 1,417	※2 1,398
流動負債合計	79,729	84,083
固定負債		
社債	43,488	43,227
長期借入金	※2 89,164	※2 81,161
関係会社長期借入金	10,480	10,410
リース債務	—	1,214
受入保証金	※2 5,498	※2 4,668
再評価に係る繰延税金負債	※1 33,367	※1 33,367
退職給付引当金	2,796	2,751
執行役員退職慰労引当金	60	69
債務保証損失引当金	135	—
その他	642	538
固定負債合計	185,631	177,408
負債合計	265,361	261,491

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年1月31日)	当事業年度 (平成22年1月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,038	2,038
利益剰余金		
利益準備金	57	152
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	8,097	2,698
利益剰余金合計	8,155	2,851
自己株式	△328	△348
株主資本合計	9,865	4,541
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△4,357	673
土地再評価差額金	*1 48,315	*1 48,315
評価・換算差額等合計	43,958	48,989
純資産合計	53,823	53,530
負債純資産合計	319,184	315,021

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年2月1日 至 平成21年1月31日)	当事業年度 (自 平成21年2月1日 至 平成22年1月31日)
売上高		
レジャー事業収入	51,794	48,907
流通事業収入	7,890	7,869
その他の事業収入	207	208
売上高合計	59,893	56,985
売上原価		
人件費	6,704	6,903
物件費	379	388
用役費	4,412	4,302
渉外費	63	62
宣伝広告費	1,713	1,636
補修整備費	1,154	1,109
諸税課金	2,013	2,106
アトラクション経費	1,313	1,476
商品原価	13,626	12,494
減価償却費	6,194	6,467
業務委託費	6,336	6,239
雑費	531	526
売上原価合計	44,442	43,715
売上総利益	15,450	13,270
一般管理費	※1 4,581	※1 4,620
営業利益	10,869	8,649
営業外収益		
受取利息	※2 219	※2 235
有価証券利息	12	13
受取配当金	※2 491	※2 582
為替差益	—	312
その他	※2 213	※2 148
営業外収益合計	936	1,291
営業外費用		
支払利息	3,232	2,770
社債利息	721	857
コマーシャル・ペーパー利息	48	38
社債発行費償却	235	332
為替差損	509	—
その他	345	321
営業外費用合計	5,094	4,320
経常利益	6,711	5,621

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月 31日)	当事業年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月 31日)
特別利益		
固定資産売却益	※3 0	—
投資有価証券売却益	32	45
貸倒引当金戻入額	7	—
受取補償金	—	14
その他	—	9
特別利益合計	40	69
特別損失		
固定資産売却損	※4 1	—
固定資産除却損	※5 381	※3 740
解体撤去費	340	453
減損損失	—	※4 74
投資有価証券評価損	2,083	5,253
関係会社株式評価損	142	480
関係会社貸倒引当金繰入額	110	348
その他	127	2
特別損失合計	3,187	7,352
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	3,564	△1,662
法人税、住民税及び事業税	32	32
法人税等調整額	△567	2,654
法人税等合計	△535	2,686
当期純利益又は当期純損失 (△)	4,099	△4,348

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月 31日)	当事業年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月 31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,038	2,038
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,038	2,038
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	—	57
当期変動額		
利益準備金の積立	57	95
当期変動額合計	57	95
当期末残高	57	152
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	4,627	8,097
当期変動額		
利益準備金の積立	△57	△95
剰余金の配当	△573	△955
当期純利益又は当期純損失(△)	4,099	△4,348
土地再評価差額金の取崩	1	—
当期変動額合計	3,469	△5,399
当期末残高	8,097	2,698
利益剰余金合計		
前期末残高	4,627	8,155
当期変動額		
利益準備金の積立	—	—
剰余金の配当	△573	△955
当期純利益又は当期純損失(△)	4,099	△4,348
土地再評価差額金の取崩	1	—
当期変動額合計	3,527	△5,303
当期末残高	8,155	2,851
自己株式		
前期末残高	△253	△328
当期変動額		
自己株式の取得	△75	△20
当期変動額合計	△75	△20
当期末残高	△328	△348

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当事業年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)
株主資本合計		
前期末残高	6,412	9,865
当期変動額		
剰余金の配当	△573	△955
当期純利益又は当期純損失(△)	4,099	△4,348
土地再評価差額金の取崩	1	—
自己株式の取得	△75	△20
当期変動額合計	3,452	△5,323
当期末残高	9,865	4,541
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	216	△4,357
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△4,574	5,030
当期変動額合計	△4,574	5,030
当期末残高	△4,357	673
土地再評価差額金		
前期末残高	48,316	48,315
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1	—
当期変動額合計	△1	—
当期末残高	48,315	48,315
評価・換算差額等合計		
前期末残高	48,533	43,958
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△4,575	5,030
当期変動額合計	△4,575	5,030
当期末残高	43,958	48,989
純資産合計		
前期末残高	54,946	53,823
当期変動額		
剰余金の配当	△573	△955
当期純利益又は当期純損失(△)	4,099	△4,348
土地再評価差額金の取崩	1	—
自己株式の取得	△75	△20
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△4,575	5,030
当期変動額合計	△1,123	△293
当期末残高	53,823	53,530

【重要な会計方針】

	前事業年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当事業年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)
1 たな卸資産の評価基準及び評価方法	移動平均法による原価法及び月別総平均法による原価法を採用しております。	主として移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)及び月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。 (会計方針の変更) 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、移動平均法による原価法及び月別総平均法による原価法を採用しておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日 企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)及び月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。 なお、この変更による影響は軽微であります。
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
3 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1) デリバティブ 時価法を採用しております。	(1) デリバティブ 同左

	前事業年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当事業年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、ショッピングイン店舗の固定資産の耐用年数は、経済的使用可能期間に基づいて算定しております。 (追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ373百万円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>—————</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、ショッピングイン店舗の固定資産の耐用年数は、経済的使用可能期間に基づいて算定しております。 (追加情報) 当事業年度より、平成20年度の法人税法の改正(減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成20年4月30日 財務省令第32号))による法定耐用年数の変更に伴い、機械装置の耐用年数を変更しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益が24百万円減少し、税引前当期純損失が24百万円増加しております。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年1月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))」を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、この変更による影響は軽微であります。</p> <p>(4) 長期前払費用 同左</p>
5 繰延資産の処理方法	<p>(1) 社債発行費 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 社債発行費 同左</p>

	前事業年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当事業年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)
6 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与支給にあてるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) ポイント引当金 顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における利用実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額のうち、費用負担額を計上しております。</p> <p>(4) 商品券等引換引当金 一定期間未着券のため収益計上した商品券等の今後の利用に備え、当事業年度末における着券実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額のうち費用負担額を計上しております。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) ポイント引当金 同左</p> <p>(4) 商品券等引換引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 同左</p>

	前事業年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当事業年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)
	<p>(6) 役員退職慰労引当金 (追加情報) 従来、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき、事業年度末における要支給額を計上していましたが、会社法上の役員に対する役員退職慰労金制度を平成20年 4月25日の定時株主総会の日をもって廃止いたしました。なお、当該定時株主総会において、制度廃止時までの在任期間に応じた役員退職慰労金の打ち切り支給が承認され、その支払時期が各役員の退任時であるため、役員退職慰労引当金を全額取り崩すとともに、従来の制度での未払い残高601百万円は、「長期未払金」として計上の上、固定負債の「その他の固定負債」に含めて表示しております。</p> <p>なお、会社法上の役員に対する役員退職慰労引当金の取り崩しに伴い、役員退職慰労引当金に含めて表示してありました執行役員(取締役兼務者は除く)に対する退職慰労引当金60百万円については、固定負債の「執行役員退職慰労引当金」に区分掲記して表示する方法に変更しております。</p> <p>(7) 執行役員退職慰労引当金 執行役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。</p> <p>(8) 債務保証損失引当金 債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を勘案し、損失負担見込額を計上しております。</p>	<p>_____</p> <p>(6) 執行役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(7) 債務保証損失引当金 同左</p>
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	_____

	前事業年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当事業年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)
8 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利リスクを回避するためのスワップ取引 ヘッジ対象 相場変動等による損失の可能性があります、キャッシュ・フローが固定され変動が回避されるもの</p> <p>(3) ヘッジ方針 財務上発生している金利リスク回避を目的としてデリバティブ取引を導入しており、投機目的の取引は行っておりません。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため事業年度末日における有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
9 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	同左

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当事業年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)
<p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度において固定負債の「役員退職慰労引当金」に含めて表示しておりました「執行役員退職慰労引当金」は、平成20年 4月25日の定時株主総会の日をもって会社法上の役員に対する役員退職慰労金制度を廃止し役員退職慰労引当金を取り崩したことに伴い、当事業年度より区分掲記することに変更しております。</p> <p>なお、前事業年度において固定負債の「役員退職慰労引当金」に含めておりました「執行役員退職慰労引当金」は、84百万円であります。</p>	<p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度において区分掲記しておりました「貸倒引当金戻入額」(当事業年度0百万円)は、特別利益の総額の10/100以下となったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示していません。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年 1月31日)	当事業年度 (平成22年 1月31日)																
<p>※1 土地再評価</p> <p>「土地の再評価に関する法律」(平成10年 3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部、再評価差額金を純資産の部にそれぞれ計上しております。</p> <p style="text-align: right;">再評価を行った年月日 平成12年 1月31日</p> <p style="text-align: center;">同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年 3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は、第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>※2 担保に供している資産</p> <p>(1) 建物61,422百万円、機械及び装置4百万円、土地109,170百万円及び投資有価証券7,092百万円(うち建物1,495百万円、機械及び装置4百万円及び土地21,768百万円については観光施設財団を設定)は金融機関よりの1年以内返済予定の長期借入金26,331百万円及び長期借入金62,171百万円の担保に供しております。</p> <p>(2) 建物2,893百万円及び土地6,547百万円は日本中央競馬会よりの受入保証金4,680百万円(その他の流動負債860百万円、受入保証金3,820百万円)の担保に供しております。</p> <p>(3) 投資有価証券360百万円は前払式証票の規制等に関する法律に基づき、商品券(その他の流動負債223百万円)の発行保証金として供託しております。</p> <p>3 偶発債務</p> <p>金融機関等よりの借入金等に対し、下記のとおり債務保証をしております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">東京ケーブルネットワーク(株)</td> <td style="text-align: right;">621百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)東京ドームホテル</td> <td style="text-align: right;">289百万円</td> </tr> <tr> <td>その他2件</td> <td style="text-align: right;">182百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,093百万円</td> </tr> </table> <p>また、東京ケーブルネットワーク(株)の金融機関よりの借入金、1,026百万円に対して経営指導念書を差し入れております。</p>	東京ケーブルネットワーク(株)	621百万円	(株)東京ドームホテル	289百万円	その他2件	182百万円	合計	1,093百万円	<p>※1 土地再評価</p> <p>「土地の再評価に関する法律」(平成10年 3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部、再評価差額金を純資産の部にそれぞれ計上しております。</p> <p style="text-align: right;">再評価を行った年月日 平成12年 1月31日</p> <p style="text-align: center;">同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年 3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は、第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>※2 担保に供している資産</p> <p>(1) 建物61,564百万円、機械及び装置3百万円、土地109,170百万円及び投資有価証券8,846百万円(うち建物1,456百万円、機械及び装置3百万円及び土地21,768百万円については観光施設財団を設定)は金融機関よりの1年以内返済予定の長期借入金22,825百万円及び長期借入金57,953百万円の担保に供しております。</p> <p>(2) 建物2,902百万円及び土地6,547百万円は日本中央競馬会よりの受入保証金3,820百万円(その他の流動負債860百万円、受入保証金2,960百万円)の担保に供しております。</p> <p>(3) 有価証券20百万円及び投資有価証券343百万円は前払式証票の規制等に関する法律に基づき、商品券(その他の流動負債218百万円)の発行保証金として供託しております。</p> <p>3 偶発債務</p> <p>金融機関等よりの借入金等に対し、下記のとおり債務保証をしております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">東京ケーブルネットワーク(株)</td> <td style="text-align: right;">512百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)東京ドームホテル</td> <td style="text-align: right;">289百万円</td> </tr> <tr> <td>その他 件</td> <td style="text-align: right;">151百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">954百万円</td> </tr> </table> <p>また、東京ケーブルネットワーク(株)の金融機関よりの借入金、567百万円に対して経営指導念書を差し入れております。</p>	東京ケーブルネットワーク(株)	512百万円	(株)東京ドームホテル	289百万円	その他 件	151百万円	合計	954百万円
東京ケーブルネットワーク(株)	621百万円																
(株)東京ドームホテル	289百万円																
その他2件	182百万円																
合計	1,093百万円																
東京ケーブルネットワーク(株)	512百万円																
(株)東京ドームホテル	289百万円																
その他 件	151百万円																
合計	954百万円																

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当事業年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)																																																																																	
<p>※1 一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">業務委託費</td><td style="text-align: right;">520百万円</td></tr> <tr><td>社員人件費</td><td style="text-align: right;">2,338百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入損</td><td style="text-align: right;">117百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入損</td><td style="text-align: right;">343百万円</td></tr> <tr><td>俸給</td><td style="text-align: right;">298百万円</td></tr> <tr><td>諸税課金</td><td style="text-align: right;">125百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">134百万円</td></tr> </table> <p>※2 各科目に含まれている関係会社からのものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">受取利息</td><td style="text-align: right;">205百万円</td></tr> <tr><td>受取配当金</td><td style="text-align: right;">215百万円</td></tr> <tr><td>その他雑収入</td><td style="text-align: right;">73百万円</td></tr> </table> <p>※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">建物</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> </table> <p>※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">工具器具及び備品</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> </table> <p>※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">建物</td><td style="text-align: right;">326百万円</td></tr> <tr><td>機械及び装置</td><td style="text-align: right;">7百万円</td></tr> <tr><td>工具器具及び備品</td><td style="text-align: right;">40百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td style="text-align: right;">6百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">381百万円</td></tr> </table>	業務委託費	520百万円	社員人件費	2,338百万円	賞与引当金繰入損	117百万円	退職給付引当金繰入損	343百万円	俸給	298百万円	諸税課金	125百万円	減価償却費	134百万円	受取利息	205百万円	受取配当金	215百万円	その他雑収入	73百万円	建物	0百万円	工具器具及び備品	0百万円	土地	1百万円	計	1百万円	建物	326百万円	機械及び装置	7百万円	工具器具及び備品	40百万円	無形固定資産	6百万円	計	381百万円	<p>※1 一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">業務委託費</td><td style="text-align: right;">541百万円</td></tr> <tr><td>社員人件費</td><td style="text-align: right;">2,223百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入損</td><td style="text-align: right;">103百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">455百万円</td></tr> <tr><td>俸給</td><td style="text-align: right;">344百万円</td></tr> <tr><td>諸税課金</td><td style="text-align: right;">122百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">142百万円</td></tr> </table> <p>※2 各科目に含まれている関係会社からのものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">受取利息</td><td style="text-align: right;">228百万円</td></tr> <tr><td>受取配当金</td><td style="text-align: right;">215百万円</td></tr> <tr><td>その他雑収入</td><td style="text-align: right;">76百万円</td></tr> </table> <p>※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">建物</td><td style="text-align: right;">525百万円</td></tr> <tr><td>構築物</td><td style="text-align: right;">187百万円</td></tr> <tr><td>機械及び装置</td><td style="text-align: right;">8百万円</td></tr> <tr><td>工具器具及び備品</td><td style="text-align: right;">18百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">740百万円</td></tr> </table> <p>※4 減損損失 当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">場所</th> <th style="width: 20%;">用途</th> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 40%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東京都 豊島区他</td> <td>化粧品 雑貨</td> <td rowspan="2">建物 工具器具及び備品</td> <td rowspan="2">74</td> </tr> <tr> <td>小売店舗 (7店)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>74</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、管理会計上の区分を基準として、商品やサービスの性質、市場の類似性等を勘案して資産のグルーピングを実施しております。 経営環境の悪化により業績が低迷しており、短期間での業績の回復は困難であると判断したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(74百万円)として特別損失に計上しております。 減損損失の内訳は、建物47百万円、工具器具及び備品27百万円であります。 なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュフローがマイナスのため、備忘価額により評価しております。</p>	業務委託費	541百万円	社員人件費	2,223百万円	賞与引当金繰入損	103百万円	退職給付費用	455百万円	俸給	344百万円	諸税課金	122百万円	減価償却費	142百万円	受取利息	228百万円	受取配当金	215百万円	その他雑収入	76百万円	建物	525百万円	構築物	187百万円	機械及び装置	8百万円	工具器具及び備品	18百万円	計	740百万円	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	東京都 豊島区他	化粧品 雑貨	建物 工具器具及び備品	74	小売店舗 (7店)	合計			74
業務委託費	520百万円																																																																																	
社員人件費	2,338百万円																																																																																	
賞与引当金繰入損	117百万円																																																																																	
退職給付引当金繰入損	343百万円																																																																																	
俸給	298百万円																																																																																	
諸税課金	125百万円																																																																																	
減価償却費	134百万円																																																																																	
受取利息	205百万円																																																																																	
受取配当金	215百万円																																																																																	
その他雑収入	73百万円																																																																																	
建物	0百万円																																																																																	
工具器具及び備品	0百万円																																																																																	
土地	1百万円																																																																																	
計	1百万円																																																																																	
建物	326百万円																																																																																	
機械及び装置	7百万円																																																																																	
工具器具及び備品	40百万円																																																																																	
無形固定資産	6百万円																																																																																	
計	381百万円																																																																																	
業務委託費	541百万円																																																																																	
社員人件費	2,223百万円																																																																																	
賞与引当金繰入損	103百万円																																																																																	
退職給付費用	455百万円																																																																																	
俸給	344百万円																																																																																	
諸税課金	122百万円																																																																																	
減価償却費	142百万円																																																																																	
受取利息	228百万円																																																																																	
受取配当金	215百万円																																																																																	
その他雑収入	76百万円																																																																																	
建物	525百万円																																																																																	
構築物	187百万円																																																																																	
機械及び装置	8百万円																																																																																	
工具器具及び備品	18百万円																																																																																	
計	740百万円																																																																																	
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																																																															
東京都 豊島区他	化粧品 雑貨	建物 工具器具及び備品	74																																																																															
	小売店舗 (7店)																																																																																	
合計			74																																																																															

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	529,948	179,071	—	709,019

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加179,071株

当事業年度(自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	709,019	71,907	—	780,926

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 71,907株

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)				当事業年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)					
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記				リース取引開始日が平成21年 1月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る注記					
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額					
	機械及び 装置 (百万円)	車輛及び 運搬具 (百万円)	工具器具 及び備品 (百万円)	合計 (百万円)		機械及び 装置 (百万円)	車輛及び 運搬具 (百万円)	合計 (百万円)	
取得価額 相当額	5,304	73	9	5,387	取得価額 相当額	4,958	73	5,031	
減価償却 累計額 相当額	3,956	37	8	4,003	減価償却 累計額 相当額	4,379	50	4,429	
期末残高 相当額	1,347	35	0	1,384	期末残高 相当額	578	23	602	
② 未経過リース料期末残高相当額				② 未経過リース料期末残高相当額					
1年以内				782百万円	1年以内				387百万円
1年超				602百万円	1年超				214百万円
合計				1,384百万円	合計				602百万円
なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。				同左					
③ 支払リース料、減価償却費相当額				③ 支払リース料、減価償却費相当額					
支払リース料				845百万円	支払リース料				782百万円
減価償却費相当額				845百万円	減価償却費相当額				782百万円
④ 減価償却費相当額の算定方法				④ 減価償却費相当額の算定方法					
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左					

(有価証券関係)

前事業年度 (平成21年 1月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	209	209	—
合計	209	209	—

当事業年度 (平成22年 1月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	209	314	104
合計	209	314	104

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年 1月31日)		当事業年度 (平成22年 1月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (流動の部) 繰延税金資産	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (流動の部) 繰延税金資産
	賞与引当金 164百万円		賞与引当金 147百万円
	未払金 81百万円		未払金 141百万円
	未払事業所税 43百万円		未払事業所税 41百万円
	前受収益 40百万円		前受収益 39百万円
	未払社会保険料 34百万円		未払社会保険料 34百万円
	未払事業税 28百万円		未払事業税 21百万円
	その他 18百万円		その他 32百万円
	繰延税金資産小計 410百万円		繰延税金資産小計 458百万円
	評価性引当額 △2百万円		評価性引当額 △14百万円
	繰延税金資産合計 408百万円		繰延税金資産合計 443百万円
	繰延税金負債		繰延税金負債
	未収収益 △34百万円		未収収益 △72百万円
	繰延税金負債合計 △34百万円		繰延税金負債合計 △72百万円
	繰延税金資産の純額 373百万円		繰延税金資産の純額 370百万円
	(固定の部) 繰延税金資産		(固定の部) 繰延税金資産
	税務繰越欠損金 25,773百万円		税務繰越欠損金 23,939百万円
	関係会社貸倒引当金 18,442百万円		関係会社貸倒引当金 18,638百万円
	関係会社株式評価損 4,886百万円		関係会社株式評価損 5,081百万円
	その他有価証券評価差額金 1,773百万円		投資有価証券評価損 2,323百万円
	退職給付引当金 1,137百万円		退職給付引当金 1,119百万円
	長期末払金 244百万円		減損に伴う土地再評価取崩額 230百万円
	減損に伴う土地再評価取崩額 230百万円		長期末払金 205百万円
	投資有価証券評価損 185百万円		減損損失 176百万円
	減損損失 155百万円		ゴルフ会員権評価損 90百万円
	ゴルフ会員権評価損 90百万円		その他 172百万円
	その他 214百万円		繰延税金資産小計 51,976百万円
	繰延税金資産小計 53,134百万円		評価性引当額 △38,750百万円
	評価性引当額 △37,255百万円		繰延税金資産合計 13,226百万円
	繰延税金資産合計 15,878百万円		繰延税金負債
	繰延税金資産の純額 15,878百万円		その他有価証券評価差額金 △463百万円
	繰延税金負債合計 △463百万円		繰延税金負債合計 △463百万円
	繰延税金資産の純額 15,878百万円		繰延税金資産の純額 12,762百万円
	上記以外に土地再評価に係る繰延税金資産及び負債があり、その内訳は以下のとおりであります。		上記以外に土地再評価に係る繰延税金資産及び負債があり、その内訳は以下のとおりであります。
	再評価に係る繰延税金資産		再評価に係る繰延税金資産
	再評価に係る繰延税金資産 130百万円		再評価に係る繰延税金資産 130百万円
	評価性引当額 △130百万円		評価性引当額 △130百万円
	再評価に係る繰延税金資産合計 ー百万円		再評価に係る繰延税金資産合計 ー百万円
	再評価に係る繰延税金負債		再評価に係る繰延税金負債
	再評価に係る繰延税金負債 △33,367百万円		再評価に係る繰延税金負債 △33,367百万円
	再評価に係る繰延税金負債の純額 △33,367百万円		再評価に係る繰延税金負債の純額 △33,367百万円

前事業年度 (平成21年 1月31日)	当事業年度 (平成22年 1月31日)												
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">2.09%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">△59.43%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割額等</td> <td style="text-align: right;">0.90%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.73%</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△15.02%</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.69%	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.09%	評価性引当額の増減	△59.43%	住民税均等割額等	0.90%	その他	0.73%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	△15.02%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。</p>
法定実効税率 (調整)	40.69%												
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.09%												
評価性引当額の増減	△59.43%												
住民税均等割額等	0.90%												
その他	0.73%												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△15.02%												

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当事業年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)
1株当たり純資産額	281.79円	280.36円
1株当たり当期純利益	21.45円	—円
1株当たり当期純損失	—円	22.77円
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株あたり当期純損失計上であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成21年 1月31日)	当事業年度 (平成22年 1月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	53,823	53,530
純資産の部の合計額から 控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る純資産額(百万円)	53,823	53,530
当事業年度末の普通株式の数(千株)	191,005	190,933

2 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額

項目	前事業年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当事業年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	4,099	△4,348
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	4,099	△4,348
期中平均株式数(千株)	191,105	190,981

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)	当事業年度 (自 平成21年 2月 1日 至 平成22年 1月31日)
<p>1 平成20年12月22日開催の取締役会において、銀行保証付私募債について決議いたしました。この決議に基づき、以下の社債の発行を実施しております。</p> <p>① 名称 第33回無担保社債 (株式会社三井住友銀行保証付及び適格機関投資家限定)</p> <p>発行日 平成21年 2月27日</p> <p>発行総額 25億円</p> <p>発行価額 額面100円につき100円</p> <p>利率 年0.88%</p> <p>償還期限 平成26年 2月28日</p> <p>償還条件 平成22年 8月31日より半年毎均等償還</p> <p>資金使途 運転資金</p> <p>② 名称 第34回無担保社債 (中央三井信託銀行株式会社保証付及び適格機関投資家限定)</p> <p>発行日 平成21年 3月31日</p> <p>発行総額 80億円</p> <p>発行価額 額面100円につき100円</p> <p>利率 年1.489%</p> <p>償還期限 平成26年 3月31日</p> <p>償還条件 平成22年 9月30日より半年毎均等償還</p> <p>資金使途 運転資金</p>	<p>1 平成21年12月21日開催の取締役会において、銀行保証付私募債について決議いたしました。この決議に基づき、以下の社債の発行を実施しております。</p> <p>① 名称 第36回無担保社債 (株式会社三井住友銀行保証付及び適格機関投資家限定)</p> <p>発行日 平成22年 2月26日</p> <p>発行総額 30億円</p> <p>発行価額 額面100円につき100円</p> <p>利率 年0.769%</p> <p>償還期限 平成27年 2月27日</p> <p>償還条件 平成23年 8月31日より半年毎均等償還</p> <p>資金使途 運転資金</p> <p>② 名称 第37回無担保社債 (中央三井信託銀行株式会社保証付及び適格機関投資家限定)</p> <p>発行日 平成22年 3月31日</p> <p>発行総額 60億円</p> <p>発行価額 額面100円につき100円</p> <p>利率 年1.01%</p> <p>償還期限 平成27年 3月31日</p> <p>償還条件 平成23年 9月30日より半年毎均等償還</p> <p>資金使途 運転資金</p> <p>③ 名称 第38回無担保社債 (株式会社三菱東京UFJ銀行保証付及び適格機関投資家限定)</p> <p>発行日 平成22年 3月31日</p> <p>発行総額 60億円</p> <p>発行価額 額面100円につき100円</p> <p>利率 年0.84%</p> <p>償還期限 平成27年 3月31日</p> <p>償還条件 平成23年 9月30日より半年毎均等償還</p> <p>資金使途 運転資金</p>

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(投資有価証券)		
その他有価証券		
(株)みずほフィナンシャルグループ	18,061,720	3,160
日本テレビ放送網(株)	156,532	1,939
スルガ銀行(株)	2,203,400	1,760
(株)よみうりランド	5,821,035	1,728
富士急行(株)	3,052,140	1,397
東京都競馬(株)	9,201,050	1,196
アサヒビール(株)	492,800	864
キリンホールディングス(株)	550,557	759
伊藤忠商事(株)	788,750	558
中央三井トラスト・ホールディングス(株)	1,521,723	488
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	548,990	256
(株)ほくほくフィナンシャルグループ	1,018,960	191
(株)ほくほくフィナンシャルグループ優先株式	260,000	130
(株)東京メトロポリタンテレビジョン	7,200	114
日本興亜損害保険(株)	170,000	88
(株)三越伊勢丹ホールディングス	88,400	75
(株)WOWOW	200	38
東京ベイネットワーク(株)	680	33
(株)ホテルグランドパレス	50,000	25
(株)シミズオクト	13,600	20
東京湾横断道路(株)	300	15
その他 28銘柄	8,249,900	62
計	52,257,937	14,905

【債券】

銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(投資有価証券)		
その他有価証券		
利付国債3銘柄	346	363
計	346	363

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	180,056	5,513	2,490 (47)	183,079	91,922	4,893	91,156
構築物	8,111	13	357	7,767	4,634	303	3,133
機械及び装置	12,244	1,768	803	13,209	9,887	567	3,322
車輛運搬具	46	3	—	50	41	3	8
工具、器具及び備品	12,201	460	3,040 (27)	9,621	7,641	557	1,979
土地	124,900	—	—	124,900	—	—	124,900
リース資産	—	1,531	—	1,531	155	155	1,375
建設仮勘定	3,310	5,239	8,142	407	—	—	407
有形固定資産計	340,871	14,531	14,834 (74)	340,568	114,283	6,481	226,285
無形固定資産							
借地権	417	—	—	417	—	—	417
ソフトウェア	1,426	37	—	1,464	1,292	116	172
その他	202	91	78	215	157	6	58
無形固定資産計	2,046	129	78	2,097	1,449	123	648
長期前払費用	153	81	80	154	11	4	143
繰延資産							
社債発行費	1,364	399	—	1,763	828	332	935
繰延資産計	1,364	399	—	1,763	828	332	935

(注) 1 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。(単位 百万円)

 ジオポリス再開発関連工事

建物	1,761百万円
機械及び装置	1,498百万円
工具、器具及び備品	177百万円
リース資産	1,252百万円
建設仮勘定	1,616百万円
ソフトウェア	5百万円
その他の無形固定資産	45百万円

 構内共用設備更新工事

建物	1,202百万円
建設仮勘定	1,261百万円

 東京ドーム改修工事

建物	1,310百万円
機械及び装置	124百万円
工具、器具及び備品	19百万円
建設仮勘定	1,534百万円

2 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。(単位 百万円)

 ジオポリス再開発関連工事

建設仮勘定	3,642百万円
-------	----------

 構内共用設備更新工事

建設仮勘定	1,263百万円
-------	----------

 東京ドーム改修工事

建設仮勘定	1,536百万円
-------	----------

なお、当期減少額のうち()内は内書で減損損失の計上額であります。

3 当期償却費の負担先

売上原価	6,467百万円
一般管理費	142百万円
合計	6,609百万円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	51,762	503	2	※1 3	52,259
賞与引当金	403	368	403	—	368
ポイント引当金	18	27	13	※2 5	27
商品券等引換引当金	19	—	3	—	16
執行役員退職慰労引当金	60	23	15	—	69
債務保証損失引当金	135	—	—	※3 135	—

(注)※1 3百万円は一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

※2 5百万円はポイントの失効による取崩額であります。

※3 135百万円は貸倒引当金への振替によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 資産の部

流動資産

(1) 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	469
預金の種類	
当座預金	73
普通預金	7,819
その他預金	10
計	7,903
合計	8,372

(2) 売掛金

相手先	金額(百万円)
(株)ヤングコミュニケーション	220
(株)東京ドーム・リゾートオペレーションズ	67
特別区競馬組合	58
(株)OPA	48
大阪ダイヤモンド地下街(株)	47
その他	949
合計	1,392

売掛金の滞留状況

平成21年 1月末	平成21年 2月～平成22年 1月		平成22年 1月末	回収率(%)	滞留期間(日)
残高(A) (百万円)	発生高(B) (百万円)	回収高(C) (百万円)	残高(D) (百万円)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{\{(A)+(D)\} \times 1/2 \times 365}{(B)}$
1,327	30,461	30,396	1,392	95.6	16

(3) 商品

区分	金額(百万円)
流通事業商品たな卸高	886
食堂・売店商品たな卸高他	324
合計	1,211

(4) 貯蔵品

区分	金額(百万円)
遊園地遊戯機械予備部品	40
社員食堂食材他	3
合計	43

固定資産

(1) 関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
(子会社株式) 松戸公産株	35,776
(関連会社株式) 東京ケーブルネットワーク株	1,030
その他	424
合計	37,231

(2) 関係会社長期貸付金

区分	金額(百万円)
(株)水戸後楽園	21,255
(株)後楽園フードサービス	9,405
オリンピア興業株	9,100
(株)札幌後楽園ホテル	7,717
後楽園事業株	3,750
TERRY HILLS GOLF AND COUNTRY CLUB HOLDINGS LTD.	2,310
(株)東京ドームホテル	2,300
後楽園不動産株	1,353
その他 4社	717
合計	57,909

(注) (株)水戸後楽園、(株)後楽園フードサービス及び後楽園不動産株については無利息としております。

2 負債の部

流動負債

(1) 買掛金

相手先	金額(百万円)
(株)井田両国堂	132
ベネリック株	23
(株)大山	20
(株)トップインターナショナル	18
(有)シャンテ	18
その他	294
合計	508

固定負債
(1) 社債

銘柄	金額(内1年以内償還予定額)(百万円)
第19回無担保普通社債	600 (600)
第20回無担保普通社債	200 (200)
第21回無担保普通社債	1,500 (1,500)
第22回無担保普通社債	200 (200)
第23回無担保普通社債	3,600 (2,400)
第24回無担保普通社債	3,450 (1,725)
第25回無担保普通社債	2,850 (1,425)
第26回無担保普通社債	960 (480)
第27回無担保普通社債	2,250 (2,250)
第28回無担保普通社債	750 (300)
第29回無担保普通社債	3,750 (1,250)
第30回無担保普通社債	7,780 (2,220)
第31回無担保普通社債	8,000 (2,000)
第32回無担保普通社債	7,600 (1,900)
第33回無担保普通社債	2,500 (312)
第34回無担保普通社債	8,000 (1,000)
第35回無担保普通社債	9,000 (—)
合計	62,990 (19,762)

(2) 長期借入金

借入先	金額(内1年以内返済予定額)(百万円)
(株)みずほコーポレート銀行	40,068 (14,345)
中央三井信託銀行(株)	8,812 (2,750)
農林中央金庫	8,212 (3,150)
三菱UFJ信託銀行(株)	5,965 (1,384)
(株)りそな銀行	5,225 (1,825)
その他25社	56,007 (19,674)
合計	124,291 (43,129)

(3) 再評価に係る繰延税金負債

区分	金額(百万円)
土地再評価に係る繰延税金負債	33,367
合計	33,367

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	2月1日から1月31日まで
定時株主総会	4月中
基準日	1月31日
剰余金の配当の基準日	7月31日、1月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り	(特別口座) 東京都杉並区和泉2丁目8番4号 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都港区芝3丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額 (算式) 1株当たりの買取価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき 0.700% 1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき 0.575% 3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき 0.375% (円未満の端数を生じた場合は切り捨てる) ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とします。
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.tokyo-dome.co.jp

	所有株式数	野球株主証	東京ドームシティアトラクションズ乗物券	スパラクーア入館券	東京ドーム500円優待券	スパラクーア割引券	東京ドームホテルズ宿泊割引券	東京ドームホテルズ飲食割引券	松戸競輪場株主証
株主に対する特典	1,000株以上	—	—	—	6枚	10枚	10枚	10枚	1枚
	3,000株以上	—	5回	2枚	6枚	10枚	10枚	10枚	1枚
	4,000株以上	巨人戦立ち見・日本ハム戦外野席1枚	5回	2枚	6枚	10枚	10枚	10枚	1枚
	10,000株以上	巨人戦立ち見・日本ハム戦外野席1枚	10回	4枚	6枚	10枚	10枚	10枚	1枚
	30,000株以上	巨人戦指定席C・日本ハム戦指定席1枚	20回	10枚	20枚	20枚	20枚	20枚	1枚
	60,000株以上	巨人戦指定席A・B1枚または指定席C2枚・日本ハム戦指定席1枚	20回	10枚	20枚	20枚	20枚	20枚	1枚
有効期間	※1	発行年度の翌年3月31日まで	同左	同左	同左	同左	同左	同左	4月1日から翌年3月31日まで

- (注)※1 野球株主証の対象は東京ドームで開催されるプロ野球公式戦(ジャイアンツ及びファイターズの主催試合)全試合であります。
- 2 優待権利確定日は平成22年1月31日であります。
- 3 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。
会社法第189条第2項各号に掲げる権利
会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利
- 4 平成22年4月28日開催の第100回定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、単元未満株式の買増制度を導入いたしました。なお、買取・買増手数料は無料に変更となっており、効力発生日は平成22年4月28日であります。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第99期(自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日)

平成21年 4月30日関東財務局長に提出

(2) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第100期第1 四半期(自 平成21年 2月 1日 至 平成21年 4月30日)

平成21年 6月12日関東財務局長に提出

第100期第2 四半期(自 平成21年 5月 1日 至 平成21年 7月31日)

平成21年 9月11日関東財務局長に提出

第100期第3 四半期(自 平成21年 8月 1日 至 平成21年10月31日)

平成21年12月11日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年4月28日

株式会社 東京ドーム
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 落 合 孝 彰 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 村 敦 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京ドームの平成20年2月1日から平成21年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京ドーム及び連結子会社の平成21年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年4月28日

株式会社 東京ドーム
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 落 合 孝 彰 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 上 坂 善 章 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 村 敦 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京ドームの平成21年2月1日から平成22年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京ドーム及び連結子会社の平成22年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社東京ドームの平成22年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社東京ドームが平成22年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年4月28日

株式会社 東京ドーム
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 落 合 孝 彰 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 川 村 敦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京ドームの平成20年2月1日から平成21年1月31日までの第99期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京ドームの平成21年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年4月28日

株式会社 東京ドーム
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	落 合 孝 彰	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	上 坂 善 章	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	川 村 敦	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京ドームの平成21年2月1日から平成22年1月31日までの第100期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京ドームの平成22年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年4月28日
【会社名】	株式会社 東京ドーム
【英訳名】	TOKYO DOME CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久 代 信 次
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項ありません
【本店の所在の場所】	東京都文京区後楽1丁目3番61号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長久代信次は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております。企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお内部統制は、その各基本的要素が有機的に結びつき一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年1月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

この評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえ評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。なお、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的重要性を考慮しております。

当社及び連結子会社11社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社3社及び持分法適用関連会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の2/3に達する2事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。なお、各事業拠点の当連結会計年度の売上高において、重要な事業拠点を変更する必要がないことを確認しております。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。それ以外の事業拠点をも含めた範囲についても、財務報告への影響を勘案し、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセスを、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年4月28日
【会社名】	株式会社 東京ドーム
【英訳名】	TOKYO DOME CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久 代 信 次
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項ありません
【本店の所在の場所】	東京都文京区後楽1丁目3番61号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長久代信次は、当社の第100期(自 平成21年2月1日 至 平成22年1月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。